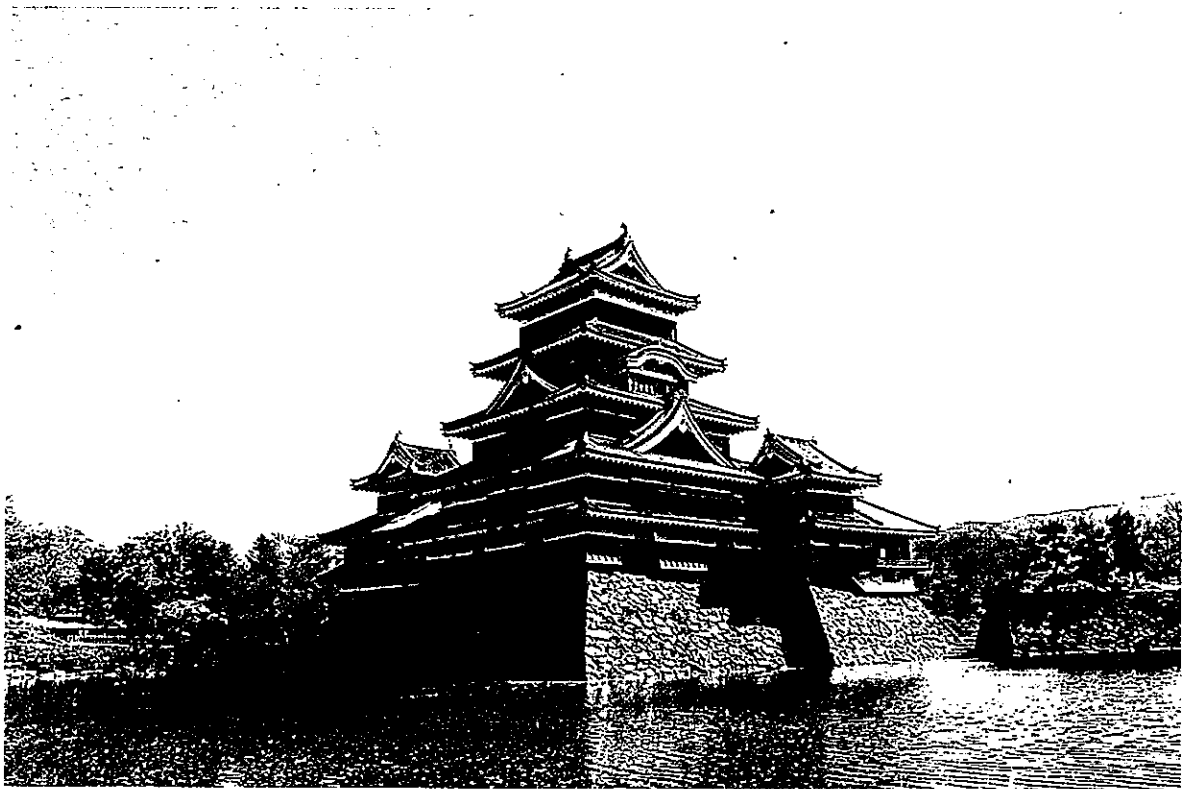


令和元年度版

松本市の国保

(平成30年度実績)



第57号

松 本 市

松本市基本構想2020

将来の都市像 健康寿命延伸都市・松本

- 1 だれもが健康でいきいきと暮らすまち
- 2 一人ひとりが輝き大切にされるまち
- 3 安全・安心で支え合いの心がつなくまち
- 4 人にやさしい環境を保全し自然と共生するまち
- 5 魅力と活力にあふれにぎわいを生むまち
- 6 ともに学びあい人と文化を育むまち

《健康寿命延伸都市・松本》

「健康寿命延伸都市・松本」実現のため
健康を核として、様々な分野が連携し、
「心と体」の健康づくりと「暮らし」の環境づくりを
一体的に進めます。



美しく生きる。
健康寿命延伸都市・松本

目 次

I	松本市の市勢概要	3
II	松本市の国民健康保険概要	3
III	松本市国民健康保険事業の状況	
1	国民健康保険事業の経過	4
2	国民健康保険事業の事務機構と職員配置	18
3	国民健康保険運営協議会	19
IV	概 況	
1	国保被保険者の状況	
(1)	被保険者数の推移	22
(2)	被保険者数の伸び率	22
(3)	被保険者異動状況	23
2	国保医療費の状況	
(1)	医療費の推移	23
(2)	医療費伸び率の推移	24
(3)	一人当たり医療費の推移	24
3	国保保険税の状況（現年度分）	25
4	決算概要	26
V	統計表	
1	被保険者	
(1)	年齢階層別国保加入状況	29
(2)	年度別国保加入状況	30
(3)	世帯構成別国保加入状況	30
(4)	外国人加入状況	30
2	財 政	
(1)	平成30年度決算状況	32
(2)	年度別決算状況	32
(3)	基金の状況	34
(4)	返納金	35
(5)	県支出金の状況	34
(6)	介護納付金分収入支出状況	36
(7)	後期高齢者支援金等分収入支出状況	36
3	保 險 税	
(1)	課税状況	
①	年度別課税状況	38
②	課税階層別課税状況	40
③	軽減世帯の状況	42
④	所得稼得区分別納税義務者状況	42
(2)	収納状況	
①	年度別保険税収納状況	44
②	納付方法別保険税収納状況	45
③	課税額段階別滞納状況	45
④	50万円以上滞納状況	45
(3)	短期被保険者証と被保険者資格証明書の交付状況	
①	年度末の交付世帯	46
(4)	滞納処分状況	
①	差押及び交付要求	46

目 次

4 給 付	
(1) 年度別給付状況	48
(2) 年間診療別給付状況	50
(3) 年度別その他給付状況	50
(4) 高額療養費貸付制度利用状況	51
(5) 限度額適用認定証発行状況	51
5 保健事業	
(1) 特定健康診査及び特定保健指導	52
(2) 糖尿病性腎症重症化予防事業	54
(3) 後発医薬品利用差額通知事業	54
(4) 医療費通知事業	55
(5) 医療費適正化事業（レセプト点検）	55
(6) 健康増進対策事業（松本市健康フェスティバル）	55
(7) 疾病予防事業（人間ドック助成事業）	56
(8) 高額療養費貸付事業	56
6 県下19市の状況	
(1) 平成30年度県下19市保険者別経理状況（決算）	58
(2) 平成30年度県下19市保険者別基金保有状況	58
(3) 平成30年度県下19市保険者別統計概要	60
7 事業年報	65
8 医療施設等状況	
(1) 医療施設の状況	79
(2) 市立病院・診療所等	80
VI 関係例規	
○松本市国民健康保険条例	85
○松本市国民健康保険事業財政調整基金条例	89
○松本市国民健康保険運営協議会規則及び関係法令	90
○松本市国民健康保険税条例	92
○松本市国民健康保険税の減免に関する規程	106
○松本市国民健康保険税収納嘱託員設置要綱	110
○松本市国民健康保険税徴収方法変更事務取扱要綱	113
○松本市国民健康保険の保険給付等に関する規則	115
○松本市国民健康保険高額療養費貸付規則	121
○松本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規程	123
○松本市国民健康保険被保険者資格証明書交付規程	125
○松本市国民健康保険有効被保険者証取扱交付要綱	128
○松本市国民健康保険人間ドック等助成事業実施要綱	129
○松本市国民健康保険特定健康診査実施要綱	131
○松本市国民健康保険診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要綱	133

I 松本市の市勢概要

- 1 市制施行 明治40年5月1日
- 2 位置(市役所) 北緯36度14分17秒 東経137度58分19秒
- 3 標高(市役所) 592.21m
- 4 面積 978.47km²
- 5 産業別就業割合 第1次産業 5.6%
(平成27年国調) 第2次産業 23.4%
(分類不能3.6%) 第3次産業 67.5%
- 6 世帯・人口 105,151世帯、238,647人
(登録人口平成31年4月1日現在)
- 7 人口密度 243.90人/km²

II 松本市の国民健康保険概要

- 1 事業開始 昭和29年4月1日
- 2 国保加入状況 (平成31年3月末現在)
 - (1) 加入世帯数 31,065世帯 (国保加入率29.5%)
 - (2) 被保険者数 49,412人 (国保加入率20.7%)
 (内訳) 一般被保険者数 49,231人 (構成比99.6%)
 退職被保険者数 181人 (構成比0.4%)
- 3 給付割合 義務教育就学前 8割
義務教育就学後～70歳未満 7割
70歳以上 一般 8割
70歳以上 現役並み所得者 7割
- 4 その他の給付 出産育児一時金 404,000円 (※産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は420,000円)
葬祭費 50,000円
結核精神給付金 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2又は障害者総合支援法施行令に規定する医療の自己負担分
- 5 賦課方式 3方式(所得割は旧ただし書方式)、納期9回

年度	医療分				支援金分				介護分			
	所得割	均等割	平等割	課税限度額	所得割	均等割	平等割	課税限度額	所得割	均等割	平等割	課税限度額
	%	円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円
26	7.9	17,100	21,000	510,000	2.4	5,100	6,000	160,000	2.5	6,000	6,300	140,000
27	7.9	17,100	21,000	520,000	2.4	5,100	6,000	170,000	2.5	6,000	6,300	160,000
28	9.1	18,800	22,700	540,000	3.2	6,500	7,400	190,000	2.6	6,400	6,700	160,000
29	9.1	18,800	22,700	540,000	3.2	6,500	7,400	190,000	2.6	6,400	6,700	160,000
30	9.1	18,800	22,700	580,000	3.2	6,500	7,400	190,000	2.6	6,400	6,700	160,000

Ⅲ 松本市国民健康保険事業の状況

1 国民健康保険事業の経過

年	月日	経 過	適 要
昭和18	6.18	・国民健康保険組合を設立、事業開始	
22	4.1	・戦後の混乱の中、事業休止	
29	4.1	・合併により島内・中山の事業を引継ぎ開始	
	8.1	・合併により、新村・和田・笹賀・今井・芳川・寿・里山辺・岡田の事業を引継ぎ	
30	4.1	・一部負担金の保険者徴収廃止	
		・被保険者二重加入制度廃止	
33	10.1	・初診料の給付実施	医療費改定8.5%
34	10.1	・全市事業実施	
35	4.1	・合併により内田の事業を引継ぐ	
36	4.1	・往診料の給付実施	
	7.1		医療費改定12.5%
37	10.1	・世帯主の結核・精神について7割給付実施	
	4.1	・歯科補綴（ほてつ＝義歯等）の給付実施	
38	9.1	・給付期間制度の撤廃	
	4.1	・島内・和田診療所業務委託	医療費地域差撤廃
40	9.1	・世帯主7割給付実施	
	10.1	・助産費を2,000円に増額	
	1.1	・中山診療所業務委託	医療費改定9.5%
	10.1	・葬祭費一律2,000円に増額	薬価4.5%引下げ
41	11.1		
	8.1	・朝鮮・韓国人国保適用	
42	10.1	・診療報酬支払委託	
	4.1	・育児手当1,200円新設	
	10.1		薬価3.8%引下げ
43	12.1		医療費改定7.68%
	1.1	・世帯員7割給付実施	
	4.1		保険税改定28.8%
	6.1	・保険税賦課事務電算委託	
	7.12	・島内診療所廃止	
	11.1	・給付台帳合理化実施	
44	11.22	・中山・和田診療所廃止	
	4.1	・助産費を3,000円に増額	保険税改定
45	2.1		医療費改定9.74%
	4.1	・助産費を10,000円に増額	保険税改定27.3%
	8.1		薬価1.3%引下げ
	10.1	・老人80歳以上10割給付実施（入院外）	償還方式(市単)
46	4.1	・老人（78歳以上）10割給付実施（入院外）	償還方式(市単)
	4.1	・課税限度額5万円から8万円に引上げ	
	7.1	・保険税賦課事務電算化	
	10.1	・心身障害者医療制度実施（身障1～2等級）	
	10.1	・老人（75歳以上）10割給付実施（入院外）	現物給付
47	2.1		医療費改定13.7%
	4.1	・老人（75才以上）10割給付（入院・入院外）	薬価1.7%引下げ
		・育児手当金3,000円に、葬祭費5,000円に増額 ・健康優良世帯の表彰（1年間無診療世帯）	現物給付 保険税改定30.0%
48	1.1	・老人（70歳以上）10割給付	老人医療費の無料化法定
	4.1	・3歳未満乳幼児医療制度実施	
	7.1	・中国人の国保適用	
	10.1	・老人医療68歳年齢引下げ・65歳以上ねたきり老人医療制度実施	市単

年	月日	経 過	適 要
49	1.1	・心身障害者医療制度拡大（身障3級まで）	医療費改定19.0% 保険税改定27.3%
	2.1		
	4.1	・助産費20,000円に増額・課税限度額120,000円	
	5.1	・合併により本郷の事業を引継ぐ	医療費改定16%
	7.1	・保険税収納事務電算化	
	10.1	・高額療養費制度開始（自己負担30,000円）	
	11.1	・母子家庭医療費助成制度実施（所得制限付）	
50	1.1	・全外国人の国保適用	薬価1.6%引下げ 保険税改定9.5%
	4.1	・寡婦医療実施	
	7.1	・助産費を40,000円に増額	
	10.1	・1人ぐらし老人医療実施（65歳以上）	
51	4.1	・課税限度額150,000円に ・高額療養費貸付制度開始	医療（歯科）費改定9.0% 保険税改定23.0% 医療（歯科）費改定9.6%
	8.1	・高額療養費自己負担39,000円に	
52	4.1	・給付（レセプト）関係事務電算処理化実施 ・課税限度額170,000円に	保険税改定6.3%
	10.1	・助産費を60,000円に増額	
53	2.1	・財政調整基金の設置	医療費改定 入院 12.3% 入院外 7.7% 歯科 12.5% 市単 市単 保険税改定3.5%
	4.1	・心身障害者医療制度拡大（4級まで） ・母子医療制度所得制限撤廃 ・父子家庭医療費助成制度実施 ・健康老人褒賞事業実施 ・葬祭費を8,000円に増額 ・課税限度額190,000円に	
	7.1	・県老人医療68歳年令引下げ ・市単老人医療67歳年令引下げ	
54	4.1	・あんま・マッサージ施術費助成 ・課税限度額220,000円に	市単 保険税改定4.3%
	10.1	・結予法第34条、精衛法第32条患者10割給付 ・助産費を80,000円に増額	
55	4.1	・国保異動事務合理化 （システムファイル500導入） ・課税限度額240,000円に	保険税改定3.0%
	7.1	・葬祭費を12,000円に増額 ・人間ドック受検者補助事業開始（5,000円）	
	12.24	・医療費通知の開始	
56	4.1	・課税限度額260,000円に	保険税改定3.0% 医療費改定8.1% 薬価基準引下げ18.6% （医療費相当△6.1%）
	2.1	・市単老人医療66歳年令引下げ	
	6.1		
57	4.1	・課税限度額270,000円に	保険税改定3.0%
	7.1	・助産費を100,000円に、葬祭費を15,000円に増額	
	9.1	・高額療養費自己負担45,000円に（市民税非課税世帯据置）	
58	1.1	・高額医療費自己負担51,000円に（市民税非課税世帯据置）	薬価基準引下げ4.9% （医療費相当△1.5%） 一般診療報酬改定0.2% 引上げ 老人診療報酬設定 保険税改定2.93%
	2.1	・老人保健法施行 ・70歳以上、65歳以上ねたきり老人一部負担導入 （外来1ヵ月400円、入院1日300円2ヵ月限度） ・県単老人医療、市単老人医療、寡婦医療一部負担導入 （外来1ヵ月400円、入院1日300円2ヵ月限度） ・65歳以上ねたきり老人一部負担金助成	
	4.1	・課税限度額280,000円に	
	7.1	・寡婦医療段階的に廃止（新規該当者の廃止） ・母子医療年令制限拡大（18歳未満を18歳以上高校在学者に） ・乳幼児医療所得制限導入（入院分は制限なし）	

年	月日	経 過	適 要
59	3.1 4.1 10.1	<ul style="list-style-type: none"> ・高額医療費共同事業開始（S59.1診療分から該当） ・課税限度額350,000円に ・退職者医療制度施行 <ul style="list-style-type: none"> ・退職被保険者（自己負担割合）入院・外来2割 ・被扶養者（自己負担割合）入院2割・外来3割 ・高額療養費自己負担変更 <ul style="list-style-type: none"> ・51,000円据置（低所得者39,000円 → 30,000円） ・世帯合算（新設） <ul style="list-style-type: none"> 同一世帯、同一月30,000円（低所得21,000円） 支払世帯51,000円（低所得30,000円） ・多数該当世帯軽減（新設） <ul style="list-style-type: none"> 前11ヵ月間に同一世帯で高額該当3回以上は4回目から30,000円（低所得21,000円） ・長期特定疾病患者負担軽減（新設） <ul style="list-style-type: none"> 特定疾病10,000円 	薬価基準引下げ16.6% （医療費相当△5.1%） 医療費改定2.79%
60	3.1 4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・給付（レセプト）関係事務電算処理国保連合会へ一部委託 	薬価基準引下げ6.0% （医療費相当△1.9%） 医療費改定3.3%
61	2.13 4.1 5.1 12.1	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険運営協議会委員に被用者保険等保険者を代表する委員を委嘱 ・課税限度額370,000円に ・高額療養費自己負担限度額54,000円に引上げ <ul style="list-style-type: none"> 低所得者30,000円、人工透析、血友病の10,000円は据置 世帯合併レセプトの30,000円、多数該当の場合の30,000円も据置 ・国保資格確認事務合理化 <ul style="list-style-type: none"> （端末機ファコム9450シグマ導入2台） 	診療報酬引上げ2.3% （医科2.5%、歯科1.5% 調剤報酬0.3%） 薬価基準引上げ5.1% （医療費相当△1.5%） 保険税改定7.4%
62	1.1 4.1 7.14	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金の改正 ・外来 1月800円、入院 1日400円に （ただし、市民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者は2ヵ月を限度とし300円とする） ・課税限度額390,000円に ・保険税収納部分を保健課へ移管 <ul style="list-style-type: none"> 納税課整理係の国保支弁職員6人を保健課収納係として所管替えし、 収納嘱託員3名を7名に増員 	保険税改定9.5%
63	3.1 4.1 6.1 10.24	<ul style="list-style-type: none"> ・助産費を130,000円に ・保険税賦課部門を保健課へ移管 <ul style="list-style-type: none"> 市民税課市民税係の国保支弁職員6人を保健課へ移管し、保健課 収納係と合わせて保険税係に名称変更 ・国保資格確認事務合理化強化 <ul style="list-style-type: none"> （端末機ファコム9450シグマ2台増設） ・課税限度額400,000円に ・国保制度改正 <ul style="list-style-type: none"> ・保険基盤安定制度創設 ・地域医療費適正化プログラムの推進 ・高額医療費共同事業の充実強化 ・老人保健医療費拠出金に係る国庫負担の見直し ・保険税納期回数を5回から9回に変更 ・収納嘱託員7名を11名に増員 	診療報酬引上げ3.4% （医科3.8%、調剤1.7%） 薬価基準引下げ10.2% （医療費相当△2.9%） 医療（歯科）費改定0.6%

年	月日	経 過	適 要
平成 元	4.1 6.1	<ul style="list-style-type: none"> ・助産費を133,000円に増額し、育児手当金3,000円は廃止 ・課税限度額420,000円に ・老人入院見舞金事業開始 ・高額療養費自己負担限度額を57,000円（低所得者31,000円） 多数該当世帯33,000円（低所得世帯は22,200円）にそれぞれ引上げ、世帯 合算、特定疾病は据置 	<p>診療報酬引上げ0.11% （医科0.8%、歯科0.32% 調剤1.5%）</p> <p>薬価基準引上げ2.4% （医療費相当0.65%）</p>
2	2.1 4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・保険税賦課収納事務合理化強化 （端末機ファコム9450シグマ2台増設） ・組織改正 保健課を廃し、国民健康保険課と市民健康課を新設、国保事務の適正化 を強化 ・葬祭費を20,000円に増額 ・人間ドック受検料補助を10,000円に増額 ・国保制度改正 <ul style="list-style-type: none"> ・基盤安定制度の確立 ・国庫助成の拡充 ・財政調整機能の強化 ・高額医療費共同事業の3年間の継続 ・老人保健拠出金の国庫負担の合理化 	<p>診療報酬引上げ3.7% （医科4.0%、歯科1.4% 調剤1.9%）</p> <p>薬価基準引下げ9.2% （医療費相当△2.7%）</p>
3	4.1 5.1 10.1 11初旬	<ul style="list-style-type: none"> ・課税限度額440,000円に ・保険税賦課収納事務合理化強化 （端末機ファコムFMR50TX3台増設） ・人間ドック受検者補助金 （当該年度中に満50歳を迎える被保険者に対し特例的に20,000円を助成） ・美ヶ原温泉センター利用補助 年間1世帯当り利用券1枚 ・高額療養費自己負担限度額を60,000円（低所得者は33,600円）、 多数該当世帯は34,800円（低所得者は23,400円）にそれぞれ引上げ、世帯 合算、特定疾病は据置 ・啓発用パンフレット「国保のてびき」国保世帯全戸配布 ・助産費を200,000円に増額 ・「松本市緊急・救急医療マップ」を全戸配布 	<p>保険税改定△3.6%</p>
4	1.1 4.1 7.1 7.6～10 11.8	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金の引き上げ 外来 1月800円 → 1月900円 入院 1日400円 → 1日600円 ・老人保健施設療養費等に対する公費負担割合拡大 ・公費割合3割 → 5割 ・課税限度額を460,000円に ・助産費を240,000円に増額 ・国保財政安定化支援事業 ・助産費と人件費の一般財源化 ・いきいき農園開設費の補助 ・保険税賦課収納事務合理化強化 （端末機ファコムFMR50TX1台、FMR70シグマ2台増設、多目的プリン ター 1台増設） ・葬祭費を30,000円に増額 ・禁煙教室開催 ・第1回ふれ愛・健康ウォーキング開催 	<p>診療報酬引上げ5.0% （医科5.4%、歯科2.7% 調剤1.9%）</p> <p>薬価基準引下げ8.1% （医療費相当△2.5%）</p>
5～	4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・課税限度額500,000円に ・老人保健法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金の引き上げ 外来 1月900円 → 1月1,000円 入院 1日600円 → 1日700円 ・人間ドック受検者補助対象医療機関を市内13医療機関に拡大 ・事務費の一部の一般財源化（賃金、委託料等） ・特定疾患患者見舞金の対象を33病種から78病種に拡大 	

年	月日	経 過	適 要
~5	5.1	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費自己負担限度額を63,000円（低所得者は35,400円）、多数該当世帯は37,200円（低所得者は24,600円）にそれぞれ引上げ、世帯合算、特定疾病は据置 国のヘルスパイオニアタウン事業の補助を受け、エイズ予防の冊子を全世界配布 	
6	4.1 10.1	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険課から国保医療課に課名変更し、医療行政事務の窓口を一本化 人間ドック受検者補助金を15,000円に増額し、当該年度中に満40歳・50歳を迎える被保険者には、25,000円助成。対象医療機関を市内16医療機関に拡大 事務費の一部の一般財源化（運協、研修旅費、保険証更新以外の事務費） 国保制度改正 <ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金の創設300,000円（従前は助産費として240,000円） 入院時食事療養費の創設 1日600円を自己負担 訪問看護療養費、移送費の創設 老人保健事業費拠出金の創設 	<p>診療報酬引上げ4.8% （4月から医科3.5% 歯科2.1%、調剤2.0%）</p> <p>（10月から医科1.7% 歯科0.2%、調剤0.1%）</p> <p>薬価基準引下げ （医療費相当△2.1%）</p>
7	4.1 7.1	<ul style="list-style-type: none"> 課税限度額520,000円に改正 社会福祉施設入所者に対する住所地主義の特例措置の創設 老人保健法改正 <ul style="list-style-type: none"> 一部負担金の引き上げ 外来 1月1,000円 → 1月1,010円 老人医療費拠出金の算定に係る老人加入率上限の見直し（20%→22%） 人間ドック受検者補助対象医療機関を市内18医療機関に拡大 精神保健法と結核予防法の一部を改正する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> 公費優先から保険優先へ 一部負担金割合15%→5%、引き続き国保負担とする。 住所地主義の特例創設 	
8	4.1 5.30 6.1 10.1	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健法改正 <ul style="list-style-type: none"> 一部負担金の引き上げ 外来 1月1,010円 → 1月1,020円 入院 1日700円 → 1日710円 老人医療費拠出金の算定に係る老人加入率上限の見直し（22%→24%） 国民健康保険財政調整基金4億4,319万5千円のうち2億5,469万円を取崩し平成7年度歳入に繰入れ（取崩しは昭和62年5月30日以来） 高額療養費自己負担限度額を63,600円に引き上げ（自己負担限度額以外は据置） 入院時食事療養費標準負担額の改定 <ul style="list-style-type: none"> 一般加入者 600円→760円 住民税非課税世帯等 450円→650円 （90日を越える入院） 300円→500円 住民税非課税世帯等で高齢福祉年金を受けている人 200円→300円 	<p>保険税改定7.8%</p> <p>診療報酬引上げ3.4% （医科3.6%、歯科2.2% 調剤1.3%）</p> <p>薬価基準引下げ6.8% （医療費相当△2.6%）</p>
9~	3.28 4.1	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険財政調整基金残高1億9,056万円全額を取崩し、平成8年度歳入に繰入れ 課税限度額を530,000円に改正 老人保健法による保険者の拠出金の算定に関する省令改正 <ul style="list-style-type: none"> 老人医療費拠出金の算定に係る老人加入率上限の見直し（24%→25%） 	<p>保険税改定8.5%</p> <p>診療報酬引上げ1.7%</p> <p>薬価基準引下げ4.4% （医療費相当△1.3%）</p>

年	月日	経 過	適 要
~9	9.1	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・外来の際の薬剤に係る一部負担の創設 (内服薬) <ul style="list-style-type: none"> 1種類 1日 0円 2~3種類 1日 30円 4~5種類 1日 60円 6種類以上 1日 100円 (外用薬) <ul style="list-style-type: none"> 1種類 50円 2種類 100円 3種類以上 150円 (頓服薬) <ul style="list-style-type: none"> 1種類 10円 ・老人保健法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> 外来 1月1,020円 → 1日500円 入院 1日780円 → 1日1,000円 ・外来の際の薬剤に係る一部負担の創設 	
10	4.1 7.1	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック受検者補助金を改正 <ul style="list-style-type: none"> ・日帰り15,000円、1泊2日20,000円 40歳・50歳を迎える被保険者には、日帰り25,000円、1泊2日30,000円 ・老人保健法に基づく一部負担金の引き上げ(経過措置) <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> 入院 1日1,000円 → 1日1,100円 ・国民健康保険法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・老人医療費拠出金の算定に係る老人加入率上限の見直し (25%→30%) ・退職者に係る老人医療費拠出金の2分の1を被用者保険が負担 ・事務費負担金の一般財源化 	診療報酬引上げ2.2% 薬価基準引下げ9.7% (医療費相当△0.6%)
11	4.1 7.1	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健法に基づく一部負担金の引き上げ(経過措置) <ul style="list-style-type: none"> ・外来 1日500円 → 1日530円 ・入院 1日1,100円 → 1日1,200円 ・老人医療受給に関する薬剤一部負担軽減特例措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・老人医療受給者が支払うべき薬剤一部負担金を国が特例的に支払い 	
12	4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行 <ul style="list-style-type: none"> ・課名変更 国保医療課→保険課 ・介護保険導入 国保加入第2号被保険者 ・所得割1.2%、均等割3,300円、平等割3,700円 	診療報酬引上げ0.2% 薬価基準引下げ7.0% 医療相当費△1.7% 診療報酬1.9%
13~	1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健法に基づく一部負担金の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・外来 (定率1割) 200床以上1月5,000円、200床未満と診療所3,000円 (定額制) 診療所1日800円(月4日まで、5日以降負担なし) ・入院医療費の1割、月額上限37,200円、食事負担780円 ・高額医療費支給(新設) 1ヵ月30,000円以上の一部負担の老人同一世帯複数、合算37,200円以上払い戻し ・訪問看護 費用の1割 1月3,000円限度、定額制1日600円 (月5日まで、6日以降負担なし) ・薬剤一部負担金廃止 	

年	月日	経 過	適 要
~13		<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法改正 ・高額療養費 一般=63,600円+(医療費-318,000円)×1% 上位所得者(670万円以上)= 121,800円+(医療費-609,000円)×1% (4回目以降 70,800円) ・入院食事負担780円 ・海外療養費(新設) ・住所地特例対象者の拡大(長期入院者) 4.1・葬祭費を50,000円に増額 ・出産費資金貸付制度開始 	
14		<ul style="list-style-type: none"> 1.1・嘱託収納員 11名→13名に増員 4.1・老人医療費一部負担金の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・外来 定率1割 200床以上 1月5,000円 → 5,300円 200床未満と診療所 3,000円 → 3,200円 定額制 診療所1日800円 → 850円 (月4日まで、5日以降負担なし) ・訪問看護 費用の1割 1月3,000円限度→3,200円限度 定額制1日600円 → 640円 (月5日まで、6日以降負担なし) 10.1・国民健康保険法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金の見直し 3歳未満乳幼児 2割 70歳以上(老人医療受給者対象年齢前) 1割 (一定以上所得者 2割) ・高額療養費自己負担限度額 (70歳未満) 一般=72,300円+(医療費-361,500円)×1% 上位所得者(670万円以上)= 139,800円+(医療費-699,000円)×1% 4回目以降 40,200円(上位所得者77,700円) (70歳以上) 老人保健高額療養費と同様に新設 ・退職者被保険者等に係る老人医療費拠出金を被用者保険が全額負担 ・老人医療費拠出金の見直し 老人保健拠出金割合の段階的引下げ 拠出金算定の基礎となる老人加入率上限(30%)の撤廃 ・国保広域化等支援基金の創設 ・保険料(税)の不均一賦課(課税) ・老人保健法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・老人医療受給対象年齢引上げ 70歳 → 75歳 70歳~75歳未満(「前期高齢者」という)は、国保などの医療保険から医療給付を受ける。 ・一部負担割合の見直し 老人医療と同様に1割(一定以上所得者は2割) 月額上限廃止、診療所外来定額制の廃止、自己限度額設定 ・老人医療費の公費負担割合の引上げ 30% → 50% 平成18年10月までの5年間で段階的に引上げ 	<p>診療報酬引下げ2.7%</p> <p>診療報酬△1.3%</p> <p>薬価 △1.4%</p>

年	月日	経 過	適 要																																																																							
15	4.1	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法改正(14.10.1)の15.4.1実施分 <ul style="list-style-type: none"> 退職被保険者一部負担割合の見直し 70歳未満被保険者・・・2割 3歳以上70歳未満被扶養者・・・外来3割・入院2割 ⇒一律3割 特例療養費の廃止 外来の薬剤一部負担金の廃止 高額療養費自己負担限度額(70歳未満) <ul style="list-style-type: none"> 一般=72,300円+(医療費-241,000円)×0.01 上位所得者=139,800円+(医療費-466,000円)×0.01 高額医療費共同事業の拡充・制度化 保険者支援制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> 低所得者の数に応じて算定した額を一般会計から繰り入れ 国・県がその費用の一部を負担 療養給付費等拠出金の算定の見直し 保険料の徴収の私人委託 保険料の算定方法の見直し(地方税法の改正) 介護納付金課税限度額を80,000円に改正 																																																																								
16	4.1 5.3	<ul style="list-style-type: none"> 脳ドックを人間ドック助成事業対象に追加 国保財政の危機的状況 <ul style="list-style-type: none"> 赤字決算となったため、国民健康保険財政調整基金2億257万円全額を取り崩し、平成15年度歳入に繰入れ(取崩しは平成8年5月30日以来) さらに不足する1億7200万円は、16年度からの繰上充用金にて補てん 平成16年度以降も赤字が見込まれることから、保険税を改定(平成9年度以来7年ぶり) <p>なお、赤字分全額を保険税に求めると大幅な引き上げとなることから、急激な税の負担増を緩和するため、当面3年間、緊急避難措置として一般会計から5億200万円ずつの財政支援的繰入を行うことを決定(保険税の改定内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>引上額</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎課税分 (医療費分)</td> <td>所得割</td> <td>7.6%</td> <td>9.0%</td> <td>1.4ポイント</td> <td rowspan="6">13.67%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>16,080円</td> <td>18,000円</td> <td>1,920円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>19,680円</td> <td>22,200円</td> <td>2,520円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護分 (2号被保険者)</td> <td>所得割</td> <td>1.2%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4ポイント</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>3,300円</td> <td>3,960円</td> <td>660円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>3,700円</td> <td>4,440円</td> <td>740円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		改定前	改定後	引上額	改定率	基礎課税分 (医療費分)	所得割	7.6%	9.0%	1.4ポイント	13.67%	均等割	16,080円	18,000円	1,920円	平等割	19,680円	22,200円	2,520円	介護分 (2号被保険者)	所得割	1.2%	1.6%	0.4ポイント	均等割	3,300円	3,960円	660円	平等割	3,700円	4,440円	740円	診療報酬改定 診療報酬 0% 薬価等 Δ1.0% 保険税改定 13.67%																																						
区 分		改定前	改定後	引上額	改定率																																																																					
基礎課税分 (医療費分)	所得割	7.6%	9.0%	1.4ポイント	13.67%																																																																					
	均等割	16,080円	18,000円	1,920円																																																																						
	平等割	19,680円	22,200円	2,520円																																																																						
介護分 (2号被保険者)	所得割	1.2%	1.6%	0.4ポイント																																																																						
	均等割	3,300円	3,960円	660円																																																																						
	平等割	3,700円	4,440円	740円																																																																						
17~	~3.31	<ul style="list-style-type: none"> 合併協議 <ul style="list-style-type: none"> 四賀村、安曇村、奈川村、梓川村との合併協議が行われ、保険税の調整方針を決定 (1) 4村の保険税を松本市の制度(所得割・均等割・平等割)に統一し、資産割を廃止。納期限も統一 (2) 所得割は5年間の不均一課税とし、この間税率を段階的に引き上げ、市の税率に統一する。(合併時の住民を対象) (3) 不均一課税期間中に改定が必要となった場合、改定率に見合う不均一課税の税率を適用する。 <p>不均一課税の状況 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">四賀</th> <th colspan="2">安曇</th> <th colspan="2">奈川</th> <th colspan="2">梓川</th> </tr> <tr> <th>医療分</th> <th>介護分</th> <th>医療分</th> <th>介護分</th> <th>医療分</th> <th>介護分</th> <th>医療分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>6.0</td> <td>1.0</td> <td>6.5</td> <td>1.0</td> <td>6.6</td> <td>1.3</td> <td>6.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>6.6</td> <td>1.2</td> <td>6.6</td> <td>1.2</td> <td>6.6</td> <td>1.3</td> <td>6.6</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>7.2</td> <td>1.3</td> <td>7.2</td> <td>1.3</td> <td>7.2</td> <td>1.3</td> <td>7.2</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>7.8</td> <td>1.4</td> <td>7.8</td> <td>1.4</td> <td>7.8</td> <td>1.4</td> <td>7.8</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>8.4</td> <td>1.5</td> <td>8.4</td> <td>1.5</td> <td>8.4</td> <td>1.5</td> <td>8.4</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>9.0</td> <td>1.6</td> <td>9.0</td> <td>1.6</td> <td>9.0</td> <td>1.6</td> <td>9.0</td> <td>1.6</td> </tr> </tbody> </table>	年度	四賀		安曇		奈川		梓川		医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	17	6.0	1.0	6.5	1.0	6.6	1.3	6.0	1.0	18	6.6	1.2	6.6	1.2	6.6	1.3	6.6	1.2	19	7.2	1.3	7.2	1.3	7.2	1.3	7.2	1.3	20	7.8	1.4	7.8	1.4	7.8	1.4	7.8	1.4	21	8.4	1.5	8.4	1.5	8.4	1.5	8.4	1.5	22	9.0	1.6	9.0	1.6	9.0	1.6	9.0	1.6	
年度	四賀			安曇		奈川		梓川																																																																		
	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分																																																																		
17	6.0	1.0	6.5	1.0	6.6	1.3	6.0	1.0																																																																		
18	6.6	1.2	6.6	1.2	6.6	1.3	6.6	1.2																																																																		
19	7.2	1.3	7.2	1.3	7.2	1.3	7.2	1.3																																																																		
20	7.8	1.4	7.8	1.4	7.8	1.4	7.8	1.4																																																																		
21	8.4	1.5	8.4	1.5	8.4	1.5	8.4	1.5																																																																		
22	9.0	1.6	9.0	1.6	9.0	1.6	9.0	1.6																																																																		

年	月日	経 過	適 要								
~17	4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・四賀村、安曇村、奈川村、梓川村と合併。合併協議に基づき、それぞれの事業を引継ぎ ・松本市国民健康保険会田病院、松本市国民健康保険奈川診療所を設置 ・国民健康保険法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・県調整交付金の導入 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国負担金等 <ul style="list-style-type: none"> ・療養給付費等負担金 40/100 から36/100 [H18～ 34/100] 調整交付金 10/100から9/100 (2) 県調整交付金 <ul style="list-style-type: none"> 普通調整交付金 4/100 [H18～ 6/100] 特別調整交付金 1/100 ・国保基盤安定事業負担金 保険税軽減分について国庫負担金を廃止し、県の負担とする。 (国1/2、県1/4、市1/4 → 県3/4、市1/4) 									
18	4.1 10.1	<ul style="list-style-type: none"> ・国保財政基盤安定強化策の継続 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保険者支援制度の継続 (H18～21) (2) 国保財政安定支援事業の継続 (H18～21) (3) 高額医療費共同事業の継続 (H18～21) 交付基準70万円から80万円に引上げ ・介護納付金賦課限度額の引上げ 8万円から9万円 ・保険財政共同安定化事業の創設 市町村国保の拠出金により、レセプト1件30万円超の医療費について実施する。 ・医療制度改革による改正 <ul style="list-style-type: none"> ・患者負担の見直し 70歳以上の一定以上の所得者2割から3割 ・療養病床に入院する高齢者(70歳以上)について、食事・居住費の負担の見直し 食事 1日780円 → 780円+調理コスト分 1.8万円(月額) 居住費 新たな負担 1万円(月額) ・高額療養費の自己負担限度額 【70歳未満の者】 一般 72,300円+(医療費-241,000円)×1% → 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 上位所得者 139,800円+(医療費-466,000円)×1% → 150,000円+(医療費-500,000円)×1% 【70歳以上の者】 一般(入院) 40,200円→44,400円 現役並み所得者 (外来) 40,200円→44,400円 (入院) 72,300円+(医療費-361,500円)×1% → 80,100円+(医療費-267,000円)×1% ・人口透析患者のうち所得の高い者の自己負担限度額の引上げ 1万円 → 2万円 ・出産育児一時金基準額の引上げ 30万円 → 35万円 ・結核精神給付金の現物給付化 ・被保険者証のカード化 	<p>診療報酬改定</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">改定率</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">△ 3.16%</td> </tr> <tr> <td>本体分</td> <td style="text-align: right;">△1.36%</td> </tr> <tr> <td>薬価分</td> <td style="text-align: right;">△1.6%</td> </tr> <tr> <td>材料価格</td> <td style="text-align: right;">△0.2%</td> </tr> </table>	改定率	△ 3.16%	本体分	△1.36%	薬価分	△1.6%	材料価格	△0.2%
改定率	△ 3.16%										
本体分	△1.36%										
薬価分	△1.6%										
材料価格	△0.2%										

年	月日	経 過	適 要																																												
19	4.1	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> 介護納付金課税分にかかる税率等の引上げ 所得割 1.6% → 2.4% 均等割 3,960円 → 5,600円 平等割 4,440円 → 6,300円 【不均一課税税率表（介護納付金課税分）】 (%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>四 賀</th> <th>安 曇</th> <th>奈 川</th> <th>梓 川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>17</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.3</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>18</td><td>1.2</td><td>1.2</td><td>1.3</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>19</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>20</td><td>2.2</td><td>2.2</td><td>2.2</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>21</td><td>2.3</td><td>2.3</td><td>2.3</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>22</td><td>2.4</td><td>2.4</td><td>2.4</td><td>2.4</td></tr> </tbody> </table> 基礎課税額の課税限度額の引上げ 53万円 → 56万円 70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化に伴う限度額適用認定交付申請事業の開始 	年度	四 賀	安 曇	奈 川	梓 川	17	1.0	1.0	1.3	1.0	18	1.2	1.2	1.3	1.2	19	2.0	2.0	2.0	2.0	20	2.2	2.2	2.2	2.2	21	2.3	2.3	2.3	2.3	22	2.4	2.4	2.4	2.4	保険税改定 2.13%									
年度	四 賀	安 曇	奈 川	梓 川																																											
17	1.0	1.0	1.3	1.0																																											
18	1.2	1.2	1.3	1.2																																											
19	2.0	2.0	2.0	2.0																																											
20	2.2	2.2	2.2	2.2																																											
21	2.3	2.3	2.3	2.3																																											
22	2.4	2.4	2.4	2.4																																											
20	3.31 4.1	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健法廃止 退職者医療制度廃止 26年度までに退職被保険者等となった者が前期高齢者となるまで経過措置 高齢者の医療の確保に関する法律施行 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 医療保険者に対する特定健康診査等実施計画作成の義務付け 医療保険者に対する特定健康診査・特定保健指導の義務付け 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整 後期高齢者医療制度創設 </div> 70～74歳の高齢者の患者負担の一部負担割合の見直し 1割 → 2割 (20.4実施の予定であったが、指定公費負担医療により、23.3まで凍結) 乳幼児に対する一部負担割合の軽減措置(3割→2割)拡大 (3歳未満→義務教育就学前) 高額療養費の自己負担限度額の見直し 医療保険適用の療養病床に入院する65歳から69歳の者に、食費・居住費負担導入(低所得者については負担軽減) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>食費(1食)</th> <th>食費(1食)</th> <th>居住費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>260円</td> <td>460円</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>260円</td> <td>460円</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td>210円</td> <td>210円</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ(老齢福祉年金受給者)</td> <td>100円</td> <td>130円</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ(上記以外)</td> <td>-</td> <td>100円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> 国保保険料(税)の特別徴収 高額医療・高額介護合算制度(高額介護合算療養費)の創設 (実際の算定は21年度から) 国民健康保険税条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者支援金分にかかる支援分の創設 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> <th>上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療分</td> <td>6.5%</td> <td>13,200円</td> <td>16,500円</td> <td>47万円</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>2.4%</td> <td>5,600円</td> <td>6,300円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>支援分</td> <td>2.5%</td> <td>4,800円</td> <td>5,700円</td> <td>12万円</td> </tr> </tbody> </table> 後期高齢者医療制度の創設に伴う、国保保険料における軽減措置 <ul style="list-style-type: none"> 世帯別平等割額半額世帯に関する軽減制度 保険料軽減の算定基準となる所得の判定単位に関する見直し 後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保被保険者となる元被用者保険被扶養者に対する保険料軽減 特定健康診査、特定保健指導の開始 		食費(1食)	食費(1食)	居住費(月額)	現役並み所得者	260円	460円	320円	一般	260円	460円	320円	低所得Ⅱ	210円	210円	320円	低所得Ⅰ(老齢福祉年金受給者)	100円	130円	320円	低所得Ⅰ(上記以外)	-	100円	0円		所得割	均等割	平等割	上限	医療分	6.5%	13,200円	16,500円	47万円	介護分	2.4%	5,600円	6,300円	9万円	支援分	2.5%	4,800円	5,700円	12万円	診療報酬改定 改定率 △ 0.82% 本体分 0.38% 薬価分 △1.10% 材料価格 △0.10%
	食費(1食)	食費(1食)	居住費(月額)																																												
現役並み所得者	260円	460円	320円																																												
一般	260円	460円	320円																																												
低所得Ⅱ	210円	210円	320円																																												
低所得Ⅰ(老齢福祉年金受給者)	100円	130円	320円																																												
低所得Ⅰ(上記以外)	-	100円	0円																																												
	所得割	均等割	平等割	上限																																											
医療分	6.5%	13,200円	16,500円	47万円																																											
介護分	2.4%	5,600円	6,300円	9万円																																											
支援分	2.5%	4,800円	5,700円	12万円																																											
	8.1	70歳以上の現役並み所得者の判定及び高額療養費の所得区分の判定に係る経過措置																																													
	10.1	年金からの特別徴収を開始																																													

年	月日	経 過	適 要																																											
21	1.1	・出産育児一時金加算制度(産科医療補償制度)の創設 産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合に3万円加算	保険税改定 5.79%																																											
	4.1	・国民健康保険税条例の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎課税分 (医療分)</td> <td>所得割</td> <td>6.5%</td> <td>7.2%</td> <td>0.7ポイント</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>13,200円</td> <td>14,400円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>16,500円</td> <td>18,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の引上げに伴い、一般会計から2億5千万円/年の特例繰入を実施(平成21年度～23年度までの3年間の予定) ・介護納付金賦課限度額の引上げ 9万円 → 10万円 ・人間ドック助成事業実施要綱の改正 対象年齢 35～64歳 → 35～74歳 40歳・50歳を迎える被保険者の10,000円の追加補助の廃止 ・福祉医療に関する業務の移管 乳幼児、母子・父子家庭 → こども福祉課 障害者 → 障害・生活支援課 		区 分		改定前	改定後	改定額	基礎課税分 (医療分)	所得割	6.5%	7.2%	0.7ポイント	均等割	13,200円	14,400円	1,200円	平等割	16,500円	18,000円	1,500円																									
区 分		改定前	改定後	改定額																																										
基礎課税分 (医療分)	所得割	6.5%	7.2%	0.7ポイント																																										
	均等割	13,200円	14,400円	1,200円																																										
	平等割	16,500円	18,000円	1,500円																																										
10.1	・出産育児一時金の直接支払い制度の開始 ・出産育児一時金基準額の引上げ 35万円 → 39万円 (平成23年3月31日まで) 産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は3万円加算																																													
22	3.31	・波田町と合併。波田町の事業を引継ぎ。 ・松本市立波田総合病院(国保直営診療施設)を設置 ・平成17年合併4地区の保険税所得割の不均一課税及び安曇、奈川、梓川地区の人間ドック助成事業旧村制度適用の経過措置終了	診療報酬改定 改定率 0.19% 本体分 1.55% 薬価分 △1.23% 材料価格 △0.13%																																											
	4.1	・国保財政基盤安定強化策の継続 (1) 保険者支援制度の継続(H22～25) (2) 国保財政安定支援事業の継続(H22～25) (3) 高額医療費共同事業の継続(H22～25) ・国民健康保険税条例の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎課税分 (医療分)</td> <td>所得割</td> <td>7.2%</td> <td>7.9%</td> <td>0.7ポイント</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>14,400円</td> <td>17,100円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>18,000円</td> <td>21,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支援金分</td> <td>所得割</td> <td>2.5%</td> <td>2.4%</td> <td>△0.1ポイント</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>4,800円</td> <td>5,100円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>5,700円</td> <td>6,000円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護分</td> <td>所得割</td> <td>2.4%</td> <td>2.5%</td> <td>0.1ポイント</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>5,600円</td> <td>6,000円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>6,300円</td> <td>6,300円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎課税額の課税限度額の引き上げ 47万円 → 50万円 ・支援金分の課税限度額の引き上げ 12万円 → 13万円 ・法定軽減割合を6・4割軽減から7・5・2割軽減に変更 ・国民健康保険税の引上げに伴い、急激な税の負担増を緩和するため一般会計からの特例繰入を増額 2億5千万円+2億7千万円=5億2千万円/年(22・23年度の2年間) ・特例対象被保険者等(非自発的失業者)の国民健康保険税の軽減措置施行 	区 分		改定前	改定後	改定額	基礎課税分 (医療分)	所得割	7.2%	7.9%	0.7ポイント	均等割	14,400円	17,100円	2,700円	平等割	18,000円	21,000円	3,000円	支援金分	所得割	2.5%	2.4%	△0.1ポイント	均等割	4,800円	5,100円	300円	平等割	5,700円	6,000円	300円	介護分	所得割	2.4%	2.5%	0.1ポイント	均等割	5,600円	6,000円	400円	平等割	6,300円	6,300円	0円
区 分		改定前	改定後	改定額																																										
基礎課税分 (医療分)	所得割	7.2%	7.9%	0.7ポイント																																										
	均等割	14,400円	17,100円	2,700円																																										
	平等割	18,000円	21,000円	3,000円																																										
支援金分	所得割	2.5%	2.4%	△0.1ポイント																																										
	均等割	4,800円	5,100円	300円																																										
	平等割	5,700円	6,000円	300円																																										
介護分	所得割	2.4%	2.5%	0.1ポイント																																										
	均等割	5,600円	6,000円	400円																																										
	平等割	6,300円	6,300円	0円																																										
10.1	・松本市国民健康保険コールセンター稼働開始																																													
23		・70～74歳の高齢者の医療機関窓口負担額2割について (指定公費負担医療による凍結は25.3まで延長) ・出産育児一時金支給額の恒久化 35万円 → 39万円 産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は3万円加算 ・国民健康保険税条例の改正 : ・基礎課税額の課税限度額の引き上げ 50万円 → 51万円 ・支援金分の課税限度額の引き上げ 13万円 → 14万円 ・介護分の課税限度額の引き上げ 10万円 → 12万円 ・広域連合「長野県地方税滞納整理機構」業務開始 ・東日本大震災被災者に対する取扱い適用開始 一部負担金等の免除措置及び保険税の減免措置等 ・長野県地方税滞納整理機構による高額案件等の滞納整理開始																																												

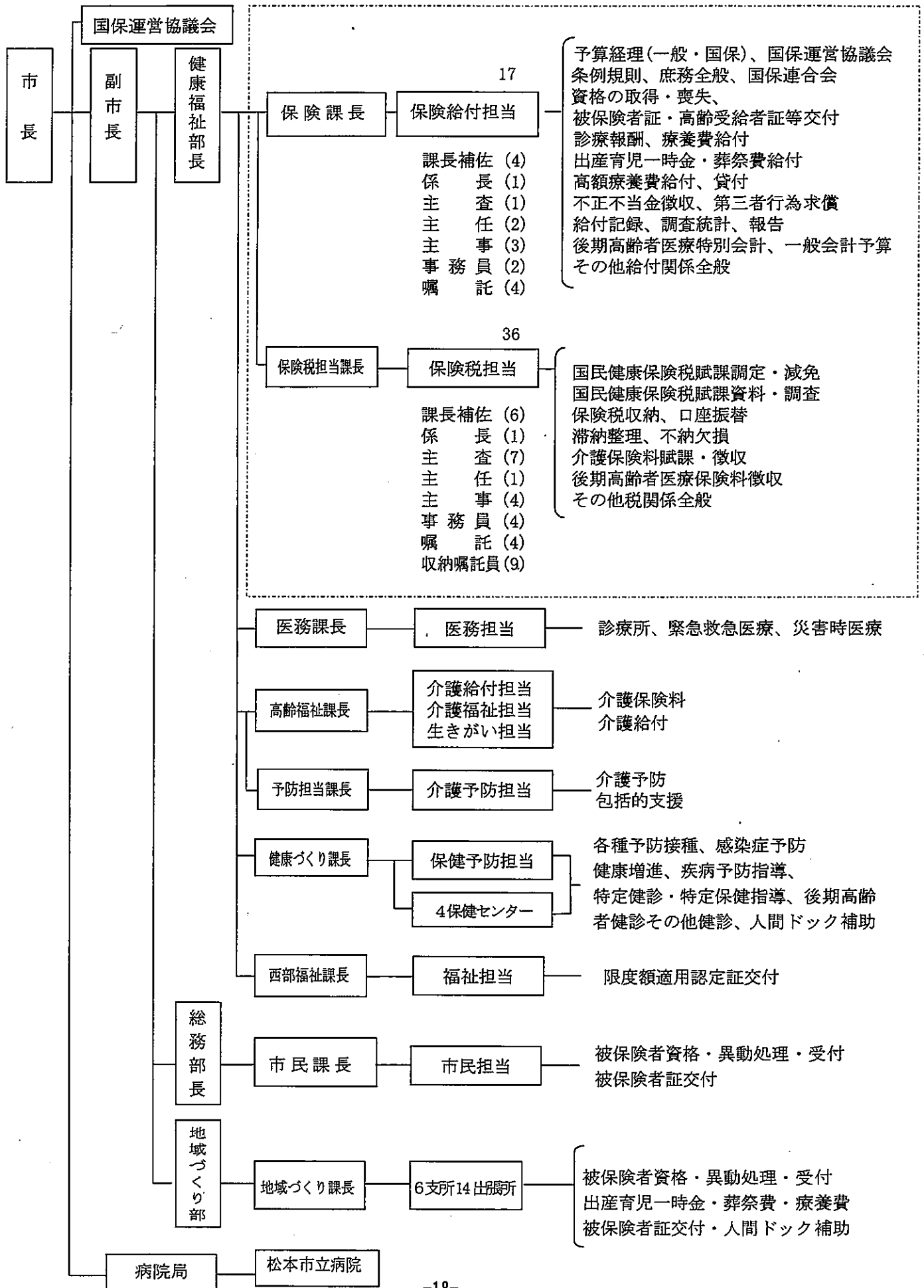
年	月日	経 過	適 要																
24		<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の外来現物給付化開始 県調整交付金 7% → 9% 療養給付費負担金 34% → 32% 医療費通知発送回数改正 年6回 → 年2回 松本市国民健康保険税条例の改正 国保税の期別金額の端数整理単位の改正 1,000円単位 → 100円単位 																	
25	4.1	<ul style="list-style-type: none"> 70～74歳の高齢者の医療機関窓口負担額2割について (指定公費負担医療による凍結は26.3まで延長) 第2期特定健康診査等実施計画策定 松本市国民健康保険条例の改正 国民健康保険税5条に係る軽減措置の恒久化 特定世帯に係る保険税平等割の軽減期間を延長 東日本大震災に係る譲渡所得課税の特例措置の拡大 延滞金税率の改正 																	
26	4.1	<ul style="list-style-type: none"> 70～74歳の高齢者の医療機関窓口負担額について 2割負担 平成26年4月2日が70歳の誕生日の者から 1割負担の継続 平成26年4月1日以前が70歳の誕生日の者(75歳まで継続) 松本市国民健康保険税条例の改正 2割軽減の拡大 軽減判定所得の基準を現行の「33万円+35万円×被保険者数」から「33万円+45万円×被保険者数」に引き上げ 5割軽減の拡大 軽減判定所得の基準を現行の「33万円+24.5万円×(被保険者数-世帯主)」から「33万円+24.5万円×被保険者数」に引き上げ 国民健康保険税課税限度額の引き上げ 後期支援金分の引き上げ 課税限度額を現行の14万円から16万円に2万円の引き上げ 介護納付金分の引き上げ 課税限度額を現行の12万円から14万円に2万円の引き上げ 人間ドック助成事業、助成対象に市外医療機関を償還払いとして追加 	<p>診療報酬改定</p> <p>改定率 0.10%</p> <p>本体分 0.73%</p> <p>薬価分 △0.58%</p> <p>材料価格 △0.05%</p>																
	6.9	<ul style="list-style-type: none"> 国保システム更新 																	
	1.1	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費制度の改正 70歳未満 3区分から5区分に変更 70歳から74歳 変更なし <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>適用区分</th> <th>自己負担限度額(月額)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 被保険者の基礎控除後の総所得金額の合計が、901万円を超える世帯。</td> <td>252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1% 【多数回該当: 140,100円】</td> <td rowspan="2">上位</td> </tr> <tr> <td>イ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の合計が、600万円を超え901万円以下の世帯。</td> <td>167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1% 【多数回該当: 93,000円】</td> </tr> <tr> <td>ウ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の合計が、210万円を超え600万円以下の世帯。</td> <td>80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% 【多数回該当: 44,400円】</td> <td rowspan="3">一般</td> </tr> <tr> <td>エ 住民税が課税の世帯で、被保険者の基礎控除後の総所得金額の合計が、210万円以下の世帯。</td> <td>57,600円 【多数回該当: 44,400円】</td> </tr> <tr> <td>オ 住民税が非課税の世帯。</td> <td>35,400円 【多数回該当: 24,600円】</td> <td>住民税 非課税</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金基準額の変更 39万円 → 40万4千円 産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は1万6千円加算 	適用区分	自己負担限度額(月額)		ア 被保険者の基礎控除後の総所得金額の合計が、901万円を超える世帯。	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1% 【多数回該当: 140,100円】	上位	イ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の合計が、600万円を超え901万円以下の世帯。	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1% 【多数回該当: 93,000円】	ウ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の合計が、210万円を超え600万円以下の世帯。	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% 【多数回該当: 44,400円】	一般	エ 住民税が課税の世帯で、被保険者の基礎控除後の総所得金額の合計が、210万円以下の世帯。	57,600円 【多数回該当: 44,400円】	オ 住民税が非課税の世帯。	35,400円 【多数回該当: 24,600円】	住民税 非課税	
適用区分	自己負担限度額(月額)																		
ア 被保険者の基礎控除後の総所得金額の合計が、901万円を超える世帯。	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1% 【多数回該当: 140,100円】	上位																	
イ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の合計が、600万円を超え901万円以下の世帯。	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1% 【多数回該当: 93,000円】																		
ウ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の合計が、210万円を超え600万円以下の世帯。	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% 【多数回該当: 44,400円】	一般																	
エ 住民税が課税の世帯で、被保険者の基礎控除後の総所得金額の合計が、210万円以下の世帯。	57,600円 【多数回該当: 44,400円】																		
オ 住民税が非課税の世帯。	35,400円 【多数回該当: 24,600円】		住民税 非課税																

年	月日	経 過	適 要																																												
27	4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・2割軽減の拡大 軽減判定所得の基準を現行の「33万円+45万円×被保険者数」から「33万円+47万円×被保険者数」に引き上げ ・5割軽減の拡大 軽減判定所得の基準を現行の「33万円+24.5万円×被保険者数」から「33万円+26万円×被保険者数」に引き上げ ・国民健康保険税課税限度額の引き上げ 基礎課税額(医療分)の課税限度額の引き上げ 51万円 → 52万円 後期支援金分の課税限度額の引き上げ 16万円 → 17万円 介護納付金分の課税限度額の引き上げ 14万円 → 16万円 ・糖尿病重症化予防事業開始 ・県調整交付金 9%→普通調整交付金 6%・特別調整交付金 3% 																																													
28	1.1 4.1 6.30	<ul style="list-style-type: none"> 1.1 ・国民健康保険事務の個人番号利用開始 4.1 ・国民健康保険税条例の改正 基礎課税額(医療分)の課税限度額の引き上げ 52万円 → 54万円 後期支援金分の課税限度額の引き上げ 17万円 → 19万円 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額の引上げ 26万円 → 26.5万円 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額の引上げ 47万円 → 48万円 ・食事負担額の変更 (一般)1食260円 → 360円 ・国民健康保険事業財政調整基金を全額取り崩した上で、なお、平成27年度決算が赤字となったため、不足額 1億2,511万円について平成28年度予算から繰上充用を行い補てん 6.30 ・国民健康保険税条例の改正 平成28～29年度の財政推計を行い、歳入不足に対応するため保険税率を改定(平成22年度以来6年ぶり) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎課税分 (医療分)</td> <td>所得割</td> <td>7.9%</td> <td>9.1%</td> <td>1.2ポイント</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>17,100円</td> <td>18,800円</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>21,000円</td> <td>22,700円</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支援金分</td> <td>所得割</td> <td>2.4%</td> <td>3.2%</td> <td>0.8ポイント</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>5,100円</td> <td>6,500円</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>6,000円</td> <td>7,400円</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護分</td> <td>所得割</td> <td>2.5%</td> <td>2.6%</td> <td>0.1ポイント</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>6,000円</td> <td>6,400円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>6,300円</td> <td>6,700円</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・保険税の引上げに伴い、急激な負担増加を緩和するため一般会計からの特例繰入を実施 特例繰入額 6億8,400万円/年(平成28、29年度の2年間) 	区 分		改定前	改定後	改定額	基礎課税分 (医療分)	所得割	7.9%	9.1%	1.2ポイント	均等割	17,100円	18,800円	1,700円	平等割	21,000円	22,700円	1,700円	支援金分	所得割	2.4%	3.2%	0.8ポイント	均等割	5,100円	6,500円	1,400円	平等割	6,000円	7,400円	1,400円	介護分	所得割	2.5%	2.6%	0.1ポイント	均等割	6,000円	6,400円	400円	平等割	6,300円	6,700円	400円	<p>診療報酬改定</p> <p>改定率 Δ0.84%</p> <p>本体分 0.49%</p> <p>薬価分 Δ1.22%</p> <p>材料価格 Δ0.11%</p> <p>保険税率改定 13.95%</p>
区 分		改定前	改定後	改定額																																											
基礎課税分 (医療分)	所得割	7.9%	9.1%	1.2ポイント																																											
	均等割	17,100円	18,800円	1,700円																																											
	平等割	21,000円	22,700円	1,700円																																											
支援金分	所得割	2.4%	3.2%	0.8ポイント																																											
	均等割	5,100円	6,500円	1,400円																																											
	平等割	6,000円	7,400円	1,400円																																											
介護分	所得割	2.5%	2.6%	0.1ポイント																																											
	均等割	6,000円	6,400円	400円																																											
	平等割	6,300円	6,700円	400円																																											
29～	4.1 8.1	<ul style="list-style-type: none"> 4.1 ・国民健康保険税条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・2割軽減の拡大 軽減判定所得の基準を現行の「33万円+48万円×被保険者数」から「33万円+49万円×被保険者数」に引き上げ ・5割軽減の拡大 軽減判定所得の基準を現行の「33万円+26.5万円×被保険者数」から「33万円+27万円×被保険者数」に引き上げ 8.1 ・高額療養費制度の改正 70歳から74歳 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>外来(個人単位)</th> <th>外来+入院(世帯単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>14,000円(年間上限144,000円)</td> <td>57,600円【多数回該当44,400円】</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	一般	14,000円(年間上限144,000円)	57,600円【多数回該当44,400円】																																							
所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)																																													
一般	14,000円(年間上限144,000円)	57,600円【多数回該当44,400円】																																													

年	月日	経 過	適 要																													
~29	11.13 12.22	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供ネットワークの本格稼働 長野県国民健康保険運営方針の策定 <p>運営方針に基づき、県と共に安定的な財政運営、市町村事務の効率化・標準化の推進や保健事業による医療費の増加抑制のための取組の推進等持続可能な医療保険制度の構築に向けた制度運営を行うこととなる。</p>																														
30	1.31 4.1 8.1	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の標準保険税率及び国民健康保険事業費納付金が確定 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>医療分</td><td>4,641,462,707 円</td></tr> <tr><td>支援分</td><td>1,417,018,739 円</td></tr> <tr><td>介護分</td><td>482,725,786 円</td></tr> <tr><td>計</td><td>6,541,207,232 円</td></tr> </table> 国民健康保険の都道府県単位化 <p>県内での転居による高額療養費の多数回該当回数を通算されることに変更 国保事業費納付金と交付金の導入に伴い、国庫負担金などが県で収入されることに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保連携PCを導入し、資格情報を国保連合会と日次で連携 食事負担額の変更（一般）1食360円 → 460円 国民健康保険税条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> 2割軽減の拡大 軽減判定所得の基準を現行の「33万円+49万円×被保険者数」から「33万円+50万円×被保険者数」に引き上げ 5割軽減の拡大 軽減判定所得の基準を現行の「33万円+27万円×被保険者数」から「33万円+27.5万円×被保険者数」に引き上げ 基礎課税額の課税限度額の引き上げ 54万円 → 58万円 国保直診診療施設の国民健康保険会田病院が四賀の里クリニックに移行 高額療養費制度の改正 <p>70歳から74歳 4区分から6区分に変更</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>外来(個人単位)</th> <th>外来+入院(世帯単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税所得690万円以上</td> <td colspan="2">252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% 【多数回該当140,100円】</td> </tr> <tr> <td>課税所得380万円以上690万円未満</td> <td colspan="2">167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% 【多数回該当93,000円】</td> </tr> <tr> <td>課税所得145万円以上380万円未満</td> <td colspan="2">80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% 【多数回該当44,400円】</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>18,000円 (年間上限144,000円)</td> <td>57,600円 【多数回該当44,400円】</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> 	医療分	4,641,462,707 円	支援分	1,417,018,739 円	介護分	482,725,786 円	計	6,541,207,232 円	所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% 【多数回該当140,100円】		課税所得380万円以上690万円未満	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% 【多数回該当93,000円】		課税所得145万円以上380万円未満	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% 【多数回該当44,400円】		一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数回該当44,400円】	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	<p>診療報酬改定</p> <p>改定率 △1.19%</p> <p>本体分 0.55%</p> <p>薬価分 △1.65%</p> <p>材料価格 △0.09%</p>
医療分	4,641,462,707 円																															
支援分	1,417,018,739 円																															
介護分	482,725,786 円																															
計	6,541,207,232 円																															
所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)																														
課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% 【多数回該当140,100円】																															
課税所得380万円以上690万円未満	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% 【多数回該当93,000円】																															
課税所得145万円以上380万円未満	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% 【多数回該当44,400円】																															
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数回該当44,400円】																														
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円																														
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円																														
31	4.1	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> 2割軽減の拡大 軽減判定所得の基準を現行の「33万円+50万円×被保険者数」から「33万円+51万円×被保険者数」に引き上げ 5割軽減の拡大 軽減判定所得の基準を現行の「33万円+27.5万円×被保険者数」から「33万円+28万円×被保険者数」に引き上げ 基礎課税額の課税限度額の引き上げ 58万円 → 61万円 																														

2 国民健康保険事業の事務機構と職員配置 (平成31年4月1日現在)

[保険課 計 55 人、うち長野県後期高齢者広域連合派遣2人]



3 国民健康保険運営協議会

(1) 委員構成

公益代表	6人	}	計 21人
保険医・薬剤師代表	6人		
被保険者代表	6人		
被用者保険等保険者代表	3人		

(2) 松本市国民健康保険運営協議会委員名簿

◎会長 ○会長代理 (順不同、敬称略)

選任区分	第1回 平成30年8月30日	第2回 平成31年2月19日
公益代表	◎ 北村明也	◎ 北村明也
	○ 高山満	○ 高山満
	矢崎久	矢崎久
	草深邦子	草深邦子
	輪湖規良	輪湖規良
	大西吉恵	大西吉恵
保険医・薬剤師代表	花岡徹	花岡徹
	小林武司	小林武司
	藤原健志	藤原健志
	杉山貴	杉山貴
	大久保達人	大久保達人
	加賀美秀樹	加賀美秀樹
被保険者代表	斉藤鐘子	松崎泰明
	小澤和歌	林昌美
	御子柴直美	大門千恵美
	塩原萩野	田原辰子
	田原辰子	中島百合子
	中島百合子	斉藤鐘子
被用者保険等 保険者代表	長谷川裕	長谷川裕
	鳥羽一光	鳥羽一光
	岩口浩二	古橋良幸

(3) 運営協議会開催状況

開催年月日	主 な 事 項
30. 8. 30	<p>第1回運営協議会</p> <p>(1) 報告事項 平成29年度国民健康保険特別会計決算状況について 平成29年度国民健康保険税の収納状況について 保健事業について</p> <p>(2) 出席者 18人</p>
30. 11. 8	<p>平成30年度国民健康保険運営協議会委員等研修会</p> <p>(1) 主 催 長野県・長野県国民健康保険団体連合会</p> <p>(2) 会 場 茅野市 茅野市市民会館</p> <p>(3) 研修内容 講演「長野県の国民健康保険の現状について」 講師 長野県健康福祉部健康増進課 国民健康保険室長 蔵之内 充氏 講演「適正な医療費とするために ーデータヘルス計画と保健事業の活用ー」 講師 国立大学法人信州大学医学部衛生学公衆衛生学教室 教授 野見山 哲生</p> <p>(4) 参加者 9人</p>
31. 2. 19	<p>第2回運営協議会</p> <p>(1) 報告事項 松本市国民健康保険特別会計の財政状況について 国民健康保険制度の改正等について データヘルス計画の実施状況について</p> <p>(2) 出席者 19人</p>

IV 概況

1 国保被保険者の状況

(1) 被保険者数の推移

平成22年3月31日に波田町と合併し、被保険者数は平成22年度末に63,005人となりましたが、その後は一貫して減少しています。60歳以上の被保険者数は25,984人で全体の52.6%を占めます。

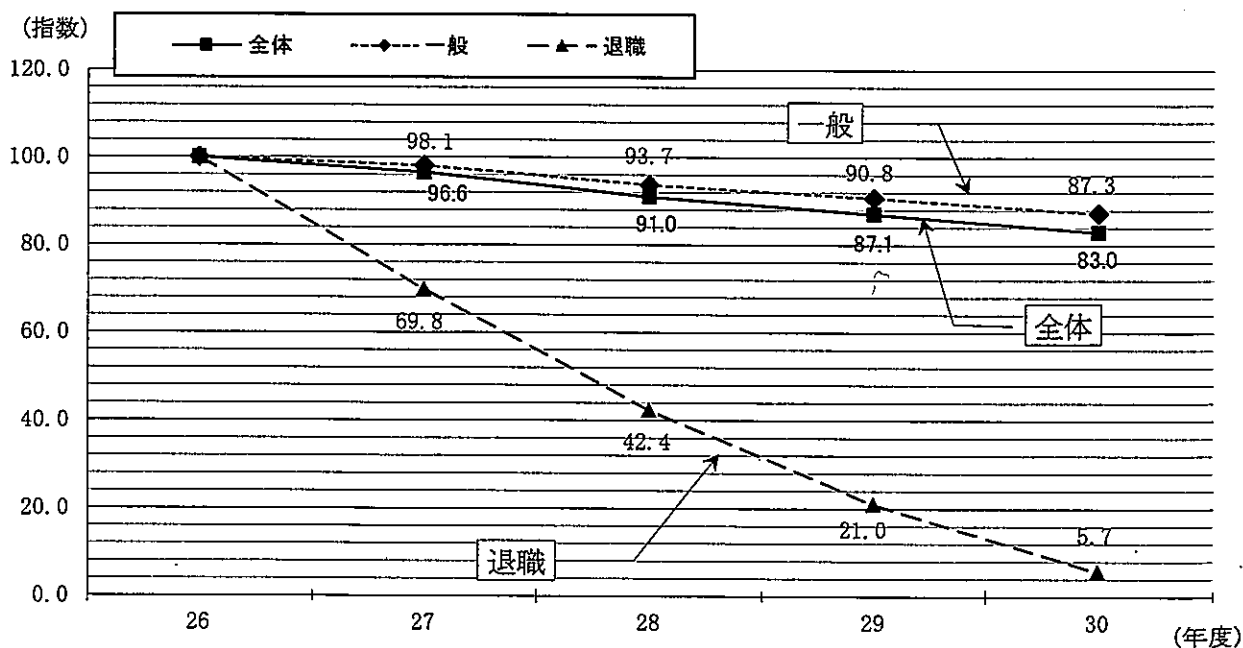
平成28年10月から従業員が500人を超える企業で働く、週の所定労働時間が20時間以上、年収94万円以上などの要件を満たす短時間労働者に社会保険の適用が拡大されました。平成29年4月からは500人以下の企業でも従業員の方との合意で拡大が可能となっています。

退職被保険者については、平成24年度以降、団塊世代が65歳に到達したことで、一般被保険者へ移行したことから、平成26年度末で退職者医療制度の原則廃止に伴い新規適用がなくなったことから、大幅な減少となっています。

(各年度毎事業年報による)

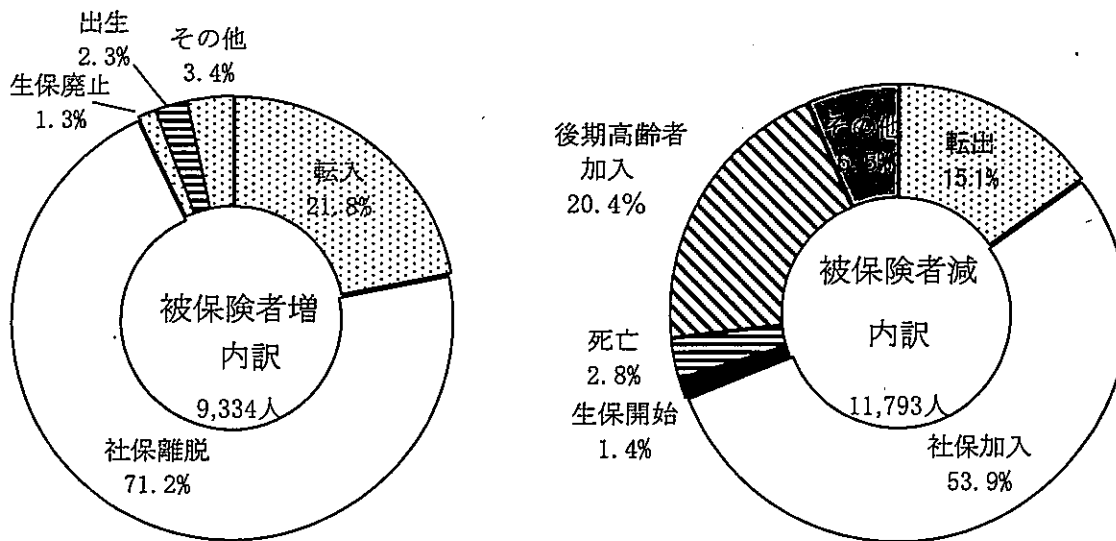
年 度	年度末現在 被保険者数 人	左記の内訳				人口対 する割合 %	国保一世帯当 り被保険者数 人
		一 般		退 職			
		被保険者数 人	割合 %	被保険者数 人	割合 %		
26	59,555	56,392	94.7	3,163	5.3	24.6	1.7
27	57,553	55,346	96.2	2,207	3.8	23.9	1.7
28	54,172	52,831	97.5	1,341	2.5	22.5	1.6
29	51,871	51,207	98.7	664	1.3	21.7	1.6
30	49,412	49,231	99.6	181	0.4	20.7	1.6

(2) 被保険者数の伸び率 (平成26年度末を100とした場合の指数)



(3) 被保険者異動状況

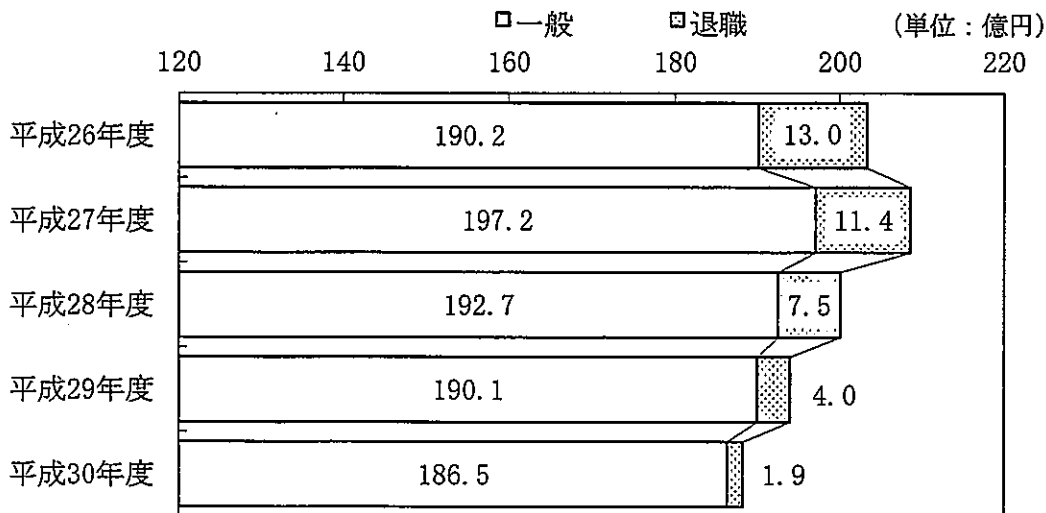
平成30年度において被保険者の資格を取得した者は9,334人、資格を喪失した者は11,793人で被保険者数は、2,459人減少しています。社会保険離脱による資格取得者数は増加数の71.2%を占めており、対前年比6.1ポイントの増、社会保険加入による資格喪失者数は減少数の53.9%を占め、対前年比は1.3ポイントの増となっています。



2 国保医療費の状況

平成30年度における国民健康保険の被保険者にかかる医療費総額は約188.4億円になっています。内訳は、一般被保険者にかかる医療費は186.5億円で、退職被保険者にかかる医療費は1.9億円となっています。医療費総額は、平成28年度減少に転じましたが、一人当たり医療費は、増加傾向が続いています。

(1) 医療費の推移



(2) 医療費伸び率の推移 (伸率)

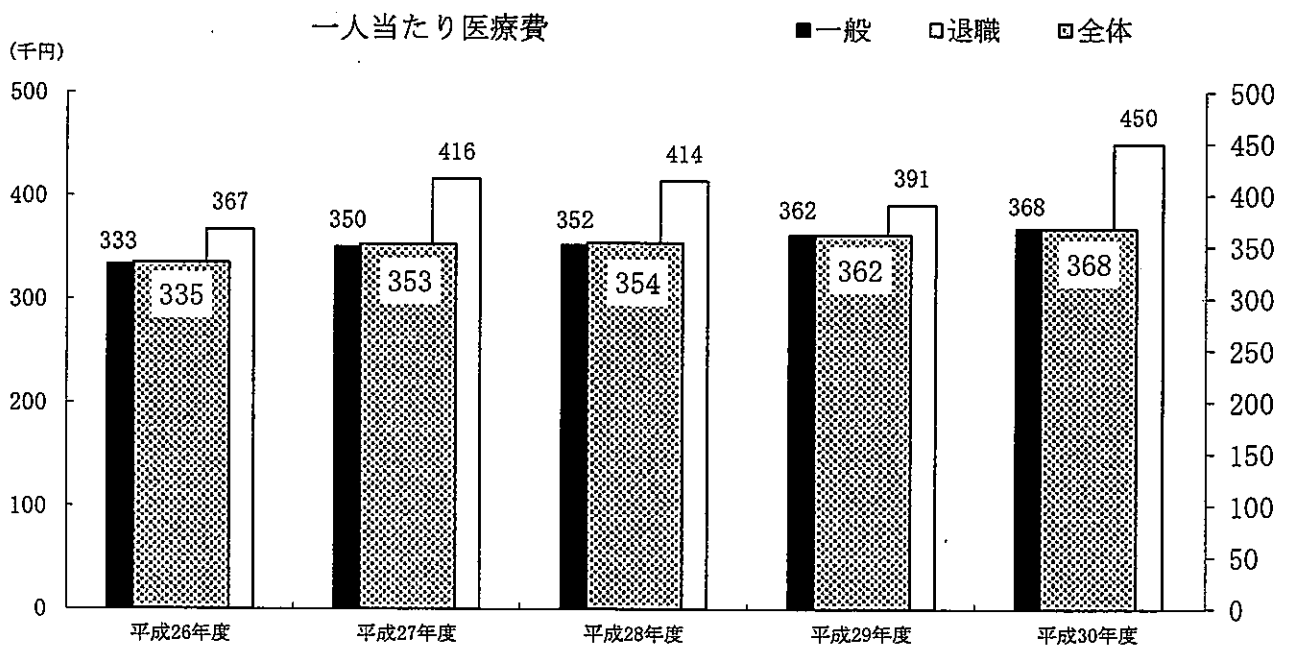
(単位：%)

項目 年度	医療費合計	国民健康保険分		
		一般	退職	計
26	1.6	3.2	△ 16.4	1.6
27	2.6	3.6	△ 12.8	2.6
28	△ 4.0	△ 2.3	△ 34.3	△ 4.0
29	△ 3.0	△ 1.3	△ 46.7	△ 3.0
30	△ 2.9	△ 1.9	△ 51.4	△ 2.9

(3) 一人当たり医療費の推移

被保険者一人当たりの医療費は、全体で368,453円、前年に比べ6,075円、1.7%増加しました。

項目 年度	全体		国民健康保険分					
	円	伸率 %	一般 円	伸率 %	退職 円	伸率 %	計 円	伸率 %
26	334,821	3.4	332,837	4.0	366,754	△ 3.0	334,821	3.4
27	353,276	5.5	350,230	5.2	416,093	13.5	353,276	5.5
28	354,205	0.3	352,239	0.6	413,863	△ 0.5	354,205	0.3
29	362,378	2.3	361,827	2.7	390,819	△ 5.6	362,378	2.3
30	368,453	1.7	367,760	1.6	450,382	15.2	368,453	1.7

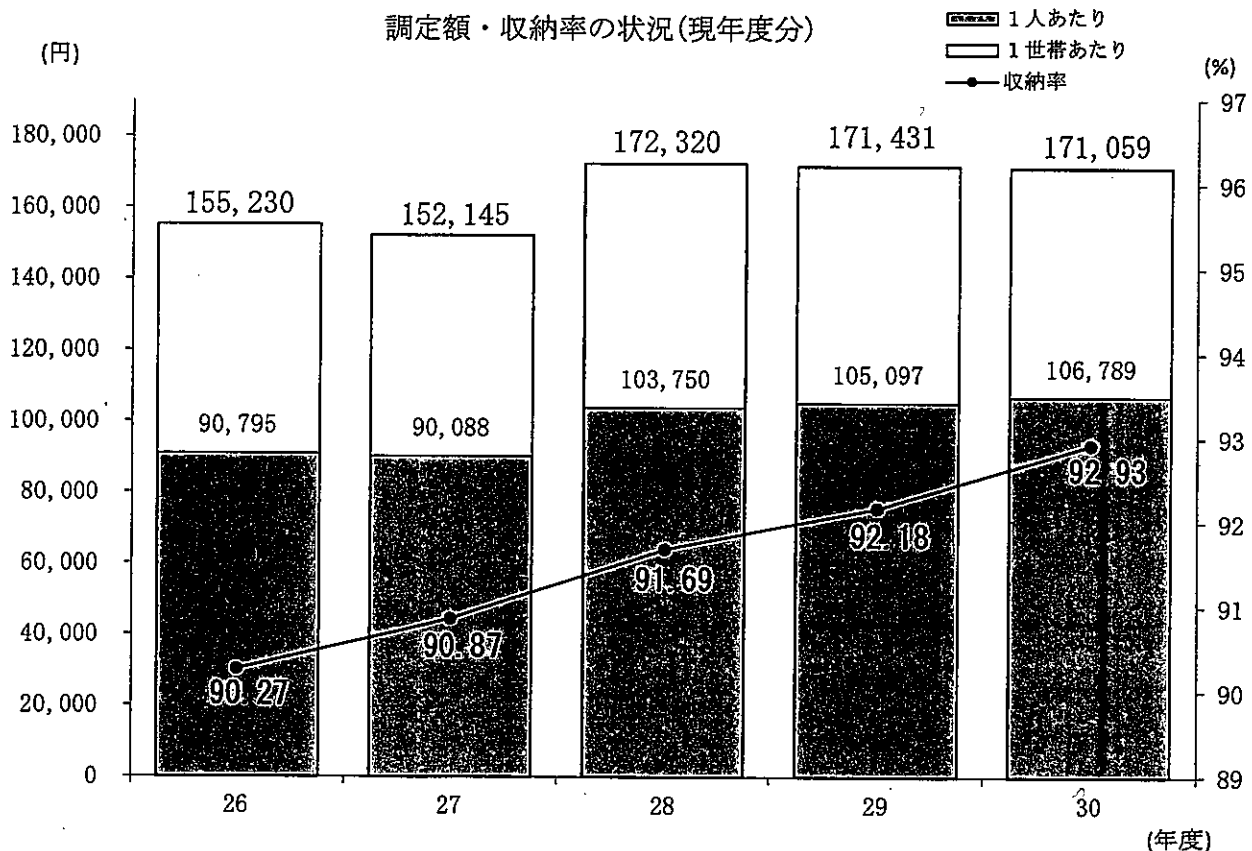


3 国保保険税の状況(現年度分)

平成30年度において、現年度分の一世帯あたりの調定額は171,059円、一人あたりの調定額は106,789円、収納率は92.93%となっています。

収納率は前年度と比べて0.75ポイント上昇しています。また、平成30年度は被保険者数の減少等により、調定額が減少しています。

年度	調定額 千円	収入額 千円	収納率 %	年間平均 世帯数 世帯	1世帯あたり 調定額 円	年間平均 被保険者数 人	1人あたり 調定額 円
26	5,512,077	4,975,798	90.27	35,509	155,230	60,709	90,795
27	5,317,787	4,832,159	90.87	34,952	152,145	59,029	90,088
28	5,862,317	5,375,121	91.69	34,020	172,320	56,504	103,750
29	5,629,608	5,189,213	92.18	32,839	171,431	53,566	105,097
30	5,460,036	5,073,756	92.93	31,919	171,059	51,129	106,789



※ 国保中央会等が作成する資料との整合を図るため、22年度版から「1人当たり調定額」等の算出方法を事業年報値を用いた「現年分調定額合計÷年間平均被保険者数」等に変更しました。

※ 収入額は還付未済額を除かずに計上してあります。

4 決算概要

(1) 総括

歳入の決算額は、241億1,155万2,280円（対予算比99.7%、対調定比92.9%、前年度対比46億3,713万8,622円、16.1%の減）、歳出の決算額は、234億3,738万2,800円（執行率96.9%、前年度対比43億2,910万9,912円、15.6%の減）で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、6億7,416万9,480円（前年度対比3億802万8,710円、31.4%の減）となりました。

なお、翌年度へ繰り越さなければならない財源はありませんので、実質収支は、形式収支と同額の6億7,416万9,480円となり黒字決算となっています。

(2) 歳入

歳入の主なものは、県支出金が162億8,159万5,412円（前年度対比151億3,776万8,380円、1,323.4%の増）で、県支出金の内訳では、支出する保険給付費の実額が交付される保険給付費等交付金の普通交付金が160億2,745万4,412円（皆増）となっています。国民健康保険税は、53億4,924万3,081円（前年度対比1億2,667万3,313円、2.3%の減）、繰入金は、14億3,451万3,022円（前年度対比6億4,424万8,046円、31.0%の減）で、これは一般会計特例繰入金が皆減（前年度対比6億8,400万円の減）となったことによるものです。

県域化に伴い、国庫支出金は12万9,000円（前年度対比57億8,836万5,722円、99.99%の減）となっているほか、前期高齢者交付金、共同事業交付金はそれぞれ皆減となっています。

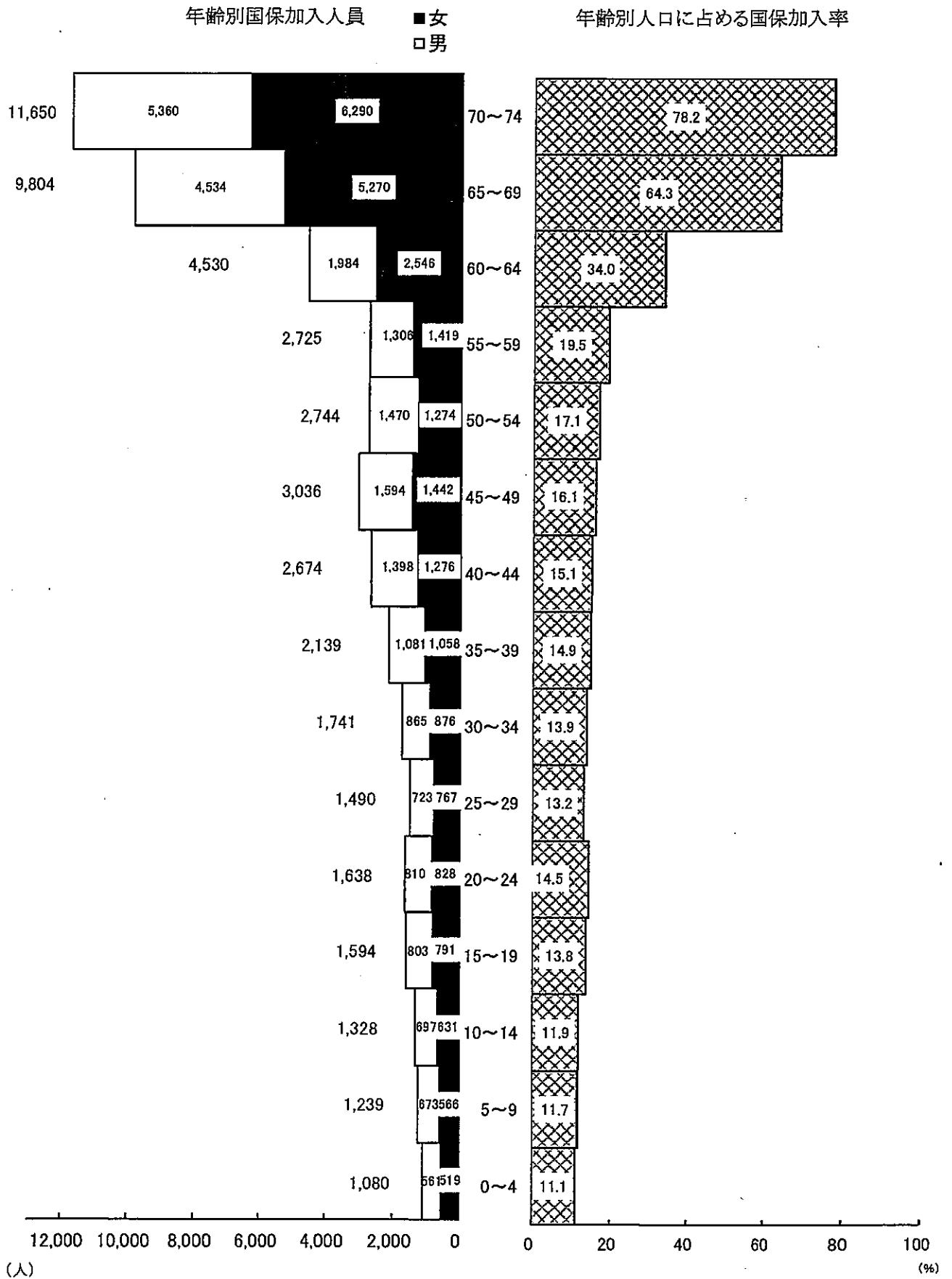
(3) 歳出

歳出の主なものは、歳出全体の69.0%を占める保険給付費が161億8,081万6,769円（前年度対比2億8,057万2,486円、1.7%の減）、国民健康保険事業費納付金が65億4,120万7,232円（皆増）となり、共同事業拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金等は皆減となっています。

V 統計表

1 被保険者

(1) 年齢階層別国保加入状況(平成31年3月31日現在)



(2) 年度別国保加入状況

年度	項目	総数（登録人口）			国 保				
		世帯数	人 口	1世帯当人口	世帯数	伸 率	被保険者数	伸 率	1世帯当被保険者数
26		102,493	241,680	2.4	35,046	△ 1.6	59,555	△ 3.5	1.7
27		102,970	241,112	2.3	34,316	△ 2.1	57,553	△ 3.4	1.7
28		103,708	240,276	2.3	32,934	△ 4.0	54,172	△ 5.9	1.6
29		104,570	239,519	2.3	32,135	△ 2.4	51,871	△ 4.3	1.6
30		105,151	238,647	2.3	31,065	△ 3.3	49,412	△ 4.7	1.6

(3) 世帯構成別国保加入状況

区分	構成区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
被保険者数（人）		18,462	17,936	6,633	3,692	1,865	504
割 合（％）		37.3	36.3	13.4	7.5	3.8	1.0
世帯数（世帯）		18,462	8,968	2,211	923	373	84
割 合（％）		59.4	28.9	7.1	3.0	1.2	0.3

(4) 外国人加入状況

(平成31年3月31日現在)

外国籍者人数(人)※ A	被 保 険 者		外国人の 国保加入割合 B/A	全被保険者に 占める外国人割合 B/全被保数
	世帯数（世帯）	人数（人） B		
3,909	1,124	1,433	36.7	2.9

※住民基本台帳に登載されている外国籍者人数

(各年度末現在)

全世帯に対する 国保加入割合		一般対象者		退職者医療制度					
世帯	被保険者	被保険者	割合	本人	割合	被扶養者	割合	退職者合計	割合
%	%	人	%	人	%	人	%	人	%
34.2	24.6	56,392	94.7	2,473	4.2	690	1.2	3,163	5.3
33.3	23.9	55,346	96.2	1,786	3.1	421	0.7	2,207	3.8
31.8	22.6	52,831	97.5	1,103	2.0	238	0.4	1,341	2.5
30.7	21.7	51,207	98.7	569	1.1	95	0.2	664	1.3
29.5	20.7	49,231	99.6	163	0.3	18	0.0	181	0.4

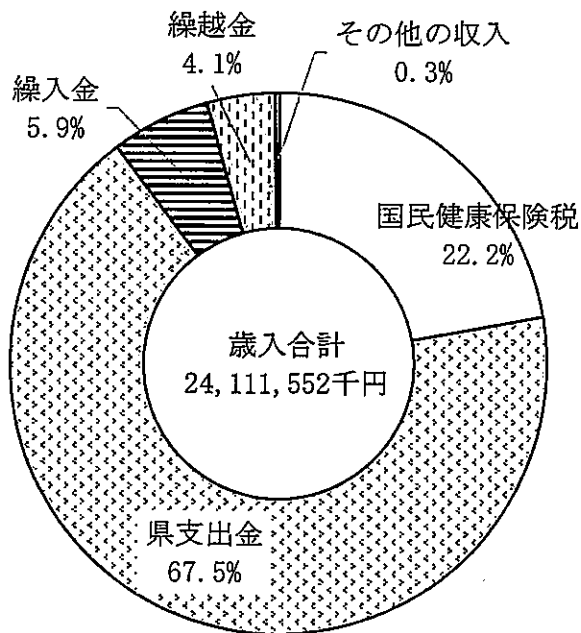
(平成31年3月31日現在)

7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計
245	48	27	0	49,412
0.5	0.1	0.1	0.0	100.0
35	6	3	0	31,065
0.1	0.0	0.0	0.0	100.0

2 財 政

(1) 平成30年度決算状況

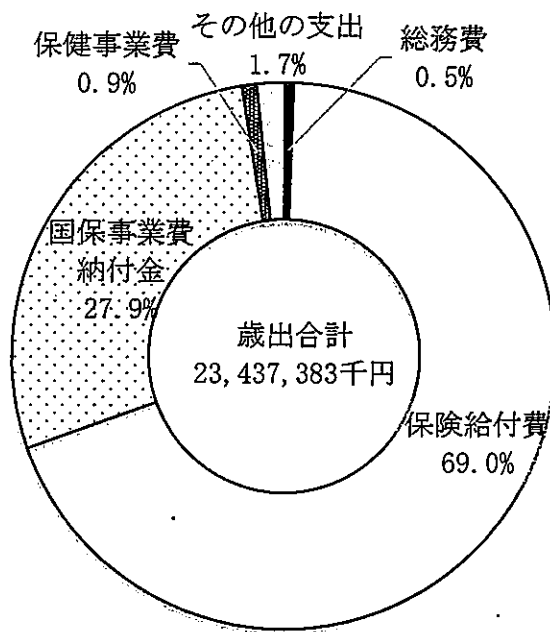
項目 区分	款	30年度決算額	29年度決算額	比較増減	対前年比
		千円	千円	千円	%
歳	国民健康保険税	5,349,243	5,475,916	△ 126,673	97.7
	国庫支出金	129	5,788,495	△ 5,788,366	0.0
	県支出金	16,281,595	1,143,827	15,137,768	1423.4
	繰入金	1,434,513	2,078,761	△ 644,248	69.0
	繰越金	982,198	661,312	320,886	148.5
	その他の収入	63,874	73,281	△ 9,407	87.2
入	療養給付費交付金	—	354,298	△ 354,298	皆減
	前期高齢者交付金	—	7,194,085	△ 7,194,085	皆減
	共同事業交付金	—	5,978,716	△ 5,978,716	皆減
	計	24,111,552	28,748,691	△ 4,637,139	83.9



(2) 年度別決算状況

項目 年度	歳 入									
	保険税	国庫支出金	県支出金	繰入金	繰越金	その他の収入	療養給付費交付金	前期高齢者交付金	共同事業交付金	計
26	5,237,487	5,777,440	1,341,005	1,386,152	442,753	100,888	1,408,394	6,591,778	2,771,600	25,057,497
27	5,114,110	6,158,133	1,321,019	2,307,328	6,713	89,876	1,086,161	6,509,789	6,208,217	28,801,346
28	5,664,426	5,986,695	1,282,502	2,176,215	0	68,212	720,600	6,575,402	6,301,717	28,775,769
29	5,475,916	5,788,495	1,143,827	2,078,761	661,312	73,281	354,298	7,194,085	5,978,716	28,748,691
30	5,349,243	129	16,281,595	1,434,513	982,198	63,874	—	—	—	24,111,552

区分	項目	款	30年度決算額	29年度決算額	比較増減	対前年比
			千円	千円	千円	%
歳出		総務費	122,864	119,664	3,200	102.7
		保険給付費	16,180,817	16,461,389	△ 280,572	98.3
		国保事業費納付金	6,541,207	—	6,541,207	皆増
		保健事業費	208,191	207,083	1,108	100.5
		その他の支出	384,304	859,832	△ 475,528	44.7
		後期高齢者支援金	—	3,034,939	△ 3,034,939	皆減
		前期高齢者納付金	—	11,054	△ 11,054	皆減
		介護納付金	—	1,140,035	△ 1,140,035	皆減
		共同事業拠出金	—	5,932,497	△ 5,932,497	皆減
		計	23,437,383	27,766,493	△ 4,329,110	84.4



(単位:千円)

歳出										収支差引額
総務費	保険給付費	国保事業費納付金	保健事業費	後期高齢者支援金	前期高齢者納付金	介護納付金	共同事業拠出金	その他の支出	計	
109,635	17,134,755	—	211,956	3,223,726	2,531	1,383,086	2,750,722	234,373	25,050,784	6,713
111,921	17,686,565	—	214,327	3,253,773	2,260	1,257,185	6,169,049	231,367	28,926,447	△ 125,101
120,027	16,998,893	—	209,760	3,125,054	2,293	1,155,621	6,203,252	299,557	28,114,457	661,312
119,664	16,461,389	—	207,083	3,034,939	11,054	1,140,035	5,932,497	859,832	27,766,493	982,198
122,864	16,180,817	6,541,207	208,191	—	—	—	—	384,304	23,437,383	674,169

(3) 基金の状況

(単位：千円)

年度	前年度末現在高 A	積立額 B			取崩し額 C	当年度末現在高 A+B-C
		利子	その他の積立	計		
26	970,866	6,699	0	6,699	185,250	792,315
27	792,315	1,789	0	1,789	794,104	0
28	0	0	0	0	0	0
29	0	0	630,000	630,000	0	630,000
30	630,000	684	0	684	0	630,684

(5) 県支出金の状況

年度	県負担金				財政調整交付金			
	高額医療 費共同事 業負担金	伸率	特定健康 診査等 負担金	伸率	普通		特別	
					千円	伸率	千円	伸率
26	千円 161,547	% 13.6	千円 35,845	% 6.6	千円 1,033,628	% 8.9	千円 109,985	% 16.0
27	169,930	5.2	35,282	△ 1.6	822,519	△ 20.4	293,288	166.7
28	182,118	7.2	36,231	2.7	788,925	△ 4.1	275,228	△ 6.2
29	162,510	△ 4.4	33,509	△ 5.0	711,902	△ 13.4	235,906	△ 19.6
30	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 返納金

(単位：円 上段合計 下段退職再掲)

年度	第三者納付金		返納金		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
26	340	44,043,073	2,786	23,878,501	3,126	67,921,574
	53	4,238,122	65	435,156	118	4,673,278
27	430	24,177,899	1,769	14,864,770	2,199	39,042,669
	15	426,182	41	173,145	56	599,327
28	281	25,502,783	2,032	23,282,327	2,313	48,785,110
	17	372,048	27	199,493	44	571,541
29	287	17,244,120	2,305	21,095,218	2,592	38,339,338
	14	359,322	11	46,648	25	405,970
30	295	20,994,509	1,830	14,415,750	2,125	35,410,259
	17	369,297	4	26,362	21	395,659

※ 件数はレセプト件数

※ 現年度調定分

県補助金					県支出金	
保険給付費等交付金						
普通交付金	特別交付金				合計	伸率
	保険者努力 支援分	特別調整 交付金分	県繰入金 (2号分)	特定健診 等負担金		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
—	—	—	—	—	1,341,005	10.0
—	—	—	—	—	1,321,019	△ 1.5
—	—	—	—	—	1,282,502	△ 2.9
—	—	—	—	—	1,143,827	△ 13.4
16,027,454	79,434	83,369	25,040	66,298	16,281,595	1,169.5

(6) 介護納付金分収入支出状況

項目 年度	収 入					
	保 險 税			国 庫 支 出 金		県支出金
	一 般 被保険者分	退 職 被保険者等分	計	療養給付費等 負担金	普通調整 交付金	第一号 県調整交付金
26	400,396	76,031	476,427	442,587	143,223	110,646
27	414,062	55,652	469,714	402,299	145,259	74,075
28	430,907	40,817	471,724	370,723	124,862	66,516
29	427,122	21,817	448,939	364,811	112,503	68,402
30	422,550	9,295	431,845	—	—	—

(7) 後期高齢者支援金等分収入支出状況

項目 年度	収 入					
	保 險 税			国 庫 支 出 金		県支出金
	一 般 被保険者分	退 職 被保険者等分	計	療養給付費等 負担金	普通調整 交付金	第一号 県調整交付金
26	1,029,804	72,009	1,101,813	964,751	296,649	241,187
27	1,026,322	52,176	1,078,498	987,050	324,896	181,252
28	1,283,660	46,897	1,330,557	979,084	300,145	177,858
29	1,266,139	25,349	1,291,488	967,364	309,817	181,380
30	1,244,842	11,162	1,256,004	—	—	—

(単位:千円)

繰入金		小計 (単年度収入) A	支出			小計 (単年度支出) B	単年度収支差 A-B
保険基盤安定 (保険税軽減分)	保険基盤安定 (保険者支援分)		介護納付金	国保事業費 納付金	その他の 支出		
48,674	13,012	1,234,569	1,383,086	—	2,675	1,385,761	△ 151,192
48,473	32,583	1,172,403	1,257,185	—	2,415	1,259,600	△ 87,197
51,084	34,151	1,119,060	1,155,621	—	3,169	1,158,790	△ 39,730
50,487	33,596	1,078,738	1,140,035	—	4,513	1,144,548	△ 65,810
50,858	33,758	516,461	—	482,726	2,789	485,515	30,946

(単位:千円)

療養給付費等 交付金	小計 (単年度収入) A	支出			小計 (単年度支出) B	単年度収支差 A-B
		後期高齢者 支援金	国保事業費 納付金	その他の支出		
208,652	2,813,052	3,223,726	—	4,763	3,228,489	△ 415,437
169,030	2,740,726	3,253,773	—	4,279	3,258,052	△ 517,326
65,196	2,852,840	3,125,054	—	6,249	3,131,303	△ 278,463
11,710	2,761,759	3,034,939	—	8,724	3,043,663	△ 281,904
—	1,256,004	—	1,417,019	6,736	1,423,755	△ 167,751

3 保険税

(1) 課税状況

① 年度別課税状況

(医療保険分)

項目 年	納期 回数	税料 別	資格 区分	賦課割合			税率			最高税額 円	最低税額 円
				所得割 %	均等割 %	平等割 %	所得割 %	均等割 円	平等割 円		
26	9	税	一般	59.3	24.0	16.7	7.9	17,100	21,000	510,000	11,400
			退職	59.6	26.7	13.7					
			合計	59.4	24.0	16.6					
27	9	税	一般	59.0	24.1	16.9	7.9	17,100	21,000	520,000	11,400
			退職	60.8	24.7	14.5					
			合計	59.1	24.1	16.8					
28	9	税	一般	60.2	23.4	16.4	9.1	18,800	22,700	540,000	12,400
			退職	63.4	23.0	13.6					
			合計	60.3	23.3	16.4					
29	9	税	一般	60.3	23.2	16.5	9.1	18,800	22,700	540,000	12,400
			退職	61.3	24.4	14.3					
			合計	60.3	23.2	16.5					
30	9	税	一般	60.9	22.7	16.4	9.1	18,800	22,700	580,000	12,400
			退職	61.0	24.3	14.7					
			合計	60.9	22.7	16.4					

(後期高齢者支援金分)

項目 年度	納期 回数	税料 別	資格 区分	賦課割合			税率			最高税額 円	最低税額 円
				所得割 %	均等割 %	平等割 %	所得割 %	均等割 円	平等割 円		
26	9	税	一般	60.3	23.8	15.9	2.4	5,100	6,000	160,000	3,300
			退職	63.6	23.4	13.0					
			合計	60.5	23.8	15.7					
27	9	税	一般	60.2	23.8	16.0	2.4	5,100	6,000	170,000	3,300
			退職	61.8	24.4	13.8					
			合計	60.3	23.8	15.9					
28	9	税	一般	61.2	23.3	15.5	3.2	6,500	7,400	190,000	4,100
			退職	64.3	22.9	12.8					
			合計	61.3	23.3	15.4					
29	9	税	一般	61.3	23.1	15.6	3.2	6,500	7,400	190,000	4,100
			退職	62.3	24.3	13.4					
			合計	61.3	23.1	15.6					
30	9	税	一般	61.6	22.8	15.6	3.2	6,500	7,400	190,000	4,100
			退職	61.6	24.4	14.0					
			合計	61.6	22.8	15.6					

(介護納付金分)

項目 年度	納期 回数	税料 別	資格 区分	賦課割合			税率			最高税額 円	最低税額 円
				所得割 %	均等割 %	平等割 %	所得割 %	均等割 円	平等割 円		
26	9	税	一般	60.0	21.3	18.7	2.5	6,000	6,300	140,000	3,600
			退職	41.3	23.6	17.7					
			合計	59.8	21.6	18.6					
27	9	税	一般	60.9	20.8	18.3	2.5	6,000	6,300	160,000	3,600
			退職	57.2	24.3	18.5					
			合計	60.4	21.2	18.4					
28	9	税	一般	60.7	20.9	18.4	2.6	6,400	6,700	160,000	3,900
			退職	58.2	23.5	18.3					
			合計	60.5	21.1	18.4					
29	9	税	一般	60.9	20.7	18.4	2.6	6,400	6,700	160,000	3,900
			退職	54.8	25.0	20.2					
			合計	60.6	21.0	18.4					
30	9	税	一般	60.9	20.8	18.3	2.6	6,400	6,700	160,000	3,900
			退職	53.3	25.0	21.7					
			合計	60.8	20.8	18.4					

(各年度決算数値)

調定額		一世帯当り		一人当り		課税限度額超過該当世帯		
前年比		調定額	前年比	調定額	前年比	世帯数	割合	限度超過額
千円	%	円	%	円	%	世帯	%	千円
3,601,031	98.2			63,857	105.1	1,025	2.6	393,266
242,389	83.0	109,667	95.9	76,632	114.9	93	3.5	19,673
3,843,420	97.1			64,535	105.8	1,118	2.7	412,939
3,530,404	98.0			55,351	86.7	915	2.4	335,118
171,756	70.9	93,547	85.3	51,057	66.6	62	3.3	12,060
3,702,160	96.3			55,135	85.4	977	2.5	347,178
3,855,382	109.2			62,414	112.8	1,141	3.0	493,923
133,974	78.0	103,881	111.0	57,500	112.6	53	3.7	10,719
3,989,356	107.8			62,235	112.9	1,194	3.1	504,642
3,765,317	97.7			63,017	101.0	1,127	3.0	456,276
69,318	51.7	102,374	98.5	48,542	84.4	30	3.3	7,629
3,834,635	96.1			62,679	100.7	1,157	3.1	463,905
3,704,092	98.4			63,679	101.1	992	2.7	483,325
29,794	43.0	101,996	99.6	42,023	86.6	15	14.4	2,967
3,733,886	97.4			63,418	101.2	1,007	2.8	486,292

調定額		一世帯当り		一人当り		課税限度額超過該当世帯		
前年比		調定額	前年比	調定額	前年比	世帯数	割合	限度超過額
千円	%	円	%	円	%	世帯	%	千円
1,084,725	99.9			19,235	106.8	948	2.4	114,497
73,087	84.1	33,036	97.5	23,106	116.3	88	3.3	5,704
1,157,812	98.8			19,441	107.5	1,036	2.5	120,201
1,067,912	98.5			16,743	87.0	764	2.0	92,538
51,977	71.1	28,297	85.7	15,451	66.9	52	2.8	3,282
1,119,889	96.7			16,678	85.8	816	2.1	95,820
1,336,518	125.2			21,637	129.2	1,129	3.0	172,694
46,531	89.5	36,014	127.3	19,970	129.2	53	3.7	3,745
1,383,049	123.5			21,576	129.4	1,182	3.1	176,439
1,306,534	97.8			21,866	101.1	1,114	3.0	159,450
24,087	51.8	35,524	98.6	16,868	84.5	30	3.2	2,672
1,330,621	96.2			21,750	100.8	1,144	3.1	162,122
1,273,102	97.4			21,887	100.1	1,119	3.1	182,023
10,262	42.6	35,057	98.7	14,474	85.8	16	15.4	1,131
1,283,364	96.4			21,797	100.2	1,135	3.1	183,154

調定額		一世帯当り		一人当り		課税限度額超過該当世帯		
前年比		調定額	前年比	調定額	前年比	世帯数	割合	限度超過額
千円	%	円	%	円	%	世帯	%	千円
433,653	99.0			21,713	87.3	614	3.6	56,473
77,189	83.2	25,375	84.6	18,064	79.8	88	2.8	6,776
510,842	96.2			21,070	85.9	702	3.4	63,249
440,280	101.5			22,296	102.7	435	2.6	44,584
55,455	71.8	26,443	104.2	17,981	99.5	43	1.9	3,576
495,735	97.0			21,713	103.1	478	2.5	48,160
449,882	102.2			23,436	105.1	489	3.0	51,099
40,030	72.2	27,663	104.6	18,900	105.1	35	2.1	2,519
489,912	98.8			22,985	105.9	524	3.0	53,618
443,889	98.7			23,759	101.4	500	3.1	56,144
20,462	51.1	27,756	100.3	15,837	83.8	16	1.5	1,775
464,351	94.8			23,247	101.1	516	3.1	57,919
434,360	97.9			23,495	98.9	502	3.2	60,378
8,427	41.2	27,533	99.2	13,792	87.1	11	2.6	749
442,787	95.4			23,185	99.7	513	3.2	61,127

② 課税階層別課税状況

(医療保険分)

課税ランク 項目	1～ 12,400円 (7割軽減 1人世帯相当額)	12,401～ 18,000円 (7割軽減 2人世帯相当額)	18,001～ 23,700円 (7割軽減 3人世帯相当額)	23,701～ 100,000円	100,001～ 200,000円
件数	6,854	2,080	862	10,038	6,546
課税総額	76,611	34,825	18,915	533,161	946,311
1世帯当り 課税額	11,178	16,743	21,943	53,114	144,563

(後期高齢者支援金分)

課税ランク 項目	1～ 4,100円 (7割軽減 1人世帯相当額)	4,101～ 6,100円 (7割軽減 2人世帯相当額)	6,101～ 8,000円 (7割軽減 3人世帯相当額)	8,001～ 30,000円	30,001～ 50,000円
件数	6,844	2,091	860	9,096	4,442
課税総額	25,315	11,847	6,370	151,785	177,584
1世帯当り 課税額	3,699	5,666	7,407	16,687	39,978

(介護納付金分)

課税ランク 項目	1～ 3,900円 (7割軽減 1人世帯相当額)	3,901～ 5,800円 (7割軽減 2人世帯相当額)	5,801～ 7,700円	7,701～ 30,000円	30,001～ 50,000円
件数	3,307	357	746	4,839	1,819
課税総額	11,704	1,939	4,958	74,936	71,273
1世帯当り 課税額	3,539	5,431	6,646	15,486	39,183

(令和元年度 本算定時)

200,001～ 300,000円	300,001～ 400,000円	400,001～ 500,000円	500,001～ 610,000円	計
件	件	件	件	件
2,877	1,162	607	1,077	32,103
千円	千円	千円	千円	千円
701,847	399,295	269,732	637,036	3,617,733
円	円	円	円	円
243,951	343,627	444,369	591,491	112,691

50,001～ 100,000円	100,001～ 130,000円	130,001～ 140,000円	140,001～ 190,000円	計
件	件	件	件	件
5,647	1,189	262	1,672	32,103
千円	千円	千円	千円	千円
396,814	133,965	35,361	295,645	1,234,686
円	円	円	円	円
70,270	112,670	134,966	176,821	38,460

50,001～ 90,000円	90,001～ 100,000円	100,001～ 120,000円	120,001～ 160,000円	計
件	件	件	件	件
1,622	191	289	699	13,869
千円	千円	千円	千円	千円
107,552	18,083	31,547	104,374	426,366
円	円	円	円	円
66,308	94,675	109,159	149,319	30,742

③ 軽減世帯の状況

(医療保険分)

項目 年度	7 割 軽 減 額					5 割 軽 減 額				
	件数	伸率	軽減額	伸率	税に占める割合	件数	伸率	軽減額	伸率	税に占める割合
26	8,960	△ 2.6	266,906	△ 4.5	6.9	4,563	131.4	116,925	97.5	3.0
	452	△ 5.4	13,229	△ 2.9	5.5	271	222.6	7,373	204.5	3.1
27	9,043	0.9	267,561	0.2	7.2	5,005	9.7	126,621	8.3	3.4
	385	△ 14.8	11,188	△ 15.4	6.4	233	△ 14.0	6,543	△ 11.3	3.7
28	8,927	△ 1.3	287,920	7.6	5.7	4,986	△ 0.4	136,847	8.1	2.7
	260	△ 32.5	8,515	△ 23.9	5.2	152	△ 34.8	4,591	△ 29.8	2.8
29	8,717	△ 2.4	278,846	△ 3.2	5.8	4,981	△ 0.1	133,150	△ 2.7	2.8
	176	△ 32.3	5,403	△ 36.5	5.5	100	△ 34.2	2,845	△ 38.0	2.9
30	8,761	0.5	278,685	△ 0.1	6.0	4,802	△ 3.6	126,249	△ 5.2	2.7
	111	△ 36.9	3,002	△ 44.4	7.6	38	△ 62.0	982	△ 65.5	2.5

(後期高齢者支援金分)

項目 年度	7 割 軽 減 額					5 割 軽 減 額				
	件数	伸率	軽減額	伸率	税に占める割合	件数	伸率	軽減額	伸率	税に占める割合
26	8,960	△ 2.6	78,060	△ 4.6	6.7	4,563	131.4	34,324	97.1	3.1
	452	△ 5.4	3,869	△ 3.2	5.3	271	222.6	2,167	199.7	3.0
27	9,043	0.9	78,242	0.2	7.0	5,005	9.7	37,166	8.3	3.3
	385	△ 14.8	3,272	△ 15.4	6.1	233	△ 14.0	1,923	△ 11.3	3.6
28	8,927	△ 1.3	96,913	23.9	5.6	4,986	△ 0.4	46,295	24.6	2.7
	260	△ 32.5	2,867	△ 12.4	5.0	152	△ 34.8	1,556	△ 19.1	2.7
29	8,717	△ 2.4	93,844	△ 3.2	5.7	4,981	△ 0.1	45,030	△ 2.7	2.7
	176	△ 32.3	1,818	△ 36.6	5.3	100	△ 34.2	964	△ 38.0	2.8
30	8,761	0.5	93,770	△ 0.1	5.8	4,802	△ 3.6	42,688	△ 5.2	2.6
	111	△ 36.9	1,010	△ 44.4	7.4	38	△ 62.0	333	△ 65.5	2.4

(介護納付金分)

項目 年度	7 割 軽 減 額					5 割 軽 減 額				
	件数	伸率	軽減額	伸率	税に占める割合	件数	伸率	軽減額	伸率	税に占める割合
26	3,954	△ 7.3	33,958	△ 8.2	6.7	2,028	93.0	13,081	80.6	2.5
	507	△ 7.8	4,155	△ 12.9	5.9	388	153.6	2,448	128.1	3.5
27	3,761	△ 4.9	32,136	△ 5.4	6.5	2,147	5.9	13,871	6.0	2.8
	428	△ 15.6	3,492	△ 16.0	6.8	336	△ 13.4	2,124	△ 13.2	4.1
28	3,626	△ 3.6	33,123	3.1	5.5	2,001	△ 6.8	13,674	△ 1.4	2.3
	296	△ 30.8	2,469	△ 29.3	5.6	240	△ 28.6	1,473	△ 30.6	3.4
29	3,494	△ 3.6	31,894	△ 3.7	5.6	1,876	△ 6.2	12,789	△ 6.5	2.2
	197	△ 33.4	1,580	△ 36.0	6.6	157	△ 34.6	882	△ 40.1	3.7
30	3,487	△ 0.2	31,931	0.1	5.8	1,759	△ 6.2	12,059	△ 5.7	2.2
	121	△ 38.6	774	△ 51.0	8.6	59	△ 62.4	314	△ 64.4	3.5

④ 所得稼得区分別納税義務者状況(全体)

項目 年度	給与所得者		営業所得者		農業所得者		年金収入		不動産	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
26	25,057	26.0	5,629	5.8	2,374	2.5	27,496	28.6	2,698	2.8
27	24,647	25.9	5,578	5.9	2,329	2.5	27,400	28.8	2,691	2.8
28	24,666	26.5	5,595	6.0	2,263	2.4	26,939	28.9	2,597	2.8
29	22,651	25.7	5,507	6.3	2,158	2.4	25,925	29.4	2,527	2.9
30	21,838	25.7	5,509	6.5	2,094	2.5	25,061	29.4	2,427	2.8

(本算定時 上段:総数 下段:退職再掲)

2割軽減額					合計				
件数	伸率	軽減額	伸率	税に占める割合	件数	伸率	軽減額	伸率	税に占める割合
件	%	千円	%	%	件	%	千円	%	%
4,056	△ 15.6	42,444	△ 11.5	1.1	17,579	10.0	426,275	10.2	11.1
224	△ 32.5	2,634	△ 12.4	1.1	947	5.9	23,236	22.0	9.6
4,016	△ 1.0	41,547	△ 2.1	1.1	18,064	2.8	435,729	2.2	11.8
176	△ 21.4	2,019	△ 23.3	1.2	794	△ 16.2	19,750	△ 15.0	11.3
4,044	0.7	45,035	8.4	0.9	17,957	△ 0.6	469,802	7.8	9.3
133	△ 24.4	1,636	△ 19.0	1.0	545	△ 31.4	14,742	△ 25.4	9.0
3,771	△ 6.8	41,557	△ 7.7	0.9	17,469	△ 2.7	453,553	△ 3.5	9.5
84	△ 36.8	923	△ 43.6	0.9	360	△ 33.9	9,171	△ 37.8	9.4
3,664	△ 2.8	39,446	△ 5.1	0.8	17,227	△ 1.4	444,380	△ 2.0	9.5
31	△ 63.1	342	△ 62.9	0.9	180	△ 50.0	4,326	△ 52.8	11.0

2割軽減額					合計				
件数	伸率	軽減額	伸率	税に占める割合	件数	伸率	軽減額	伸率	税に占める割合
件	%	千円	%	%	件	%	千円	%	%
4,056	△ 15.6	12,464	△ 11.4	1.1	17,579	10.0	124,848	10.2	10.8
224	△ 32.5	775	△ 13.0	1.1	947	5.9	6,811	21.4	9.4
4,016	△ 1.0	12,199	△ 2.1	1.1	18,064	2.8	127,607	2.2	11.4
176	△ 21.4	593	△ 23.5	1.1	794	△ 16.2	5,788	△ 15.0	11.0
4,044	0.7	15,241	24.9	0.9	17,957	△ 0.6	158,449	24.2	9.1
133	△ 24.4	555	△ 6.4	1.0	545	△ 31.4	4,978	△ 14.0	8.8
3,771	△ 6.8	14,063	△ 7.7	0.9	17,469	△ 2.7	152,937	△ 3.5	9.2
84	△ 36.8	313	△ 43.6	0.9	360	△ 33.9	3,095	△ 37.8	9.1
3,664	△ 2.8	13,345	△ 5.1	0.8	17,227	△ 1.4	149,803	△ 2.0	9.2
31	△ 63.1	116	△ 62.9	0.8	180	△ 50.0	1,459	△ 52.9	10.7

2割軽減額					合計				
件数	伸率	軽減額	伸率	税に占める割合	件数	伸率	軽減額	伸率	税に占める割合
件	%	千円	%	%	件	%	千円	%	%
1,897	△ 13.1	4,900	△ 13.1	0.9	7,879	5.1	51,939	4.2	10.2
357	△ 26.7	898	△ 28.4	1.3	1,252	5.2	7,501	5.7	10.7
1,804	△ 4.9	4,674	△ 4.6	1.0	7,712	△ 2.1	50,681	△ 2.4	10.3
268	△ 24.9	669	△ 25.5	1.3	1,032	△ 17.6	6,285	△ 16.2	12.3
1,793	△ 0.6	4,891	4.6	0.8	7,420	△ 3.8	51,688	2.0	8.6
211	△ 21.3	521	△ 22.1	1.2	747	△ 27.6	4,463	△ 29.0	10.2
1,599	△ 10.8	4,386	△ 10.3	0.8	6,969	△ 6.1	49,069	△ 5.1	8.6
130	△ 38.4	292	△ 44.0	1.2	484	△ 35.2	2,754	△ 38.3	11.5
1,475	△ 7.8	4,061	△ 7.4	0.7	6,721	△ 3.6	48,051	△ 2.1	8.7
53	△ 59.2	106	△ 63.7	1.2	233	△ 51.9	1,194	△ 56.6	13.3

(本算定時)

配当		その他所得		総所得金額のない者		計	
	割合		割合		割合		割合
人	%	人	%	人	%	人	%
715	0.7	3,589	3.7	28,738	29.8	96,296	100.0
774	0.8	3,642	3.8	27,959	29.4	95,020	100.0
804	0.9	3,648	3.9	26,571	28.5	93,083	100.0
766	0.9	3,699	4.2	24,873	28.2	88,106	100.0
740	0.9	3,716	4.4	23,692	27.8	85,077	100.0

(2) 収納状況

① 年度別保険税収納状況

ア 全体

年度	区分	調定額	前年比	収納額	前年比	収納率	不納欠損額	収入未済額	前年比
		千円	%	千円	%	%	千円	千円	%
26	現年度	5,512,077	97.4	4,975,798	97.2	90.27	49	536,230	99.3
	滞繰分	1,797,585	98.0	261,689	86.1	14.56	236,723	1,299,173	100.5
	計	7,309,662	97.5	5,237,487	96.5	71.65	236,772	1,835,403	100.1
27	現年度	5,317,787	96.5	4,832,159	97.1	90.87	14	485,614	90.6
	滞繰分	1,926,004	107.1	281,951	107.7	14.64	220,533	1,423,520	109.6
	計	7,243,791	99.1	5,114,110	97.6	70.60	220,547	1,909,134	104.0
28	現年度	5,862,317	110.2	5,375,121	111.2	91.69	165	487,031	100.3
	滞繰分	1,863,165	96.7	289,305	102.6	15.53	241,335	1,332,525	93.6
	計	7,725,482	106.6	5,664,426	110.8	73.32	241,500	1,819,556	95.3
29	現年度	5,629,608	96.0	5,189,213	96.5	92.18	0	440,395	90.4
	滞繰分	1,793,476	96.3	286,704	99.1	15.99	248,467	1,258,305	94.4
	計	7,423,084	96.1	5,475,917	96.7	73.77	248,467	1,698,700	93.4
30	現年度	5,460,036	97.0	5,073,756	97.8	92.93	37	386,243	87.7
	滞繰分	1,686,110	94.0	275,487	96.1	16.34	263,095	1,147,528	91.2
	計	7,146,146	96.3	5,349,243	97.7	74.85	263,132	1,533,771	90.3

イ 退職分(再掲)

年度	区分	調定額	前年比	収納額	前年比	収納率	不納欠損額	収入未済額	前年比
		千円	%	千円	%	%	千円	千円	%
26	現年度	392,667	83.2	373,520	82.9	95.12	0	19,147	89.6
	滞繰分	88,164	98.5	13,323	83.5	15.11	6,384	68,457	104.8
	計	480,831	85.7	386,843	83.0	80.45	6,384	87,604	101.1
27	現年度	279,189	71.1	266,122	71.2	95.32	0	13,067	68.2
	滞繰分	83,950	95.2	14,280	107.2	17.01	6,114	63,556	92.8
	計	363,139	75.5	280,402	72.5	77.22	6,114	76,623	87.5
28	現年度	220,535	79.0	210,673	79.2	95.53	66	9,796	75.0
	滞繰分	77,359	92.1	13,222	92.6	17.09	11,387	52,750	83.0
	計	297,894	82.0	223,895	79.8	75.16	11,453	62,546	81.6
29	現年度	113,867	51.6	109,574	52.0	96.23	0	4,293	43.8
	滞繰分	64,973	84.0	11,145	84.3	17.15	11,455	42,373	80.3
	計	178,840	60.0	120,719	53.9	67.50	11,455	46,666	74.6
30	現年度	48,483	42.6	46,612	42.5	96.14	0	1,871	43.6
	滞繰分	47,879	73.7	6,423	57.6	13.42	11,765	29,691	70.1
	計	96,362	53.9	53,035	43.9	55.04	11,765	31,562	67.6

② 納付方法別保険税収納状況（現年度課税分）

区分	戸別徴収		口座振替	自主納付	年金特徴	計
	嘱託徴収員9人	職員		(窓口徴収 銀行振込等)		
対象世帯数 (構成比)	— 世帯	— 世帯	15,990 (44.22) 世帯	12,179 (33.68) 世帯	7,989 (22.10) 世帯	36,158 (100.00) 世帯
保険税調定額	— 千円	— 千円	2,656,738 千円	2,250,609 千円	552,689 千円	5,460,036 千円
保険税収納額	27,533 千円	370 千円	2,538,193 千円	1,954,971 千円	552,689 千円	5,073,756 千円
収納率	— %	— %	95.54 %	86.86 %	100.00 %	92.93 %

③ 課税額段階別滞納状況（現年度課税分）

項目	課税額段階											計
	0～ 100,000円	100,001～ 200,000円	200,001～ 300,000円	300,001～ 400,000円	400,001～ 500,000円	500,001～ 600,000円	600,001～ 700,000円	700,001～ 800,000円	800,001～ 900,000円	900,001～ 930,000円	計	
滞納者数	2,320 件	826 件	505 件	273 件	141 件	55 件	45 件	40 件	18 件	18 件	4,241 件	
滞納額	63,177 千円	81,049 千円	78,907 千円	58,328 千円	39,089 千円	17,286 千円	15,847 千円	14,884 千円	7,450 千円	10,226 千円	386,243 千円	

④ 50万円以上滞納状況

ア 現年、滞繰別状況

区分	義務者数	期別数	滞納額
滞繰のみ	196 (人)	4,389 (件)	163,276 (千円)
現年のみ	17	126	16,135
現年+滞繰	631	20,363	610,551
滞繰計	827	20,148	624,348
現年計	648	4,730	165,614
合計	844	24,878	789,962

イ 滞納金額別状況

年度	区分	義務者数			期別数			滞納額		
		人数	割合	前年比	件数	割合	前年比	千円	割合	前年比
29	50万未満 小計	6,637	87.5	94.1	70,244	71.1	89.3	814,822	48.0	91.3
	50万以上 小計	952	12.5	5.9	28,599	28.9	10.7	883,878	52.0	8.7
	合計	7,589	100.0	100.0	98,843	100.0	100.0	1,698,700	100.0	100.0
30	50万未満 小計	6,244	88.1	94.1	62,724	71.6	89.3	743,809	48.5	91.3
	50万以上 ～ 100万未満	619	8.8	10.7	16,443	18.8	21.0	428,353	27.9	27.9
	100万以上 ～ 150万未満	130	1.8	1.6	4,488	5.1	16.5	156,330	10.2	10.2
	150万以上 ～ 200万未満	52	0.7	0.6	1,946	2.2	7.2	88,989	5.8	5.8
	200万以上 ～	43	0.6	0.6	2,001	2.3	8.0	116,290	7.6	7.6
	50万以上 小計	844	11.9	88.7	24,878	28.4	87.0	789,962	51.5	89.4
合計	7,088	100.0	93.4	87,602	100.0	88.6	1,533,771	100.0	90.3	

(3) 短期被保険者証と被保険者資格証明書の交付状況

① 年度末の交付世帯

(単位:世帯)

区分	短期被保険者証						資格証明書	
	6カ月証		3カ月証		合計		件数	
	発行数	発行割合	発行数	発行割合	発行数	発行割合	発行数	発行割合
30年度	1,104	3.6%	15	0.0%	1,119	3.6%	1	0.0%
29年度	1,214	3.8%	25	0.1%	1,239	3.9%	3	0.0%
対比 (30-29)	△ 110		△ 10		△ 120		△ 2	
伸び率(%)	△ 9.1%		△ 40.0%		△ 9.7%		△ 66.7%	

※ 短期被保険者証は、納税相談の機会を確保するために、6カ月証及び3カ月証を発行しています。
 なお、納税相談に応じない場合も、有効期限前に更新した保険証を送付しています。

(4) 滞納処分状況(平成30年度)

① 差押及び交付要求

(単位:件/円)

区分	給与		預貯金		不動産		不動産参加	
	件数	充当金額	件数	充当金額	件数	充当金額	件数	充当金額
30年度	75	17,825,246	809	37,011,728	7	3,399,616	4	448,535
29年度	41	7,990,916	763	32,943,476	4	4,933,880	0	957,617
対比 (30-29)	34	9,834,330	46	4,068,252	3	△ 1,534,264	4	△ 509,082
伸び率(%)	82.9%	123.1%	6.0%	12.3%	75.0%	△ 31.1%	皆増	△ 53.2%

区分	動産		自動車		生命保険		年金	
	件数	充当金額	件数	充当金額	件数	充当金額	件数	充当金額
30年度	0	0	1	0	17	6,644,616	20	5,523,889
29年度	0	0	1	0	19	7,616,136	19	2,965,445
対比 (30-29)	0	0	0	0	△ 2	△ 971,520	1	2,558,444
伸び率(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	△ 10.5%	△ 12.8%	5.3%	86.3%

区分	国税還付金		その他債権		搜索		合計	
	件数	充当金額	件数	充当金額	件数	充当金額	件数	充当金額
30年度	37	2,695,970	9	2,311,597	0	0	979	75,861,197
29年度	29	732,087	9	2,506,294	0	0	885	60,645,851
対比 (30-29)	8	1,963,883	0	△ 194,697	0	0	94	15,215,346
伸び率(%)	27.6%	268.3%	0.0%	△ 7.8%	0.0%	0.0%	10.6%	25.1%

区分	交付要求			
	要求件数	要求金額	配当件数	配当金額
30年度	44	12,093,393	13	2,469,293
29年度	34	15,704,630	14	1,881,830
対比 (30-29)	10	△ 3,611,237	△ 1	587,463
伸び率(%)	-29.4%	△ 23.0%	△ 7.1%	31.2%

(空白ページ)

4 給 付

(1) 年度別給付状況〔事業年報より〕

項目 年度	療 養 の 給 付 A					療	
	件 数 <small>件</small>	費用額 <small>千円</small>	1人当たり 費 用 額 <small>円</small>	保険者 負担額 <small>千円</small>	1人当たり 保険者負担額 <small>円</small>	件数 <small>件</small>	費用額 <small>千円</small>
26	892,012	20,071,715	330,622	14,660,157	241,482	28,036	254,949
	59,590	1,286,380	362,157	900,052	253,393	1,889	16,328
27	889,045	20,608,894	349,132	15,071,071	255,316	27,019	244,656
	47,472	1,123,390	411,498	786,219	287,992	1,454	12,544
28	871,248	19,783,146	350,119	14,420,139	255,206	25,733	230,852
	32,746	739,327	410,054	516,484	286,458	927	6,868
29	836,181	19,199,201	358,421	14,000,803	261,375	24,663	211,915
	19,505	393,385	386,810	274,585	269,995	501	4,078
30	815,048	18,648,632	364,737	13,598,840	265,971	22,298	190,015
	8,577	191,376	446,097	133,448	311,066	225	1,838

(上段総数:下段退職再掲)

養 費 B			療 養 諸 費 C=A+B				
1人当たり 費用額	保険者 負担額	1人当たり 保険者負担額	件数	費用額	1人当たり 費用額	保険者 負担額	1人当たり 保険者負担額
円	千円	円	件	千円	円	千円	円
4,200	176,971	2,915	920,048	20,326,664	334,821	14,837,128	244,398
4,597	11,429	3,218	61,479	1,302,709	366,754	911,481	256,611
4,145	179,844	3,047	916,064	20,853,550	353,276	15,250,915	258,363
4,595	8,781	3,216	48,926	1,135,934	416,093	795,000	291,209
4,086	169,028	2,991	896,981	20,013,998	354,205	14,589,167	258,197
3,809	4,808	2,667	33,673	746,196	413,863	521,291	289,124
3,956	154,802	2,890	860,844	19,411,116	362,378	14,155,604	264,265
4,010	2,854	2,807	20,006	397,463	390,819	277,439	272,802
3,716	138,859	2,716	837,346	18,838,647	368,453	13,737,699	268,687
4,285	1,287	2,999	8,802	193,214	450,382	134,734	314,066

(2) 年間診療別給付状況 [H30事業年報より]

(上段総数:下段退職再掲)

区分	項目	件数	日数	費用額	受診率	1件当たり 日数	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
入院		12,614	207,477	7,109,912	24.7	16.4	563,653	139,058
		100	1,913	73,128	23.3	19.1	731,282	170,462
入院外		437,594	651,076	6,543,175	855.9	1.5	14,953	127,974
		4,579	6,803	66,773	1,067.4	1.5	14,582	155,647
歯科		102,395	182,870	1,221,488	200.3	1.8	11,929	23,890
		1,046	1,930	12,663	243.8	1.8	12,106	29,517
調剤		260,462	(307,973)	3,289,910	509.4	—	12,631	64,345
		2,813	(3,315)	33,315	655.7	—	11,843	77,658
食事療養 生活療養		(12,004)	(544,836)	361,860	—	—	30,145	7,077
		(106)	(5,011)	3,292	—	—	31,054	7,673
訪問 看護		1,983	10,591	122,286	3.9	5.3	61,667	2,392
		39	205	2,199	9.1	5.3	56,388	5,126
合計		815,048	1,052,014	18,648,631	1,594.1	1.3	22,880	364,737
		8,577	10,851	191,370	1,999.3	1.3	22,312	446,084

※食事療養・生活療養の日数欄は、回数を表示しています。

(3) 年度別その他給付状況 [事業年報より]

項目	高額療養費 (上段総数:下段退職再掲)				高額介護合算 療養費		出産育児一時金		葬 祭 費		結核精神 給付金	
	件数	支給額	1件当たり 支給額	1人当たり 支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
26	28,836	2,020,306	70,062	33,279	67	1,408	231	96,524	305	15,250	30,141	42,770
	1,394	140,871	101,055	39,660	7	200						
27	33,245	2,174,719	65,415	36,842	71	1,675	266	111,450	310	15,500	31,045	43,674
	1,325	144,386	108,971	52,889	3	116						
28	32,455	2,152,444	66,321	38,094	57	1,237	245	102,724	307	15,350	31,668	42,393
	803	91,497	113,944	50,747	2	2						
29	32,800	2,072,222	63,178	38,685	69	1,828	214	88,174	319	15,950	32,170	42,936
	417	41,376	99,224	40,685	1	28						
30	33,032	2,074,528	62,804	40,574	16	198	219	91,724	308	15,400	34,367	42,249
	170	24,063	141,548	56,091	0	0						

※ 高額介護合算療養費は、平成22年度から給付開始

(4) 高額療養費貸付制度利用状況

年度	項目	件数	貸付総金額	1件当たり貸付額
26		15	438,523	29,235
27		9	178,591	19,843
28		22	199,094	9,050
29		17	147,826	8,696
30		7	73,761	10,537

(5) 限度額適用認定証発行状況

年度	A		B		C	低I	低II	平成30年8月から		計
	[ア]	[イ]	[ウ]	[エ]	[オ]			現I	現II	
	26	62		1,282		974	94	254		
	[12]	[12]	[95]	[259]	[243]					
27	34	39	381	1,271	1,328	96	267	3,416		
28	40	50	359	1,268	1,330	93	297	3,437		
29	49	56	378	1,371	1,420	134	426	3,834		
30	30	38	274	934	1,199	140	613	51	7	3,228

※平成27年1月1日の制度改正により負担区分が細分化されました。

区分A→ア・イ 区分B→ウ・エ 区分C→オ

※平成26年度の2段書きの上段は旧区分による発行分、下段括弧内は新区分による発行分

※平成30年8月から70歳以上75歳未満の現役並み所得者の区分が3段階(現役並みⅠⅡⅢ)に細分化され、証の交付対象が低ⅠⅡと現ⅠⅡの4区分になりました。

5 保健事業

(1) 特定健康診査及び特定保健指導

ア 目的

平成20年度から、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査と、その検査結果による特定保健指導が医療保険者に義務づけられています。

平成29年度に、平成30年度から35年度を計画期間とする、松本市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)を策定しました。受診率については、平成30年度の目標値を50%に設定しましたが、達成には至らない状況です。

イ 対象者

年度中に40歳以上74歳までの者

年度中に30歳・35歳になる者(市単独事業)

ウ 健診項目

(ア) 法定16項目

問診、診察、身体測定(身長・体重・腹囲・BMI)、血圧測定、尿検査(尿糖・尿蛋白)、脂質検査(中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロール)、肝機能検査(AST・ALT・γ-GT)、血糖検査(HbA1c)

(イ) 市独自追加10項目

貧血検査(赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値)、心電図、空腹時血糖、尿酸、クレアチニン、血小板、白血球、尿潜血

エ 実施機関

個別健診：市内128医療機関

集団健診：医師会医療センター、支所・出張所、保健センター

オ 自己負担額

1,000円

カ 各年度の計画目標値

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特定健康診査	53%	55%	57%	60%	50%
特定保健指導	45%	50%	55%	60%	50%

キ 実施状況

(ア) 特定健康診査(法定年齢分)

(法定報告値)

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	実施率 (%)	実施率伸 (%)
26	39,480	17,645	44.7	1.5
27	38,674	16,903	43.7	△ 1.0
28	37,080	16,609	44.8	1.1
29	35,638	16,055	45.1	0.3
30	34,194	15,436	45.1	0

※ 平成30年度は速報値

(イ) 特定健康診査（市単独実施分）

年度	区 分	対象者 (人)	受診者 (人)	実施率 (%)
26	30・35才	1,021	118	11.6
	年度途中75才	1,558	862	55.3
	年度途中加入	—	83	—
27	30・35才	913	104	11.4
	年度途中75才	1,736	958	55.2
	年度途中加入	—	109	—
28	30・35才	854	108	12.6
	年度途中75才	1,801	970	53.9
	年度途中加入	—	95	—
29	30・35才	748	80	10.7
	年度途中75才	1,696	912	53.8
	年度途中加入	—	102	—
30	30・35才	735	75	10.2
	年度途中75才	1,811	894	49.4
	年度途中加入	—	128	—

※ 平成30年度は速報値

(ロ) 特定保健指導（法定年齢分）

(法定報告値)

年度	支援レベル	対象者 (人)	発生率 (%)	利用者 (人)	利用率 (%)	終了者 (人)	終了率 (%)
26	動機付け支援	1,323	6.4	561	42.4	370	28.0
	積極的支援	395	2.0	145	36.7	35	8.9
27	動機付け支援	1,141	6.8	735	64.4	484	42.4
	積極的支援	343	2.0	216	63.0	42	12.2
28	動機付け支援	1,278	7.7	696	54.5	696	54.5
	積極的支援	361	2.2	173	47.9	60	16.6
29	動機付け支援	1,270	7.9	636	50.1	635	50.0
	積極的支援	377	2.3	187	49.6	47	12.5
30	動機付け支援	1,272	8.3	611	48.0	—	—
	積極的支援	317	2.1	136	42.9	—	—

※ 平成30年度は速報値

(エ) 特定保健指導（市単独分）

年度	支援レベル	対象者 (人)	発生率 (%)	利用者 (人)	利用率 (%)	終了者 (人)	終了率 (%)
26	動機付け支援	17	1.6	6	35.3	4	23.5
	積極的支援	12	1.1	7	58.3	1	8.3
27	動機付け支援	25	2.1	18	72.0	10	40.0
	積極的支援	12	1.0	6	50.0	3	25.0
28	動機付け支援	27	2.3	19	70.4	19	70.4
	積極的支援	11	0.9	6	54.5	2	18.2
29	動機付け支援	9	0.8	7	77.8	7	77.8
	積極的支援	9	0.8	8	88.9	1	11.1
30	動機付け支援	10	0.9	7	70.0	—	—
	積極的支援	8	0.7	5	62.5	—	—

※ 平成30年度は速報値

(2) 糖尿病性腎症重症化予防事業

平成27年度から2型糖尿病性腎症で治療中の人工透析導入前の国民健康保険被保険者に対し、重症化を予防することでそのQOLを維持すると共に、医療費の適正化を図ることを目的として保健事業を開始しました。

医療機関と連携し、薬局薬剤師が糖尿病性腎症患者への指導を行うもので、服薬指導・栄養指導・運動指導等の生活習慣や自己管理について6カ月間支援するものです。

平成29年度から過年度にプログラムを修了した者への継続支援事業も開始しました。

ア 重症化予防プログラム修了者 6人

※ 重症化予防プログラムを受ける前と比べて、参加者全てが腎症ステージを維持

イ 継続支援参加者 4人

(3) 後発医薬品利用差額通知事業

ア 目的

平成25年度から生活習慣病や慢性疾患への効果を持つ医薬品を対象に、後発医薬品の利用差額通知を実施しています。

被保険者に後発医薬品を使用した場合の自己負担額の減額効果を通知することで、負担軽減に役立てるとともに保険給付費の縮減による医療費の適正化を図っています。

イ 実施内容

(単位：枚)

	第1回	第2回	計
実施月	30年8月	31年2月	—
対象診療月	30年4月	30年10月	—
通知枚数	2,554	2,190	4,744

(4) 医療費通知事業

ア 目的

国の指導による標準項目(医療費控除申告に必要な6項目)を含む全11項目の内容について、全受診世帯を対象として実施しています。被保険者に健康に対する認識を深めてもらい、被保険者一人ひとりが適正受診の意識を持つよう啓発に努めています。

平成30年度発行分の医療費通知から、医療費控除の申告手続きに使用可能となりました。

イ 実施内容

(単位:枚)

	第1回	第2回	第3回	計
実施月	30年8月	30年11月	31年2月	—
対象診療月	30年1~4月	30年5~7月	30年8~10月	—
レセプト枚数	268,752	197,676	193,477	659,905
通知枚数	30,135	26,926	26,728	83,789

(5) 医療費適正化事業(レセプト点検)

ア 目的

医療機関から審査支払機関を経由して送付される診療報酬明細書(レセプト)について、国保被保険者の資格確認とともに請求内容の点検調査を行い、誤りがある場合は的確に補正することにより、医療費の適正化を図るものです。

イ 実施内容

単月内容点検、縦覧点検、調剤突合点検、資格点検、給付発生原因の点検等を行い、過誤調整するもの、再審査請求を行うもの、被保険者等に連絡するもの等適正に補正し処理を行う。

ウ 実施機関

職員による資格点検に加え、レセプトの電子化に伴い、平成21年度から長野県国民健康保険団体連合会に内容点検及び縦覧点検を委託し、多面的な点検調査を実施しています。

エ 再審査請求件数 2,289件

(6) 健康増進対策事業(松本市健康フェスティバル)

ア 目的

被保険者の健康増進を図るため、健康フェスティバルを実施して積極的な健康増進対策と健康に対する意識の高揚に努めました。

イ 実施日・会場 平成30年9月24日(月) 松本市波田体育館

ウ メインテーマ 「続けよう 未来のための健康づくり」

エ 実施内容

(ア) 医療保険関係団体による出展(検査、健(検)診、健康相談、展示等)

(イ) 講演会「お薬の上手な飲み方」

(ウ) ステージ発表

(エ) スタンプラリー

オ 参加団体 25団体

カ 来場者数 約1,271名(スタッフ含む)

(7) 疾病予防事業（人間ドック助成事業）

ア 目的

国保被保険者が人間ドックを受検する費用の一部を助成することにより、生活習慣病の早期発見、早期治療と健康保持増進を図るものです。

なお、特定健康診査の対象者と整合を図るため、平成21年度から対象年齢をこれまでの「35歳～64歳」から「35歳～74歳」に拡大しています。（40歳・50歳のふしめ年齢増額補助は廃止）

イ 対象者 年度中に満35歳以上となる市内居住の松本市国民健康保険の被保険者

ウ 指定機関 市内29医療機関

エ 補助額

1泊2日 20,000円

日帰り 15,000円

脳ドック 15,000円

簡易脳ドック・人間ドックの追加脳ドック 10,000円

オ 受検者数

項目 \ 年度	26	27	28	29	30
1泊2日ドック	264	256	264	257	275
日帰りドック	1,768	1,946	2,117	2,183	2,298
脳ドック	56	55	59	45	58
脳ドック	549	596	559	544	593
計	2,609	2,853	2,999	3,029	3,224

(8) 高額療養費貸付事業

ア 実施内容

高額療養費貸付規則に基づき、高額療養費の支払いに当てる資金を貸し付けるもの

イ 対象者

高額療養費の支給を受ける被保険者で国保税を滞納していない者

ウ 実施状況

51ページ「高額療養費貸付制度利用状況」参照

(空白ページ)

6 県下19市の状況（事業年報より）

(1) 平成30年度県下19市保険者別経理状況(決算)

【収入】

項目 保険者名	保険税 (料)	国庫 支出金	県支出金					繰入金		繰越金	その他 の収入	収入合計
			保険給付費等交付金					一般 会計	基 金			
			普通交付金	特別交付金								
				保 険 者 努 力 支 援 分	特 別 調 整 交 付 金 分	県 繰 入 金 (2号分)	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金					
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
長野市	6,702,762	448	23,634,619	139,052	67,547	30,468	108,608	3,305,581	0	993,083	70,566	35,052,734
松本市	5,349,243	129	16,027,454	79,434	83,369	25,040	66,298	1,434,513	0	982,198	63,874	24,111,552
上田市	3,007,157	32	10,728,896	69,271	33,298	17,989	33,300	1,226,506	0	408,032	55,790	15,580,271
岡谷市	942,089	0	3,268,638	18,879	13,002	12,829	10,642	290,417	0	222,200	8,352	4,787,048
飯田市	1,936,640	0	6,345,388	34,266	69,357	13,949	22,476	578,525	0	537,083	29,346	9,567,030
諏訪市	1,158,214	0	3,463,573	19,536	13,008	12,746	20,890	328,562	0	247,384	10,946	5,274,859
須坂市	1,062,149	0	3,577,274	26,704	38,237	11,633	16,606	274,504	0	254,130	30,465	5,291,702
小諸市	883,466	1	3,087,221	18,757	41,050	11,564	14,194	363,467	0	100,587	3,409	4,523,716
伊那市	1,300,620	215	4,646,842	34,369	50,422	9,321	20,148	589,806	0	18,637	18,068	6,688,448
駒ヶ根市	668,550	0	2,027,844	12,319	24,785	3,342	6,894	183,076	0	163,113	6,558	3,096,481
中野市	1,205,044	0	3,144,340	11,682	20,063	11,127	15,142	366,015	0	89,710	11,911	4,875,034
大町市	557,960	0	2,102,413	13,469	41,998	4,745	6,238	208,639	0	218,994	9,074	3,163,530
飯山市	445,949	0	1,610,267	8,145	15,886	7,133	4,692	169,937	12,000	36,121	2,802	2,312,932
茅野市	1,172,359	0	3,703,289	28,897	40,139	8,649	18,734	394,432	0	239,460	19,504	5,625,463
塩尻市	1,429,440	0	4,750,648	25,493	23,841	5,984	17,290	418,007	81,265	175,068	31,174	6,958,210
千曲市	1,197,160	0	3,842,941	24,729	10,841	12,321	14,518	391,189	0	254,631	30,257	5,778,587
佐久市	2,179,747	200	6,711,776	44,149	75,229	12,029	23,250	840,307	0	409,167	21,505	10,317,359
東御市	626,197	0	2,175,858	16,213	6,140	5,276	8,848	189,856	4,455	140,172	15,525	3,188,540
安曇野市	1,970,930	0	7,122,805	42,030	22,951	9,947	30,118	661,004	150,000	293,933	48,353	10,352,071

(2) 平成30年度県下19市保険者別基金保有状況

保 険 者	長野市	松本市	上田市	岡谷市	飯田市	諏訪市	須坂市	小諸市	伊那市	駒ヶ根市	中野市
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
年度中繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度中積立金	619	684	295	100,000	117,129	196,211	75,265	0	0	153,981	0
30年度末 基金保有額	1,221,794	630,684	1,281,907	100,100	678,668	196,211	614,900	200,044	0	319,404	147
1世帯当たり	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	26,040	20,302	61,087	15,909	52,169	29,276	89,740	30,890	0	77,412	23
1人当たり	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	16,698	12,764	39,385	10,315	32,472	18,805	54,819	19,174	0	49,298	13

※ 1人当たりの金額は、年度末の「基金保有額÷被保険者総数」で算出しています。

【支出】

総務費	保険給付費（一般＋退職）			国民健康保険事業費納付金			保健事業費	その他の支出	支出合計	収支差引額
	療養諸費	高額療養費 ＋ 高額介護 合算療養費	その他	医療給付費 分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金 分				
千円 391,704	千円 20,634,364	千円 2,934,158	千円 264,237	千円 6,450,635	千円 2,056,140	千円 653,892	千円 551,067	千円 463,281	千円 34,399,478	千円 653,256
122,864	13,912,814	2,074,726	192,970	4,641,463	1,417,019	482,726	208,191	384,610	23,437,383	674,169
182,191	9,354,174	1,344,222	107,868	2,798,534	890,068	270,784	141,682	248,090	15,337,613	242,658
67,673	2,843,251	417,178	20,061	803,882	267,392	83,153	52,703	164,724	4,720,017	67,031
115,229	5,539,255	786,163	75,272	1,687,061	575,697	195,796	53,002	276,571	9,304,046	262,984
83,087	3,010,581	443,151	27,937	900,088	304,877	110,443	42,884	250,519	5,173,567	101,292
28,064	3,137,853	428,573	25,953	993,726	305,499	99,664	65,779	164,573	5,249,684	42,018
43,041	2,711,215	367,748	25,644	833,084	279,110	96,035	51,612	81,018	4,488,507	35,209
99,923	4,048,286	585,971	31,546	1,166,040	402,350	152,060	83,176	119,097	6,688,449	-1
49,663	1,773,107	250,241	15,578	498,636	179,458	59,755	34,774	186,468	3,047,680	48,801
67,225	2,780,614	353,316	42,348	1,044,731	342,428	130,259	63,964	96,738	4,921,623	-46,589
17,432	1,834,963	262,227	13,745	525,678	165,859	51,105	37,965	222,494	3,131,468	32,062
41,641	1,409,277	196,416	10,434	408,052	131,363	41,676	26,585	43,917	2,309,361	3,571
102,996	3,225,331	468,559	27,667	995,010	347,653	123,025	59,299	71,330	5,420,870	204,593
37,466	4,124,965	611,830	36,676	1,315,733	414,736	136,815	65,859	183,030	6,927,110	31,100
25,099	3,374,299	457,926	28,377	1,050,554	326,126	104,464	39,163	259,308	5,665,316	113,271
100,750	5,879,812	814,035	66,328	1,740,566	591,430	176,674	97,957	458,379	9,925,931	391,428
18,794	1,904,933	265,138	25,340	519,431	192,412	63,098	36,978	57,805	3,083,929	104,611
36,178	6,207,240	899,189	61,585	1,871,274	583,360	191,203	177,001	232,289	10,259,319	92,752

大町市	飯山市	茅野市	塩尻市	千曲市	佐久市	東御市	安曇野市
千円 0	千円 12,000	千円 0	千円 81,265	千円 0	千円 0	千円 4,455	千円 150,000
千円 152,165	千円 15	千円 191	千円 121,905	千円 173,173	千円 248,518	千円 1,003	千円 82,001
千円 383,095	千円 50,152	千円 166,773	千円 512,375	千円 284,913	千円 1,245,581	千円 432,562	千円 805,025
円 93,827	円 16,178	円 22,031	円 57,038	円 37,166	円 91,668	円 101,066	円 60,099
円 59,579	円 9,900	円 13,752	円 35,297	円 23,646	円 57,158	円 62,266	円 37,536

(3) 平成30年度県下19市保険者別統計概要

(医療保険分)

保険者名 (保険者番号順)	国保加入世帯 (年度末)		国保加入 被保険者数 (年度末)		世帯構 成人数 (年度 末)	退職被保険者等 (年度末)		賦課方式等		
	世帯数	加入率	被保険 者 数	加入率		対象者数	対象 割合	税 料 別	方 式	納 期 数
長野市	46,920	30.7	73,171	19.8	1.6	205	0.3	料	3	10
松本市	31,065	29.5	49,412	20.7	1.6	181	0.4	税	3	9
上田市	20,985	32.7	32,548	21.1	1.6	97	0.3	税	4	9
岡谷市	6,292	32.6	9,704	20.0	1.5	43	0.4	税	4	12
飯田市	13,009	34.2	20,900	21.2	1.6	87	0.4	税	3	12
諏訪市	6,702	32.4	10,434	21.4	1.6	40	0.4	税	4	12
須坂市	6,852	36.2	11,217	22.5	1.6	38	0.3	税	3	9
小諸市	6,476	38.2	10,433	25.1	1.6	34	0.3	税	4	8
伊那市	8,985	33.0	14,289	21.4	1.6	49	0.3	税	4	10
駒ヶ根市	4,126	31.8	6,479	20.2	1.6	23	0.4	税	4	10
中野市	6,514	41.6	11,318	26.6	1.7	29	0.3	税	4	9
大町市	4,083	37.6	6,430	24.3	1.6	21	0.3	税	4	12
飯山市	3,100	42.3	5,066	25.4	1.6	20	0.4	税	4	9
茅野市	7,570	32.6	12,127	21.9	1.6	37	0.3	税	4	10
塩尻市	8,983	32.6	14,516	21.8	1.6	38	0.3	税	3	9
千曲市	7,666	34.7	12,049	20.3	1.6	62	0.5	税	4	8
佐久市	13,588	34.2	21,792	22.1	1.6	92	0.4	税	4	8
東御市	4,280	37.9	6,947	23.6	1.6	25	0.4	税	4	10
安曇野市	13,395	37.1	21,447	22.7	1.6	65	0.3	税	4	9
平均	11,610	34.8	18,436	22.2	1.6	62	0.4	-	-	9.7

※ 一人当たり額は年度平均被保険者数で算出しています。

税(料)率				賦課割合		一人当たり額			
応能割		応益割		応能割	応益割	調定額 (現年度分) (賦課期日現在)		医療給付 費用額	
所得割	資産割	均等割	平等割			金額	順位	金額	順位
%	%	円	円	%	%	円	位	円	位
7.90	0.00	17,760	19,680	60.17	39.83	62,261	10	370,075	8
9.10	0.00	18,800	22,700	64.86	35.14	73,029	1	368,453	9
7.09	8.00	22,400	21,900	52.84	47.16	61,371	11	375,542	4
7.47	19.15	17,400	16,400	64.14	35.86	66,341	6	383,607	1
6.60	0.00	16,500	21,000	56.68	43.32	56,704	15	347,692	17
7.20	22.30	19,000	22,000	62.58	37.42	71,790	3	374,628	5
7.40	0.00	19,000	19,000	58.22	41.78	61,249	12	365,591	11
6.00	7.00	18,000	20,000	51.74	48.26	50,780	19	342,173	18
5.60	11.00	20,000	21,000	53.30	46.70	59,171	14	372,548	7
7.30	16.00	18,000	20,000	60.60	39.40	65,846	7	358,634	14
6.70	18.00	26,600	23,200	54.79	45.21	72,159	2	324,217	19
5.90	22.00	18,000	24,000	52.56	47.44	55,742	17	380,364	3
6.00	23.30	16,100	16,800	57.54	42.46	52,367	18	367,285	10
6.47	13.00	19,200	20,000	59.14	40.86	64,008	9	349,440	16
6.74	0.00	23,100	23,700	53.87	46.13	66,445	4	374,218	6
7.70	18.00	19,500	22,000	57.98	42.02	65,783	8	365,278	12
7.60	16.00	21,300	25,400	56.21	43.79	66,425	5	356,793	15
6.50	28.00	17,500	19,500	59.02	40.98	59,929	13	361,666	13
5.30	12.00	20,400	20,400	51.57	48.43	56,111	16	380,675	2
6.87	16.70	19,398	20,983	58.35	41.65	63,586	—	366,066	—

(後期高齢者支援金分)

保険者名 (保険者番号順)	国保加入 被保険者数 (年度末)		賦課方式等			税(料)率				賦課割合		一人当たり 調定額 (現年度分) (賦課期日現在)	
	被保険 者数	加入率	料 別	方 式	納 期 数	応能割		応益割		応能 割	応益 割	金 額	順 位
						所得割	資産割	均等割	平等割				
長野市	73,171	19.8	料	3	10	2.80	0.00	6,240	7,560	59.50	40.50	22,114	10
松本市	49,412	20.7	税	3	9	3.20	0.00	6,500	7,400	65.79	34.21	25,101	2
上田市	32,548	21.1	税	3	9	2.44	0.00	7,500	6,700	52.88	47.12	19,780	18
岡谷市	9,704	20.0	税	4	12	2.27	4.51	6,800	5,600	58.82	41.18	21,257	15
飯田市	20,900	21.2	税	2	12	3.05	0.00	10,600	0	62.14	37.86	23,604	6
諏訪市	10,434	21.4	税	4	12	2.70	7.30	8,000	9,500	59.22	40.78	27,381	1
須坂市	11,217	22.5	税	3	9	2.90	0.00	6,000	6,000	63.36	36.64	22,043	11
小諸市	10,433	25.1	税	4	8	2.90	3.00	8,500	7,000	54.89	45.11	22,707	8
伊那市	14,289	21.4	税	4	10	2.20	4.00	6,000	6,000	60.20	39.80	20,654	16
駒ヶ根市	6,479	20.2	税	4	10	2.85	4.00	7,400	6,500	60.51	39.49	24,440	5
中野市	11,318	26.6	税	4	9	2.00	7.80	8,600	7,600	53.99	46.01	23,073	7
大町市	6,430	24.3	税	2	12	2.40	0.00	11,000	0	53.36	46.64	18,979	19
飯山市	5,066	25.4	税	4	9	2.90	11.70	8,000	8,500	56.87	43.13	25,084	3
茅野市	12,127	21.9	税	4	10	1.93	6.00	7,500	8,600	52.55	47.45	22,029	12
塩尻市	14,516	21.8	税	3	9	2.21	0.00	7,900	7,300	53.76	46.24	21,807	13
千曲市	12,049	20.3	税	4	8	2.40	5.30	7,500	7,200	54.16	45.84	21,614	14
佐久市	21,792	22.1	税	4	8	2.75	2.90	7,300	8,700	56.33	43.67	22,648	9
東御市	6,947	23.6	税	4	10	2.30	9.40	6,000	6,000	60.55	39.45	20,485	17
安曇野市	21,447	22.7	税	4	9	2.30	5.00	9,600	9,600	49.44	50.56	24,659	4
平 均	18,436	22.2	-	-	9.7	2.55	5.91	7,734	7,398	58.37	41.63	22,682	-

※ 一人当たり調定額は年度平均被保険者数で算出しています。

(介護保険 第2号被保険者分)

保険者名 (保険者番号順)	介護保険第2号 被保険者数 (年度末)		賦課方式等			税(料)率				賦課割合		一人当たり 調定額 (現年度分) (賦課期日現在)	
	被保険 者数	加入率	税 料 別	方 式	納 期 数	応能割		応益割		応 能 割	応 益 割	金 額	順 位
						所得割	資産割	均等割	平等割				
長野市	22,483	6.1	料	3	10	2.60	0.00	8,760	7,080	54.33	45.67	26,489	6
松本市	15,618	6.5	税	3	9	2.60	0.00	6,400	6,700	65.48	34.52	27,309	4
上田市	9,873	6.4	税	3	9	2.50	0.00	6,000	6,000	60.04	39.96	22,892	16
岡谷市	2,857	5.9	税	4	12	1.84	3.95	6,100	5,100	59.11	40.89	21,891	18
飯田市	6,545	6.6	税	3	12	2.70	0.00	8,600	6,800	58.18	41.82	28,983	2
諏訪市	3,205	6.6	税	4	12	1.70	7.10	7,000	6,000	59.20	40.80	24,501	11
須坂市	3,422	6.9	税	3	9	2.10	0.00	8,000	7,000	51.59	48.41	24,393	12
小諸市	3,323	8.0	税	4	8	3.20	4.50	9,000	8,000	57.46	42.54	29,618	1
伊那市	4,426	6.6	税	4	10	1.90	5.00	8,000	7,000	54.85	45.15	26,134	7
駒ヶ根市	2,015	6.3	税	4	10	2.19	7.00	7,300	6,400	59.33	40.67	26,828	5
中野市	3,741	8.8	税	4	9	1.70	4.70	9,200	5,700	54.23	45.77	25,523	8
大町市	1,953	7.4	税	4	12	2.20	2.00	8,000	7,000	50.76	49.24	23,579	15
飯山市	1,588	8.0	税	4	9	2.20	5.30	6,800	5,800	57.09	42.91	22,764	17
茅野市	3,805	6.9	税	4	10	1.87	5.70	7,700	6,000	55.84	44.16	24,005	14
塩尻市	4,502	6.8	税	3	9	1.86	0.00	7,900	6,100	54.34	45.66	24,009	13
千曲市	3,747	6.3	税	4	8	1.80	4.20	7,300	6,300	48.90	51.10	20,970	19
佐久市	6,741	6.8	税	4	8	2.75	3.00	9,000	7,300	57.21	42.79	28,072	3
東御市	2,176	7.4	税	4	10	2.10	4.50	9,000	9,000	47.37	52.63	25,452	9
安曇野市	6,629	7.0	税	3	9	2.20	0.00	7,000	7,000	56.58	43.42	24,815	10
平均	5,718	6.9	-	-	9.7	2.21	4.75	7,740	6,646	55.89	44.11	25,731	-

※ 一人当たり調定額は年度平均被保険者数で算出しています。

(保険税収納状況)

保険者名 (保険者番号順)	収 納 率 (医療保険+介護保険+後期高齢者支援金)											
	一般被保険者						一般被保険者+退職被保険者					
	現年度分		滞納繰越分		現年+滞繰		現年度分		滞納繰越分		現年+滞繰	
	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位	率	順位
長野市	92.66	19	20.26	17	82.78	15	92.69	19	20.34	17	82.72	15
松本市	92.78	18	16.39	19	75.03	19	92.81	18	16.30	19	74.76	19
上田市	93.88	17	27.30	13	79.99	17	93.92	17	27.44	13	79.84	17
岡谷市	95.31	9	32.74	8	87.66	8	95.32	9	33.15	8	87.48	8
飯田市	98.40	2	44.34	2	95.63	2	98.41	2	44.56	2	95.64	2
諏訪市	94.76	13	34.51	6	86.97	9	94.79	13	34.73	6	86.97	9
須坂市	94.87	12	27.84	12	83.05	14	94.90	12	28.06	12	82.79	14
小諸市	94.27	15	24.71	15	84.02	13	94.27	15	24.84	15	83.92	13
伊那市	96.53	8	28.53	11	88.09	7	96.52	8	28.82	11	87.93	7
駒ヶ根市	96.80	5	39.71	4	91.03	5	96.81	5	40.61	4	90.97	5
中野市	95.07	11	17.60	18	79.38	18	95.10	11	17.60	18	79.23	18
大町市	96.77	6	33.91	7	85.67	11	96.78	6	33.97	7	85.55	11
飯山市	98.79	1	41.02	3	96.16	1	98.80	1	41.08	3	96.21	1
茅野市	96.90	4	36.05	5	91.41	4	96.90	4	35.50	5	91.24	4
塩尻市	94.37	14	23.63	16	80.53	16	94.38	14	23.65	16	80.23	16
千曲市	96.95	3	49.81	1	92.43	3	96.97	3	50.23	1	92.44	3
佐久市	94.16	16	30.85	10	84.77	12	94.16	16	30.84	10	84.69	12
東御市	95.19	10	32.58	9	88.48	6	95.23	10	32.20	9	88.19	6
安曇野市	96.55	7	25.12	14	86.06	10	96.58	7	25.56	14	85.96	10
平均	95.53	—	30.89	—	86.27	—	95.54	—	31.03	—	86.15	—

※収納率の算定にあたっては、収納額から還付未済額を除いて計算しています。

都道府県名	長野県
保険者名	松本市
都道府県・保険者番号	2 0 - 0 0 2

事業開始年月日	昭和29年 4月 1日
---------	-------------

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	999,999,999,999円	50,000円	0円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数		31,065				
被 保 険 者 数	総 数	49,412	1,587	21,329	10,559	822
	退職被保険者等	181	0			
	一般被保険者	49,231	1,587	21,329	10,559	822

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数		31,919				
被 保 険 者 数	総 数	51,129	1,527	21,893	10,454	801
	退職被保険者等	429	0			
	一般被保険者	50,700	1,527	21,893	10,454	801

	本年度末現在	年度平均		年度平均
介護保険第2号被保険者数	15,618	16,214	標準負担額の減額状況	1,521
介護保険第2号世帯数	13,251	13,678		
	本年度末現在	年度平均		本年度中
特定世帯数	2,804	2,676	世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	11
特定継続世帯数	345	438		

被 保 険 者 増 減 内 訳	本年度中増	転 入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	その他	計
		2,036		1,304	6,644	122	213	0	319
	本年度中減	転 出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	その他	計
		1,775		1,131	6,352	170	333	2,401	762

本年度末現在 事務職員数	専 任	兼 任	計	一部負担割合	法定割合	その他
	36	6	42		1	0

備 考	出産育児一時金	産科医療保障制度対象分娩420,000円	その他分娩404,000円	作成者 氏 名	朝倉 光貴
	結核精神給付金	10%			印

様式14 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

(平成30年度)

都道府県名	長野県
保険者名	松本市
都道府県・保険者番号	2 0 - 0 0 2

収入				支出						
科	目	収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科	目	支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	
		円	円	円			円	円	円	
保険料入税	一般被保険者分	医療給付費分	3,628,815,819			総務費	療養給付費	122,863,837		
		後期高齢者支援金分	1,244,842,447	1,244,842,447			療養費	13,639,929,477		
		介護納付金分	422,549,524		422,549,524		小計	13,777,683,577		
		一般被保険者分計	5,296,207,790	1,244,842,447	422,549,524		高額療養費	2,050,464,743		
	退職被保険者分	医療給付費分	32,578,579				高額介護合算療養費	197,812		
		後期高齢者支援金分	11,162,011	11,162,011			移送費	0		
		介護納付金分	9,294,701		9,294,701		出産育児諸費	91,286,453		
		退職被保険者等分計	53,035,291	11,162,011	9,294,701		葬祭諸費	15,400,000		
	計	5,349,243,081	1,256,004,458	431,844,225	育児諸費		0			
	国庫支出金		129,000				その他	42,248,648		
都道府県支出金	保険給付費等交付金(普通交付金)	16,027,454,412			一般被保険者分計	15,977,281,233				
	保険者努力支援分	79,434,000			退職被保険者等分	療養給付費	133,834,965			
	特別調整交付金分	83,369,000			療養費	1,294,962				
	都道府県繰入金(2号分)	25,040,000			小計	135,129,927				
	特定健康診査等負担金	66,298,000			高額療養費	24,063,110				
	保険給付費等交付金(特別交付金)計	254,141,000			高額介護合算療養費	0				
	財政安定化基金交付金	0			移送費	0				
	その他	0			退職被保険者等分計	159,193,037				
	計	16,281,595,412			審査支払手数料	44,034,647				
	連合会支出金		0		計	16,180,508,917				
一般会計繰入金	保険基盤安定(保険料軽減分)	682,513,281	159,264,255	50,858,440	国民健康保険事業費納付金	一般被保険者分	4,601,413,780			
	保険基盤安定(保険者支援分)	465,543,647	110,308,983	33,758,292		退職被保険者等分	40,048,927			
	職員給与費等	140,674,645				医療給付費分計	4,641,462,707			
	出産育児一時金等	60,857,635				一般被保険者分	1,404,744,954	1,404,744,954		
	財政安定化支援事業	68,538,584				退職被保険者等分	12,273,785	12,273,785		
	その他	16,385,230				後期高齢者支援金等分計	1,417,018,739	1,417,018,739		
	計	1,434,513,022	269,573,238	84,616,732		介護納付金分	482,725,786		482,725,786	
直診勘定繰入金	0			計		6,541,207,232	1,417,018,739	482,725,786		
その他の収入	63,873,575			財政安定化基金拠出金		0				
小計(単年度収入) A	23,129,354,090	1,525,577,696	516,460,957	保健事業費		21,020,352				
				特定健康診査等事業費	187,171,059					
				健康管理センター事業費	0					
				計	208,191,411					
				保険給付費等交付金償還金	0					
				直診勘定繰出金	17,666,000					
				その他の支出	366,261,365	0	0			
				小計(単年度支出) B	23,436,698,762	1,417,018,739	482,725,786			
				単年度収支差(A-B)	-307,344,672	108,558,957	33,735,171			

基金繰入金 C	0			基金積立金 F	684,038		
繰越金 D	982,198,190			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債 E	0			公債費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計 (A+C+D+E)	24,111,552,280			支出合計 (B+F+G+H)	23,437,382,800		
				収支差引残(収入合計-支出合計)	674,169,480		
				うち次年度への繰越金 I	674,169,480		
				うち基金積立金 J	0		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	630,000,000	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	684,038		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	630,684,038		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資産		負債及び純資産	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
基金保有額 a	630,684,038	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	674,169,480	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
その他の資産 d	0	その他の負債 g	0
資産合計 (a+b+c+d)	1,304,853,518	負債合計 (e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	1,304,853,518

備考	作成者氏名	朝倉 光貴	印
----	-------	-------	---

様式14.(市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)(続)(市町村)
(平成30年度)

都道府県名	長野県
保険者名	松本市
都道府県・保険者番号	20-002

○経理状況

2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	5,411,553,250	5,020,731,188	6,412,437	36,600	390,785,462	0
	滞納繰越分	1,638,230,991	268,434,345	629,820	251,329,398	1,118,467,248	0
	計	7,049,784,241	5,289,165,533	7,042,257	251,365,998	1,509,252,710	0

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
△一般被保険者分 △療養給付費 △療養費 △高額療養費 △高額介護合算療養費 △移送費 △その他の保険給付費	療養給付費	計	13,467,017,737	13,639,929,477	34,758,377	138,153,363
		現年度分(再掲)	13,467,017,737	13,639,929,477	34,758,377	138,153,363
	療養費	計	137,572,153	137,754,100	181,947	0
		現年度分(再掲)	137,572,153	137,754,100	181,947	0
	高額療養費		2,050,464,743	2,050,464,743	0	0
	高額介護合算療養費		197,812	197,812	0	0
	移送費		0	0	0	0
	その他の保険給付費		148,935,101	148,935,101	0	0

4. 市町村標準保険料(税)率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
7.65	0.00	27,621	28,621

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.31	0.00	8,772	7,881

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
1.91	0.00	8,450	6,304

5. 備考

収 納 率		
現年分	滞納繰越分	計
92.78%	16.39%	75.03%
備考		
	作成者氏名	朝倉 光貴 印

入力完了日:2019.08.07-14:57:45

印刷日:2019.09.04-15:26:08

都道府県名	長野県
保険者名	松本市
都道府県・保険者番号	2 0 - 0 0 2

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	② 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	② 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 9
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 4,747,240	千円 475,068	千円 4	千円 4,116	千円 507,443	1増・②減	千円 56,517	千円 3,704,092		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 3,079,841	千円 0	千円 970,418	千円 696,981	% 9.10	% 0.00	円 18,800	円 22,700		
64.88%	0.00%	20.44%	14.68%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 33,844,512	千円 0	32,144	17,619	1	160	910	51,618	千円 580	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

備考		作成者 氏名	寺坂 和晃 印
----	--	-----------	------------

都道府県名	長野県
保険者名	松本市
都道府県・保険者番号	2 0 - 0 0 2

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	(1)	②	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 9
	料	税	4方式	3方式	2方式	その他			
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 1,645,741	千円 160,168	千円 1	千円 1,398	千円 190,905	1増・②減	千円 20,167	千円 1,273,102		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,083,014	千円 0	千円 335,517	千円 227,210	% 3.20	% 0.00	円 6,500	円 7,400		
65.80%	0.00%	20.39%	13.81%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 33,844,512	千円 0	32,144	17,619	1	160	1,014	51,618	千円 190	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

備 考	作成者	寺坂 和晃
	氏名	印

都道府県名	長野県
保険者名	松本市
都道府県・保険者番号	2 0 - 0 0 2

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 9
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 577,701	千円 53,253	千円 0	千円 5	千円 72,119	1増・(2)減	千円 9,537	千円 442,787		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 378,241	千円 0	千円 106,022	千円 93,438	% 2.60	% 0.00	円 6,400	円 6,700		
65.48%	0.00%	18.35%	16.17%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 14,547,827	千円 0	13,946	7,061	0	2	462	16,566	千円 160	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

備考		作成者 氏名	寺坂 和晃 印
----	--	-----------	------------

都道府県名	長野県
保険者名	松本市
都道府県・保険者番号	2 0 - 0 0 2

○ 保険給付状況
1. 医療給付の状況
(1) 全体

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	806,471	18,457,256,828	13,465,392,877	4,605,132,483	386,731,468
食事療養・生活療養（再掲）	11,898	358,568,394	203,052,563	148,220,529	7,295,302
食事療養・生活療養	71		1,624,860	-1,624,860	0
療養費	625	6,553,681	4,608,261	1,945,420	0
補装具	515	14,305,952	10,543,216	3,694,034	68,702
柔道整復師	18,860	137,095,316	100,338,225	36,034,359	722,732
アンマ・マッサージ	1,326	22,800,255	16,613,811	6,002,073	184,371
ハリ・キウウ	745	7,199,310	5,313,310	1,831,221	54,779
その他	2	221,900	155,330	66,570	0
小計	22,073	188,176,414	137,572,153	49,573,677	1,030,584
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	828,615	18,645,433,242	13,604,589,890	4,653,081,300	387,762,052

(2) 前期高齢者分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	480,910	11,000,455,487	8,239,393,018	2,637,466,173	123,596,296
食事療養・生活療養（再掲）	6,498	171,040,141	92,361,580	76,972,541	1,706,020
食事療養・生活療養	34		522,410	-522,410	0
療養費	12,311	109,914,327	82,701,017	26,182,726	1,030,584
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	493,255	11,110,369,814	8,322,616,445	2,663,126,489	124,626,880

(3) 70歳以上一般分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	253,126	5,744,248,659	4,571,163,146	1,112,389,657	60,695,856
食事療養・生活療養（再掲）	3,438	85,505,066	43,989,988	41,159,418	355,660
食事療養・生活療養	26		438,260	-438,260	0
療養費	6,253	57,623,476	46,098,166	10,494,726	1,030,584
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	259,405	5,801,872,135	4,617,699,572	1,122,446,123	61,726,440

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	19,314	348,582,056	243,022,196	102,030,531	3,529,329
食事療養・生活療養（再掲）	180	3,131,116	1,206,546	1,752,070	172,500
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	470	3,325,306	2,327,652	997,654	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	19,784	351,907,362	245,349,848	103,028,185	3,529,329

(5) 未就学児分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	20,231	273,622,039	217,847,992	33,651,838	22,122,209
食事療養（再掲）	194	2,500,900	951,080	563,099	986,721
食事療養	4		7,300	-7,300	0
療養費	43	888,093	710,467	177,626	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	20,278	274,510,132	218,565,759	33,822,164	22,122,209

備考	作成者	朝倉 光貴
	氏名	印

様式 15-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
（平成30年度）

都道府県名	長野県
保険者名	松本市
都道府県・保険者番号	2 0 - 0 0 2

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分				他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他			
総 数	件 数	1,967	10,980	4,524	3,753	5,240	3,327	3,071	32,862	19,032
	高額療養費(円)	41,298,655	87,735,685	423,493,522	344,355,027	781,440,061	111,647,852	260,492,941	2,050,464,743	1,882,554,225
(再掲) 前期 高齢者分	件 数	1,305	10,705	1,868	2,021	3,467	3,097	1,864	24,327	
	高額療養費(円)	23,311,278	78,054,581	179,826,734	161,763,939	506,478,525	94,690,065	103,303,602	1,147,428,724	
(再掲) 70歳以上 一般分	件 数	576	10,359	301	911	2,074	2,817	1,315	18,353	
	高額療養費(円)	4,810,479	68,257,708	24,633,769	60,567,875	226,115,165	76,795,942	43,629,693	504,810,631	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	48	125	20	47	81	28	25	374	
	高額療養費(円)	1,189,119	1,763,778	1,606,176	3,569,349	14,025,093	3,821,594	1,208,466	27,183,575	
(再掲) 未就学児分	件 数	1	18	0	0	59	2	59	139	
	高額療養費(円)	35,020	672,724	0	0	3,844,554	34,628	10,313,520	14,900,446	
長期高額特定疾病該当者数								287 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	16
給付額(円)	197,812

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	219	308	0	0	34,367	34,894
給付額(円)	91,724,000	15,400,000	0	0	42,248,648	149,372,648

備 考		作成者	朝倉 光貴
		氏名	印

チェック完了日:2019.08.07-14:57:45

印刷日:2019.09.04-15:26:27

様式 15-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）
（平成30年度）

都道府県名	長野県
保険者名	松本市
都道府県・保険者番号	2 0 - 0 0 2

5. 療養の給付等内訳
(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	12,514 ^件	205,564 ^日	7,036,784,160 ^円
	入院外	433,015	644,273	6,476,402,752
	歯科	101,349	180,940	1,208,825,369
	小計	546,878	1,030,777	14,722,012,281
調剤		257,649	(304,658枚)	3,256,594,963
食事療養・生活療養		(11,898)	(539,825回)	358,568,394
訪問看護		1,944	10,386	120,081,190
合計		806,471	1,041,163	18,457,256,828

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	6,816 ^件	98,275 ^日	4,018,803,423 ^円
	入院外	261,545	382,886	4,063,433,779
	歯科	55,828	101,222	686,827,749
	小計	324,189	582,383	8,769,064,951
調剤		156,065	(181,877枚)	2,005,547,865
食事療養・生活療養		(6,498)	(254,385回)	171,040,141
訪問看護		656	4,647	54,802,530
合計		480,910	587,030	11,000,455,487

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	3,538 ^件	48,828 ^日	2,038,614,786 ^円
	入院外	138,824	204,211	2,154,570,717
	歯科	27,636	50,665	349,964,756
	小計	169,998	303,704	4,543,150,259
調剤		82,879	(96,708枚)	1,096,596,284
食事療養・生活療養		(3,438)	(128,836回)	85,505,066
訪問看護		249	1,642	18,997,050
合計		253,126	305,346	5,744,248,659

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	190 ^件	1,950 ^日	99,630,140 ^円
	入院外	10,608	15,146	149,284,050
	歯科	2,412	4,324	27,473,660
	小計	13,210	21,420	276,387,850
調剤		6,103	(6,995枚)	68,983,610
食事療養・生活療養		(180)	(4,717回)	3,131,116
訪問看護		1	2	79,480
合計		19,314	21,422	348,582,056

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	270 ^件	2,158 ^日	126,161,460 ^円
	入院外	11,975	17,024	98,746,990
	歯科	1,570	2,248	13,377,110
	小計	13,815	21,430	238,285,560
調剤		6,415	(8,320枚)	32,736,749
食事療養		(194)	(3,804回)	2,500,900
訪問看護		1	7	98,830
合計		20,231	21,437	273,622,039

備考	作成者	朝倉 光貴
	氏名	印

入力完了日: 2019.08.07-14:57:45

印刷日: 2019.09.04-15:26:30

様式17(市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報)E表(1)(市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(平成30年度)

都道府県名	長野県
保険者名	松本市
都道府県・保険者番号	2 0 - 0 0 2

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲)未就学児
世帯数	単独世帯	89	
	混合世帯	74	
退職被保険者等数	退職被保険者	163	
	被扶養者	18	0
	計	181	0

		年度平均	
			(再掲)未就学児
世帯数	単独世帯	215	
	混合世帯	159	
退職被保険者等数	退職被保険者	377	
	被扶養者	52	0
	計	429	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出	
科 目	収入額(円)	科 目	支出額(円)
保険料(税) 医療給付費分	32,578,579	医療給付費	療養給付費 133,834,965
保険給付費等交付金(普通交付金)	125,163,349		療養費 1,294,962
その他の収入	21,398,147		小計 135,129,927
合 計	179,140,075		高額療養費 24,063,110
			高額介護合算療養費 0
			移送費 0
			計 159,193,037
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分) 40,048,927	
		その他の支出 20,419,091	
		前年度繰上充用金 0	
		合 計 219,661,055	

2. 保険料(税)収納状況

	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	48,482,950	46,582,977	29,163	0	1,899,973	0
滞納繰越分	47,878,511	6,423,151	0	11,765,397	29,689,963	0
計	96,361,461	53,006,128	29,163	11,765,397	31,589,936	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療養給付費	計	133,447,524	133,834,965	387,441	0	0
	現年度分(再掲)	133,447,524	133,834,965	387,441	0	0
療養費	計	1,286,744	1,294,962	8,218	0	0
	現年度分(再掲)	1,286,744	1,294,962	8,218	0	0
高額療養費		24,063,110	24,063,110	0	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0

4. 備考

収納率	現年分	滞納繰越分	計			
		96.08%	13.42%	55.01%		
備考				作成者氏名	朝倉 光貴	印

入力完了日:2019.08.07-14:57:45

印刷日:2019.09.04-15:26:34

都道府県名	長野県
保険者名	松本市
都道府県・保険者番号	2 0 - 0 0 2

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 54,613	千円 5,678	千円 0	千円 0	千円 4,663	1増・(2)減	千円 14,478	千円 29,794
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 34,727	千円 0	千円 12,389	千円 7,497				
63.58%	0.00%	22.69%	13.73%				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 381,616	千円 0	563	194	0	0	5	659

備 考	単独世帯 331	作成者 氏名	寺坂 和晃 印
	混合世帯 232		

都道府県名	長野県
保険者名	松本市
都道府県・保険者番号	2 0 - 0 0 2

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 18,939	千円 1,915	千円 0	千円 0	千円 1,767	1増・(2)減	千円 4,995	千円 10,262
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 12,211	千円 0	千円 4,284	千円 2,444				
64.48%	0.00%	22.62%	12.90%				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 381,616	千円 0	563	194	0	0	6	659

備 考	単独世帯 331	作成者 氏名	寺坂 和晃 印
	混合世帯 232		

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況

（平成30年度）

都道府県名	長野県
保険者名	松本市
都道府県・保険者番号	2 0 - 0 0 2

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	8,577	191,375,612	133,447,524	54,215,048	3,713,040
食事療養（再掲）	106	3,291,692	1,788,782	1,448,960	53,950
食事療養	0		0	0	0
療養費	4	28,550	19,985	8,565	0
補装具	7	181,392	126,973	54,419	0
柔道整復師	191	1,341,667	939,143	402,524	0
アンマ・マッサージ	11	102,735	71,913	30,822	0
ハリ・キュウ	11	97,630	68,341	29,289	0
その他	1	86,270	60,389	25,881	0
小計	225	1,838,244	1,286,744	551,500	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	8,802	193,213,856	134,734,268	54,766,548	3,713,040

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
食事療養	0		0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

	件数	合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数		11	8	36	50	49	4	12	170	113
	高額療養費(円)	572,163	417,579	4,636,338	5,231,818	11,550,922	505,593	1,148,697	24,063,110	21,113,907
(再掲)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
未就学児分		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数								4人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

備考		作成者	朝倉 光貴
		氏名	印

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）
 退職者医療にかかる医療給付状況
 （平成30年度）

都道府県名	長野県
保険者名	松本市
都道府県・保険者番号	2 0 - 0 0 2

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	102	1,791	67,743,127	-2	122	5,385,093
	入院外	4,012	5,956	60,676,650	567	847	6,095,960
	歯科	908	1,690	10,986,990	138	240	1,675,880
	小計	5,022	9,437	139,406,767	703	1,209	13,156,933
	調剤	2,479	(2,924枚)	27,756,280	334	(391枚)	5,558,810
	食事療養	(97)	(4,643回)	3,049,722	(9)	(368回)	241,970
	訪問看護	27	112	1,297,300	12	93	907,830
	合計	7,528	9,549	171,510,069	1,049	1,302	19,865,543

(2) 未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	(0枚)	0
	食事療養	(0)	(0回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0

備考		作成者	朝倉 光貴
		氏名	印

8 医療施設等状況

(1) 医療施設の状況

ア 市内の医療施設の数及び病床数

(平成31年4月1日現在)

区分			
病院	病院数	公的	4
		その他	12
	病床数(床)	一般	2,576
		療養	168
		精神	835
		結核	
		感染	27
診療所	診療所数	公的	18
		その他	221
	病床数(床)	一般	112
		療養	—
	歯科診療所数		

イ 関係省令に基づく規定により認定した市内の救急病院等

(平成31年4月1日現在)

項目 病院名	許可一般 病床数	救急専用 病床数
まつもと医療センター松本病院	437 ^床	
信州大学医学部附属病院	677	29
松本市立病院	193	5
城西病院	99	59
藤森病院	69	2
相澤病院	456	42
松本協立病院	199	10
一之瀬脳神経外科病院	77	6
丸の内病院	199	12
計	2,406	165

ウ 人口10万人対の病院及び診療所

(平成30年4月1日現在)

松本保健医療圏 (H29.4.1現在)	病院(数)	6.4
	〃 (病床数)	1,219.3
	診療所(数)	90.0
	〃 (病床数)	38.4
長野県 (H27.10.1現在)	病院(数)	6.2
	〃 (病床数)	1,152.1
	診療所(数)	75.2
	〃 (病床数)	47.8
全国 (H27.10.1現在)	病院(数)	6.7
	〃 (病床数)	1,229.8
	診療所(数)	80.0
	〃 (病床数)	81.5

エ 市内の医療従事者数

(平成28年12月31日現在)

区 分	人 員
医 師	1,186 ^人
歯 科 医 師	218
薬 剤 師	577
看 護 師	3,341
准 看 護 師	620
保 健 師	185
助 産 師	171
計	6,298

注:ア～エについては、松本保健福祉事務所資料及び厚生労働省医療施設(動態)調査による。

(2) 市立病院・診療所等

ア 市立病院

松本市立病院及び四賀の里クリニック（平成30年3月まで国民健康保険会田病院）を運営しています。（所管：病院局）

(7) 松本市立病院の概要

区 分	内 容
設 置 年 月 日	昭和23年10月1日（国保直営波田診療所として開設）
診 療 科 目	内科・循環器内科・消化器内科・内分泌内科・糖尿病内科・呼吸器内科・人工透析内科・外科・消化器外科・肛門外科・乳腺外科・整形外科・ペインクリニック整形外科・脳神経外科・形成外科・小児科・産科・婦人科・泌尿器科・麻酔科・リハビリテーション科・耳鼻咽喉科・眼科・皮膚科・放射線科・救急総合診療科・歯科口腔外科
病 床 数	199床（一般病床 193床・2類感染症病床6床）
診 療 日	平日診療
診 療 時 間	午前8時30分～午後5時15分
職 員 体 制	医師 看護師 助産師 准看護師 保健師 看護助手 薬剤師 臨床検査技師 診療放射線技師 作業療法士 理学療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 管理栄養士 栄養士 調理員 社会福祉士 診療情報管理士 事務員

(4) 四賀の里クリニックの概要

区 分	内 容
設 置 年 月 日	平成30年4月1日
診 療 科 目	内科・外科
診 療 日	平日診療
診 療 時 間	午前8時30分～午後5時15分
職 員 体 制	医師 薬剤師 臨床検査技師 放射線技師 看護師 運転手 事務員

(7) 30年度利用人員

(松本市立病院)

区 分	利用者数	構成比	1日平均数	診療日数
外 来	105,653人	64.8%	433.0人	244日
入 院	57,408人	35.2%	157.3人	365日

(四賀の里クリニック)

区 分	利用者数	構成比	1日平均数	診療日数
外 来	8,845人	100.0%	36.3人	244日

イ 松本市小児科・内科夜間急病センター

市民が安心して安全に医療を受けることができる初期救急医療体制の整備及び子育て支援の充実を図るとともに、二次救急病院の負担を軽減し、本来の二次救急医療に専念できる体制の整備を図る目的で設置され、以来、松本市医師会をはじめとする関係機関の協力を得て順調に運営されています。

(7) 施設の概要

区 分	内 容
住 所	松本市城西 2-5-22
開 設 年 月 日	平成 17 年 4 月 1 日
開 設 者	松本市長
管 理 者	松本市医師会長
診 療 科 目	小児科・内科
診 療 日	365 日 (年中無休)
診 療 時 間	午後 7 時～午後 11 時
職 員 体 制	医師 2 (小児科・内科各 1) 薬剤師 1 看護師 2 医療事務 2 事務員 1 合計 8 名
主 な 設 備	血圧計・聴診器・耳鏡・滅菌器・ネブライザー・吸引器・多項目血球計算装置・血液化学検査・心電図・超音波装置・X線透視装置・顕微鏡・遠心器・酸素発生装置・パルスオキシメーター・除細動器・気管内挿管器具 他

(4) 30年度利用人員

診 療 科 目	利 用 者 数	構 成 比	1 日平均数
小児科 (0～15 歳)	5,417 人	59.4%	14.8 人
内 科 (16 歳以上)	3,704 人	40.6%	10.1 人
合 計	9,121 人 (男 4,638・女 4,483)	100%	24.9 人

ウ 各地区診療所

四賀、安曇及び奈川地区に診療所があり、地域住民の健康管理及び地域医療を行っています。地区住民が安心して安全に医療を受けることができる地域医療体制の充実を図っています。

(7) 各診療所の概要

区分	錦部 歯科診療所	大野川 診療所	沢渡 診療所	稲核 診療所	島々 診療所	奈川 診療所
設 置 年月日	昭和 58 年 2 月 1 日	昭和 45 年 12 月 19 日	昭和 61 年 6 月 1 日	昭和 24 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日	昭和 28 年 1 月 10 日
診 療 科 目	歯 科	内科・歯科	内 科	内 科	内科・歯科	内科・外科 歯科
診 療 日 及び 診 療 時 間	火・金 9:30～17:00	(内科) 月 13:30～15:30 水・金 9:00～11:30 (歯科) 月・金 9:00～16:30 水 9:00～12:00	水 14:30～15:30	月 9:00～11:00 金 14:00～15:30	(内科) 火 9:00～12:00 木 9:00～15:30 (歯科) 火・木 9:00～16:00	(内科・外科) 月・火・木・金 8:30～17:15 (歯科) 月・火・木 9:00～17:15
職 員 体 制	信大歯科医師 歯科助手	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 信大歯科医師 市立病院医師 看護師 歯科衛生士 事務員

(イ) 30年度利用人員

区 分	錦部歯科 診療所	大野川診療所		沢渡 診療所	稲核 診療所	島々診療所		奈川診療所	
		内科	歯科			内科	歯科	内・外科	歯科
利用者数 (人)	545	1,501	1,371	213	354	1,605	363	3,829	734
1日 平均数 (人)	5.6	10.9	9.7	4.4	4.0	16.4	3.7	19.0	5.1
診療日数 (日)	98	138	141	48	89	98	98	202	144

VI 關係例規

関係例規は、事務事業等の区分ごとに掲載しています。

区 分	例 規 名 称	制定年月日	公用文区分				頁
基本条例	○松本市国民健康保険条例	S34. 7. 17	条例				85
基 金	○松本市国民健康保険事業財政調整基金条例	S53. 3. 15	条例				89
組 織	○松本市国民健康保険運営協議会規則及び関係法令	S34. 9. 30		規則			90
保険税	○松本市国民健康保険税条例	S45. 3. 20	条例				92
	○松本市国民健康保険税の減免に関する規程	H12. 9. 30			訓令		106
	○松本市国民健康保険税収納嘱託員設置要綱	S60. 4. 1				告示	110
	○松本市国民健康保険税徴収方法変更事務取扱要綱	H22. 3. 31				告示	113
保険給付	○松本市国民健康保険の保険給付等に関する規則	H30. 3. 30		規則			115
	○松本市国民健康保険高額療養費貸付規則	S52. 4. 1		規則			121
	○松本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規程	H18. 3. 31			訓令		123
保険証	○松本市国民健康保険被保険者資格証明書交付規程	H13. 3. 30			訓令		125
	○松本市国民健康保険有効被保険者証取扱交付要綱	H9. 8. 28				告示	128
保健事業	○松本市国民健康保険人間ドック等助成事業実施要綱	S55. 8. 1				告示	129
	○松本市国民健康保険特定健康診査実施要綱	H20. 3. 31				告示	131
その他	○松本市国民健康保険診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要綱	H9. 9. 1				告示	133

○松本市国民健康保険条例

昭和34年7月17日

条例第24号

目次

- 第1章 松本市が行う国民健康保険（第1条）
- 第2章 国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）
- 第3章 被保険者（第4条・第4条の2）
- 第4章 保険給付（第5条—第6条）
- 第5章 保健事業（第7条—第9条）
- 第6章 国民健康保険税（第10条）
- 第7章 削除（第11条—第13条）
- 第8章 罰則（第14条—第17条）

附則

第1章 松本市が行う国民健康保険

（松本市が行う国民健康保険）

第1条 松本市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 6人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人
- (3) 公益を代表する委員 6人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。

第3章 被保険者

第4条 削除

（適用除外）

第4条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のない者は、被保険者としない。

第4章 保険給付

（一部負担金）

第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次

の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって、70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2
- (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

（結核精神給付金）

第5条の2 被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）に規定する医療を受けたときは、当該被保険者が属する世帯の世帯主に対し結核精神給付金として、当該被保険者が負担する額を支給する。

2 前項の規定により支給する場合、結核精神給付金として当該世帯主に対し支給すべき額の限度において、保険医療機関に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該世帯主に対し結核精神給付金の支給があったものとみなす。

（出産育児一時金）

第5条の3 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、404,000円に16,000円を超えない範囲内において規則で定める額を加算して支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、支給しないものとする。

（葬祭費）

第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として50,000円を支給する。ただし、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、支給しないものとする。

第5章 保健事業

第7条 松本市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持推進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持推進のために必要な事業

2 松本市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 病院及び診療所の設置
- (2) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

3 松本市は、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けのために必要な事業を行う。

4 松本市は、被保険者の出産のための費用に係る資金の貸付けのために必要な事業を行う。

第8条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。

第9条 第7条に規定する保健事業は、被保険者でない者も利用することができる。

2 前項の場合の利用料については、別に定める。

第6章 国民健康保険税

(国民健康保険税)

第10条 松本市は、世帯主に対し別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第7章 削除

第11条から第13条まで 削除

第8章 罰則

第14条 松本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においてはその者に対し10万円以下の過料を科する。

第15条 松本市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第16条 松本市は、偽り又は不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れたものに対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第17条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和34年10月1日から施行する。

(国民健康保険運営協議会委員の定数の条例)

2 この条例施行の日から昭和51年3月31日までの間における国民健康保険運営協議会委員の定数は、第2条の規定にかかわらず次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 7人
 - (2) 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員 7人
 - (3) 公益を代表する委員 7人
- (委員の任期の特例)

3 この条例による改正後の松本市国民健康保険条例の規定により委員となった者の任期は、昭和51年3月31日までとする。

(四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の編入に伴う経過措置)

4 四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の編入の日(次項において「編入日」という。)前に給付事由の生じた四賀村、安曇村、奈川村又は梓川村の国民健康保険の被保険者に係る給付については、四賀村国民健康保険条例(昭和34年四賀村条例第4号)、安曇村国民健康保険条例(昭和44年安曇村条例第24号)、奈川村国民健康保険条例(昭和39年奈川村条例第13号)又は梓川村国民健康保険条例(昭和34年梓川村条例第11号)(次項において「4村の条例」という。)の例による。

5 編入日前にした4村の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、4村の条例の例による。

(波田町の編入に伴う経過措置)

6 波田町の編入の日(次項において「編入日」という。)前に給付事由の生じた波田町の国民健康保険の被保険者に係る給付については、波田町国民健康保険条例(昭和46年波田町条例第6号。次項において「波田町条例」という。)の例による。

7 編入日前にした波田町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、波田町条例の例による。

○松本市国民健康保険事業財政調整基金条例

昭和53年3月15日

条例第9号

(設置の目的)

第1条 国民健康保険の療養給付費に要する経費に不足を生じた場合等の財源に充てるため、松本市国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、松本市国民健康保険特別会計歳入歳出予算に定める金額及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条の2の規定による歳計剰余金の額の範囲内の金額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、松本市国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○松本市国民健康保険運営協議会規則

昭和34年9月30日

規則第19号

- 第1条 この規則は、松本市国民健康保険条例（昭和34年条例第24号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、松本市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について法令に定めのあるもののほか必要な事柄を定める。
- 第2条 協議会の委員は、条例第2条の定める区分により、市長が委嘱する。
- 第3条 会長が辞職しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。
- 2 委員を辞職しようとするときは、会長を経由して市長に文書をもって届け出なければならない。
- 第4条 会議は、会長が必要と認める場合に招集する。
- 2 会長は、会議を整理し、会議の議長となる。
- 第5条 協議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 会議に出席することのできない委員は、あらかじめ口頭又は文書をもって会長にその旨届け出なければならない。
- 第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 第7条 会長は、会議録の写しを添えて、会議の経過を市長に報告しなければならない。
- 第8条 この規則のほか、必要な事項は協議会で定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和34年10月1日から施行する。
- 2 松本市国民健康保険運営協議会規程（昭和29年規程第8号）は、廃止する。

○国民健康保険運営協議会関係法令

○国民健康保険法

（昭和三十三年十二月二十七日）

（法律第百九十二号）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

- 第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保

除料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令

(昭和三十三年十二月二十七日)

(政令第三百六十二号)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○松本市国民健康保険税条例

昭和45年3月20日

条例第9号

第1条 国民健康保険税は、松本市国民健康保険条例（昭和34年条例第24号）第10条の規定により国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして、国民健康保険税を課する。

（課税額）

第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

（1） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

（2） 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

（3） 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主

を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2の第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の9.1を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項の規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について18,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第22条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第22条において同じ。)以外の世帯 22,700円

(2) 特定世帯 11,350円

(3) 特定継続世帯 17,025円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.2を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,400円

(2) 特定世帯 3,700円

(3) 特定継続世帯 5,550円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について6,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,700円とする。

(賦課期日)

第10条 国民健康保険税の賦課期日は、4月1日とする。

(徴収の方法)

第11条 国民健康保険税は、第14条、第18条及び第19条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(普通徴収の納期等)

第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月16日から同月31日まで

第2期 8月16日から同月31日まで

第3期 9月16日から同月30日まで

第4期 10月16日から同月31日まで

第5期 11月16日から同月30日まで

第6期 12月16日から同月25日まで

第7期 翌年1月16日から同月31日まで

第8期 翌年2月16日から同月末日まで

第9期 翌年3月16日から同月31日まで

2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第22条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。

- 3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主（以下次項までにおいて「2項世帯主」という。）である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主（以下次項までにおいて「1項世帯主」という。）となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から月割をもって当該納税義務者に課する。
- 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者（当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。）となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税額から減額する。
- 7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割を

もって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

(特別徴収)

第14条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定)

第15条 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

(特別徴収税額の納入の義務)

第16条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第17条 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以後、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者の国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項について、市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第19条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給

付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

- (1) 第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について、同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度から9月30日までの間
- (2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間
- (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間
(普通徴収税額への繰入)

第20条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第12条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2. 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(国民健康保険税に関する申告)

第21条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は当該納税義務が発生した日から15日以内）に当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税額の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から

ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 13,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,890円

(イ) 特定世帯 7,945円

(ウ) 特定継続世帯 11,918円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,550円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,180円

(イ) 特定世帯 2,590円

(ウ) 特定継続世帯 3,885円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 4,480円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 4,690円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 9,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,350円

(イ) 特定世帯 5,675円

(ウ) 特定継続世帯 8,513円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について3,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる
世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,700円

(イ) 特定世帯 1,850円

(ウ) 特定継続世帯 2,775円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 3,200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 3,350円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者
及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務
者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯
主を除く。) 1人について3,760円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに
定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,540円

(イ) 特定世帯 2,270円

(ウ) 特定継続世帯 3,405円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる
世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,480円

(イ) 特定世帯 740円

(ウ) 特定継続世帯 1,110円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項
に規定する世帯主を除く。) 1人について1,280円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,340円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保
険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特
例対象被保険者等をいう。次条において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用に

については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第22条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。）」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

（保険税の減免）

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要であると認めるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。

（1） 当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

（2） 災害その他特別の事情がある者

（3） 次のいずれにも該当する者（当該者が被保険者の資格を取得した日（以下「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納税義務者

ア 資格取得日において、65歳以上である者

イ 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格取得日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

（ア） 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

（イ） 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

（ウ） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

（エ） 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

（オ） 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3

条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

- 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに国民健康保険税減免申請書を市長に提出しなければならない。

第24条 この条例に定めるもののほか、国民健康保険税の賦課徴収については、松本市市税条例の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年度分の国民健康保険税から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和44年度分までに課した、又は課すべきであった国民健康保険税については、松本市市税条例の例による。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第22条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第

26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例)

- 6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得

金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定

する特例適用配当等の額（以下この条及び第22条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（波田町の編入に伴う経過措置）

- 15 波田町の編入の日（次項及び附則第15項において「編入日」という。）前に、波田町国民健康保険税条例（昭和41年条例第11号。この項から附則第15項までの規定において「波田町条例」という。）の規定に基づいて課した保険税又は課すべきであった保険税の賦課徴収については、波田

町条例の例による。

16 編入日の前日において波田町に住所を有していた国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主であった世帯主及び当該被保険者であった世帯主で、編入日に引き続き市が行う国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主及び当該被保険者である世帯主であるものに係る平成21年度分の保険税の賦課徴収については、波田町条例の例による。

17 編入日に、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主及び当該被保険者となった世帯主で、編入日の前日に波田町に住所を有していたものに係る平成21年度分の保険税の賦課徴収については、波田町条例の例による。

(平成22年度以後の国民健康保険税の特例)

18 当分の間、平成22年度以後の第23条第1項第3号の規定による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者（当該者が被保険者の資格を取得した日（以下「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」を「該当する者」に、「資格取得日において」を「被保険者の資格を取得した日（以下「資格取得日」という。）において」とする。

○松本市国民健康保険税の減免に関する規程

平成12年9月30日

訓令乙第20号

(目的)

第1条 この規程は、松本市国民健康保険税条例（昭和45年条例第9号。以下「条例」という。）第23条第1項の規定に基づき、国民健康保険税の減免について必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の適用)

第2条 国民健康保険税の減免は、減免申請書の提出を受けた年度分の税額のうち、減免申請書の提出を受けた日以後に納期限が到来する税額について適用するものとする。

(減免対象者)

第3条 国民健康保険税の減免を受けることができる者は、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の規定による徴収猶予をもつても国民健康保険税を納付できない者で、条例第23条第1項各号のいずれかに該当する者とする。ただし、条例第22条の規定による国民健康保険税の減額を受けた者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定による給付制限を受けている者（以下「給付制限者」という。を除く。）は、次条及び第5条の規定による国民健康保険税の減免を受けることができない。

(生活困窮による減免)

第4条 条例第23条第1項第1号に規定する当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者とは、別表第1に掲げるものとし、国民健康保険税の減免割合及び減免申請書の添付書類は、同表の定めるところによるものとする。

(災害等による減免)

第5条 条例第23条第1項第2号に規定する災害その他特別の事情がある者とは、別表第2に掲げるものとし、国民健康保険税の減免割合及び減免申請書の添付書類は、同表に定めるところによるものとする。

(後期高齢者医療の創設による減免)

第6条 条例第23条第1項第3号に該当する者に係る国民健康保険税の減免割合及び減免申請書の添付書類は、別表第3に掲げるとおりとする。

(申請書提出に係る特例)

第7条 市長は、条例第23条第2項の規定による国民健康保険税減免申請書の提出が、納期限前7日までに行えないことについて、やむをえない理由があると認めたときは、納期限前7日までに国民健康保険税減免申請書の提出があったものとみなしてこれを処理することができる。

(減免の取消又は変更)

第8条 市長は、国民健康保険税の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該減免を取消し、又はその内容を変更することができる。

(1) 資力の回復等により当該減免の理由が消滅したとき。

(2) 虚りその他不正の行為により減免を受けたと認められたとき。

附 則

この訓令は、平成12年9月30日から施行し、平成12年11月30日までに減免申請書の提出があったときは、第2条第2項中納期限に係る規定は適用しない。

別表第1(第4条関係)

区 分	減 免 割 合	添 付 書 類																														
1 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護を受けることとなった者	当該者の属する世帯に係る所得割額の10割	生活保護を受けていることがわかるもの																														
2 特別の事情により、親族以外の第三者による扶助を受けることとなった者	当該者の属する世帯に係る所得割額の10割	第三者による扶助を受けていることがわかるもの																														
3 被保険者と生計を一にする者(被保険者以外の者を含む。以下、「被保険者等」という。)の前年所得の合計額が500万円以下の世帯で、被保険者等の疾病、介護、死亡、失業、事業不振、倒産等により、当該年の推定所得が前年に比べて、3割以上減少することが見込まれる者	<p>当該者の属する世帯に係る所得割額について、次の区分に掲げる割合</p> <table border="1" data-bbox="347 772 1002 1473"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 772 478 1093">前年所得の合計額 所得の減少割合</th> <th data-bbox="478 772 571 1093">100万円以下</th> <th data-bbox="571 772 676 1093">100万円超 150万円以下</th> <th data-bbox="676 772 782 1093">150万円超 250万円以下</th> <th data-bbox="782 772 887 1093">250万円超 350万円以下</th> <th data-bbox="887 772 1002 1093">350万円超 500万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 1093 478 1263">3割以上 5割未満</td> <td data-bbox="478 1093 571 1263">8割</td> <td data-bbox="571 1093 676 1263">—</td> <td data-bbox="676 1093 782 1263">—</td> <td data-bbox="782 1093 887 1263">—</td> <td data-bbox="887 1093 1002 1263">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1263 478 1330">5割以上 7割未満</td> <td data-bbox="478 1263 571 1330">10割</td> <td data-bbox="571 1263 676 1330">8割</td> <td data-bbox="676 1263 782 1330">6割</td> <td data-bbox="782 1263 887 1330">4割</td> <td data-bbox="887 1263 1002 1330">2割</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1330 478 1397">7割以上 9割未満</td> <td data-bbox="478 1330 571 1397">10割</td> <td data-bbox="571 1330 676 1397">10割</td> <td data-bbox="676 1330 782 1397">8割</td> <td data-bbox="782 1330 887 1397">6割</td> <td data-bbox="887 1330 1002 1397">4割</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1397 478 1473">9割以上</td> <td data-bbox="478 1397 571 1473">10割</td> <td data-bbox="571 1397 676 1473">10割</td> <td data-bbox="676 1397 782 1473">10割</td> <td data-bbox="782 1397 887 1473">8割</td> <td data-bbox="887 1397 1002 1473">6割</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="331 1487 379 1518">備考</p> <p data-bbox="331 1527 1011 1617">被保険者等の預貯金その他給付を受けることができる額があるときは、これらの額を当該年の推定所得に加えて判定するものとする。</p>	前年所得の合計額 所得の減少割合	100万円以下	100万円超 150万円以下	150万円超 250万円以下	250万円超 350万円以下	350万円超 500万円以下	3割以上 5割未満	8割	—	—	—	—	5割以上 7割未満	10割	8割	6割	4割	2割	7割以上 9割未満	10割	10割	8割	6割	4割	9割以上	10割	10割	10割	8割	6割	<p>1 減免申請日までの当該年の収入がわかるもの</p> <p>2 事実のわかるもの</p> <p>(1)疾病のとき 診断書等</p> <p>(2)介護のとき 介護していることがわかるもの</p> <p>(3)失業のとき 離職票等</p> <p>(4)事業不振のとき 事業状況のわかるもの</p> <p>(5)倒産のとき 倒産したことがわかるもの</p> <p>3 被保険者等の預貯金その他給付を受けることができる額がわかるもの</p>
前年所得の合計額 所得の減少割合	100万円以下	100万円超 150万円以下	150万円超 250万円以下	250万円超 350万円以下	350万円超 500万円以下																											
3割以上 5割未満	8割	—	—	—	—																											
5割以上 7割未満	10割	8割	6割	4割	2割																											
7割以上 9割未満	10割	10割	8割	6割	4割																											
9割以上	10割	10割	10割	8割	6割																											

別表第2(第5条関係)

区 分	減 免 割 合	添 付 書 類																
<p>1 被保険者等の前年所得の合計額が700万円以下の世帯で、震災、風水害、火災等の災害により、家屋（家財を含む。）についてその価格の3割以上の損害を受けた者</p>	<p>当該者の属する世帯に係る所得割額について、次の区分に掲げる割合</p> <table border="1" data-bbox="395 353 1177 853"> <tr> <td data-bbox="395 353 603 723" rowspan="2">前年所得の合計額 損害割合</td> <td data-bbox="603 353 783 723">300万円以下</td> <td data-bbox="783 353 963 723">300万円超 500万円以下</td> <td data-bbox="963 353 1177 723">500万円超 700万円以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 723 603 757">3割以上5割未満</td> <td data-bbox="603 723 783 757">6割</td> <td data-bbox="783 723 963 757">4割</td> <td data-bbox="963 723 1177 757">2割</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 757 603 790">5割以上7割未満</td> <td data-bbox="603 757 783 790">8割</td> <td data-bbox="783 757 963 790">6割</td> <td data-bbox="963 757 1177 790">4割</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 790 603 853">7割以上</td> <td data-bbox="603 790 783 853">10割</td> <td data-bbox="783 790 963 853">8割</td> <td data-bbox="963 790 1177 853">6割</td> </tr> </table> <p>備考 被保険者等の預貯金その他給付を受けることができる額があるときは、これらの額を損害額から控除して判定するものとする。</p>	前年所得の合計額 損害割合	300万円以下	300万円超 500万円以下	500万円超 700万円以下	3割以上5割未満	6割	4割	2割	5割以上7割未満	8割	6割	4割	7割以上	10割	8割	6割	<p>1 減免申請日までの当該年の収入がわかるもの 2 事実がわかるもの 3 家屋の修復等に要する費用がわかるもの 4 被保険者等の預貯金その他給付を受けることができる額がわかるもの</p>
前年所得の合計額 損害割合	300万円以下		300万円超 500万円以下	500万円超 700万円以下														
	3割以上5割未満	6割	4割	2割														
5割以上7割未満	8割	6割	4割															
7割以上	10割	8割	6割															
<p>2 被保険者等の前年所得の合計額が700万円以下の世帯で、盗難又は横領等により、世帯の財産について3割以上の損害があった者</p>	<p>当該者の属する世帯に係る所得割額について、次の区分に掲げる割合</p> <table border="1" data-bbox="395 1032 1177 1440"> <tr> <td data-bbox="395 1032 603 1290" rowspan="2">前年所得の合計額 損害割合</td> <td data-bbox="603 1032 783 1290">300万円以下</td> <td data-bbox="783 1032 963 1290">300万円超 500万円以下</td> <td data-bbox="963 1032 1177 1290">500万円超 700万円以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1290 603 1323">3割以上5割未満</td> <td data-bbox="603 1290 783 1323">6割</td> <td data-bbox="783 1290 963 1323">4割</td> <td data-bbox="963 1290 1177 1323">2割</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1323 603 1357">5割以上7割未満</td> <td data-bbox="603 1323 783 1357">8割</td> <td data-bbox="783 1323 963 1357">6割</td> <td data-bbox="963 1323 1177 1357">4割</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1357 603 1440">7割以上</td> <td data-bbox="603 1357 783 1440">10割</td> <td data-bbox="783 1357 963 1440">8割</td> <td data-bbox="963 1357 1177 1440">6割</td> </tr> </table> <p>備考 被保険者等の預貯金その他給付を受けることができる額があるときは、これらの額を損害額から控除して判定するものとする。</p>	前年所得の合計額 損害割合	300万円以下	300万円超 500万円以下	500万円超 700万円以下	3割以上5割未満	6割	4割	2割	5割以上7割未満	8割	6割	4割	7割以上	10割	8割	6割	<p>1 減免申請日までの当該年の収入がわかるもの 2 事実がわかるもの 3 被保険者等の預貯金その他給付を受けることができる額がわかるもの</p>
前年所得の合計額 損害割合	300万円以下		300万円超 500万円以下	500万円超 700万円以下														
	3割以上5割未満	6割	4割	2割														
5割以上7割未満	8割	6割	4割															
7割以上	10割	8割	6割															
<p>3 債務の返済等のため被保険者等の所有財産を処分し、すべての財産がなくなった者</p>	<p>当該者の属する世帯に係る所得割額の8割</p>	<p>1 減免申請日までの当該年の収入がわかるもの 2 事実がわかるもの 3 被保険者等の預貯金その他給付を受けることができる額がわかるもの</p>																
<p>4 給付制限者</p>	<p>給付制限を受ける日の属する月から給付制限を受けなくなる日の属する月の前月までの各月の月割額（当該年度の国民健康保険税額を当該年度の加入月で除した額をいう。以下「給付制限期間の月割額」という。）の当該者に係る所得割及び均等割相当額の10割。ただし、世帯員の全員が給付制限者である場合は、給付制限期間の月割額の10割</p>	<p>在監期間等の証明書</p>																

別表第3（第6条関係）

減免割合	添付書類
<p>1 当分の間当該者に係る所得割額の10割</p> <p>2 当該者に係る均等割額について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合。ただし、当該者が減額賦課5割、7割軽減該当世帯に属するときは、減免を行わない。</p> <p>(1) 当該者が減額賦課非該当世帯に属する場合 5割</p> <p>(2) 当該者が減額賦課2割軽減該当世帯に属する場合 当該軽減前の額の3割</p> <p>3 当該者の属する世帯の全員が、条例第23条第1項第3号に該当する者である場合の当該世帯に係る世帯別平等割について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合。ただし、当該世帯が減額賦課5割、7割軽減該当世帯であるときは、減免を行わない。</p> <p>(1) 減額賦課非該当世帯 5割</p> <p>(2) 減額賦課2割軽減該当世帯に属する場合 当該軽減前の額の3割</p> <p>(3) 減額賦課非該当の特定継続世帯に属する場合 特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減前の額の2.5割</p> <p>(4) 減額賦課2割軽減該当の特定継続世帯に属する場合 特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び減額賦課2割軽減前の額の1割</p>	<p>国民健康保険加入前の保険の資格喪失がわかるもの</p>

○松本市国民健康保険税収納嘱託員設置要綱

昭和60年4月1日

告示第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険税、介護保険料（介護保険法（平成9年法律第123号）第129条に規定する保険料をいう。以下同じ。）及び後期高齢者医療保険料（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第104条に規定する保険料をいう。以下同じ。）収納事務の効果的運営を図るため、国民健康保険税収納嘱託員（以下「収納嘱託員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 収納嘱託員は、収納業務に適すると認められる者の中から市長が委嘱する。

2 収納嘱託員の委嘱期間は、1年とする。ただし、年度の中途において委嘱された者の委嘱期間は、当該年度の末日までとする。

(身分)

第3条 収納嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(職務)

第4条 収納嘱託員は、次に掲げる職務を担当する。

- (1) 国民健康保険税の収納に関する職務
- (2) 介護保険料の収納に関する職務
- (3) 後期高齢者医療保険料の収納に関する職務
- (4) その他市長の指示する職務

2 市長は、収納嘱託員を地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項に規定する分任出納員に任命する。

(収納の方法)

第5条 前条第1項に規定する職務は松本市財務規則（平成3年規則第10号）第38条の規定に準じて行うものとする。

(服務)

第6条 収納嘱託員は、職務を誠実公正に遂行しなければならない。

- 2 収納嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。
- 3 収納嘱託員は、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるもののほか関係法令を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。

(勤務日数)

第7条 収納嘱託員は、収納金の納入及び事務報告のため市長の定める日に出勤しなければならない。

(報酬)

第8条 収納嘱託員に対する報酬は、月額とし、別表により算出した額の合計額とする。

- 2 基本給は当該月分をその月の21日（12月にあつては10日）に、能率給及び手当は当該月分を翌月の21日（12月にあつては10日）に支給する。ただし、その日が、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その日の直前の日曜日、休日又は土曜日でない日に支給する。
- 3 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、

それぞれ基準日の属する月の21日に支給する。ただし、その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の金曜日である日に支給する。

4 収納嘱託員が月の中途に委嘱され、又は退職した場合には、基本給及び手当は日割りをもって計算し、支給する。ただし、死亡した場合にはその月分まで支給する。

(貸与品)

第9条 市長は、収納嘱託員に対しその職務を遂行するのに必要と認める範囲において必要な用具等を貸与する。ただし、退職し、又は解職された場合は、速やかに返還しなければならない。

(公務災害補償)

第10条 収納嘱託員の公務災害補償については、松本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第29号)の規定を適用する。

(退職)

第11条 収納嘱託員は、退職しようとするときは、退職しようとする日の1月前までに市長にその旨を文書で申し出てその承認を得なければならない。

(解職)

第12条 市長は、収納嘱託員が、次の各号のいずれかに該当するときは、解職することができる。

- (1) 故意又は重大な過失により市に損害を与えたとき。
- (2) 心身の故障等のため職務遂行に支障があるとき。
- (3) 勤務状況が不良のとき。
- (4) 収納嘱託員としての適性を欠いたとき。
- (5) 第6条に規定する義務に違反したとき。

(損害賠償の義務)

第13条 収納嘱託員は、職務の遂行に当たり、故意又は重大な過失により市に損害を与えたときは、市に対してその損害を賠償しなければならない。

(身分証明書)

第14条 収納嘱託員は、職務に従事するときは、身分証明書(様式第1号)を常に携帯し、関係人から請求を受けたときは、これを提示しなければならない。

2 収納嘱託員は、退職し、又は解職されたときは、直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

(身上届出)

第15条 収納嘱託員に委嘱された者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 身元保証書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) その他市長の必要と認める書類

2 収納嘱託員は、前項に規定する書類の記載事項に異動があったときは、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

附 則

1 この告示は、昭和60年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

（1） 基本給（月額）

113,400円

（2） 能率給（月額）

区分	支給対象	支給金額
1 集金額割	支給日の属する月の前月（以下「基準月」という。）の当該職員の収納金額	収納金額の100分の2
2 納付指導数割	基準月の当該職員の納付指導件数	1件 200円
3 口座振替割	基準月の当該職員の口座振替獲得件数	1件 2,500円

備考

- 1 集金額割の収納金額には、口座振替による収納金並びに督促手数料及び延滞金を含むものとする。
- 2 算出した額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（3） 手当（月額）

区分	支給金額
1 交通費	6,000円
2 事務費	7,000円

備考 事務費には、電話料を含むものとする。

（4） 特別手当（6月及び12月の支給に限る。）

区分	支給対象	支給金額
1 基本額		50,000円
2 集金額割	対象期間の収納金額	
	(1) 1,000万円以上1,200万円未満	30,000円
	(2) 1,200万円以上1,500万円未満	40,000円
	(3) 1,500万円以上	50,000円

備考

- 1 対象期間とは、6月については、支給日の前年度の10月から3月まで、12月については、支給年度の4月から9月までをいう。
- 2 集金額割の収納金額には、口座振替による収納金並びに督促手数料及び延滞金を含むものとする。
- 3 算出した額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

○松本市国民健康保険税徴収方法変更事務取扱要綱

平成22年3月31日

告示第145号

(目的)

第1条 この要綱は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第3項の規定に基づき、国民健康保険税（以下「保険税」という。）を特別徴収により納付していた世帯主が、口座振替の方法により保険税を納付する旨を申し出た場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(申出)

第2条 前条の申出は、口座振替の方法による納付を希望する世帯主が、市長へ国民健康保険税納付方法変更申出書（様式第1号）に関係書類を添えて提出することで行う。

(関係書類)

第3条 前条の関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 口座振替依頼書
- (2) その他市長が必要と認めた書類

(審査事項等)

第4条 市長は、第2条の申出があったときは、申出書及び関係書類の記載事項を確認し、必要に応じて世帯主及び被保険者の関係者から当該申出について聞き取りを行い、国民健康保険の保険税（料）若しくは国民健康保険組合の保険料（以下「国保税等」という。）の納付状況を確認する。

2 市長は転入等のため国保税等の納付状況が確認できないときは、世帯主の同意を得て、転入前の市町村等へ納付状況を照会し、又は世帯主から納付済領収書等の提示を得る等の方法により確認するものとする。この場合において、国民健康保険の資格取得前に被用者保険に加入していた世帯主及び被保険者については、納付状況を確認しないことができる。

(申出の承認)

第5条 市長は、前条の規定による確認の結果、口座振替による普通徴収によることで円滑な保険税の徴収に支障ないと認められるときは、申出のとおり口座振替の方法による普通徴収に変更するものとする。

(口座振替への変更を認めない場合)

第6条 やむを得ない特別な事情が認められないにもかかわらず、国保税等の滞納があり、かつ、再三の納付の督促等にも応じず、今後も確実な納付が見込めない被保険者については、口座振替への変更を認めないものとする。

2 市長は前項の規定により口座振替への変更を認めないこととしたときは、国民健康保険税納付方法変更申出却下通知書（様式第2号）を当該世帯主に送付するものとする。

(口座振替への変更後に特別徴収に戻す場合)

第7条 申出により口座振替に変更になった後、やむを得ない特別な事情が認められないにもかかわらず、保険税を滞納し、かつ再三の納付の督促等にも応じず、今後も確実な納付が見込めない世帯主に

については、市長は、保険税の徴収方法を特別徴収に変更することができる。

- 2 市長は前項の規定により保険税の徴収方法を特別徴収に変更したときは、国民健康保険税納付方法変更申出取消通知書（様式第3号）を世帯主に送付するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年3月31日から施行する。

（波田町編入に伴う経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に、国民健康保険税の納付方法を世帯主の申出により口座振替による普通徴収に変更することに関する取扱要領（平成21年波田町訓令第5号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

○松本市国民健康保険の保険給付等に関する規則

平成30年3月30日

規則第19号

松本市国民健康保険の保険給付等に関する規則（昭和58年規則第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、松本市国民健康保険の保険給付等について、法令及び松本市国民健康保険条例（昭和34年条例第24号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（被保険者証及び高齢受給者証の再交付申請書）

第2条 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「法施行規則」という。）第7条第1項の規定による被保険者証の再交付に関する申請書及び法施行規則第7条の4第4項の規定による高齢受給者証の再交付に関する申請書は、国民健康保険被保険者証、高齢受給者証再交付申請書（様式第1号）によるものとする。

（被保険者証等の更新等）

第3条 法施行規則第7条の2第1項の規定による被保険者証の更新は、1年ごとに行うものとし、更新時期は、毎年10月1日とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 法施行規則第7条の4第3項の規定による高齢受給者証の更新は、1年ごとに行うものとし、更新時期は、毎年8月1日とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（所得基準によらず収入基準によることの申請書）

第4条 法施行規則第24条の3の規定による国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）第27条の2第3項第1号又は第2号の規定の適用を受けようとするときの申請書は、国民健康保険基準収入額適用申請書（様式第2号）によるものとする。

（一部負担金の減免又は徴収猶予）

第5条 市長は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項及び第52条第3項の規定により、次の各号のいずれかに該当する被保険者のうち、当該被保険者の属する世帯の生活が著しく困難になったと認めるときは、当該世帯に係る一部負担金を減免し、又は徴収を猶予することができる。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により収入が著しく減少したとき。
- (2) 天候不良による農作物の不作、その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業若しくは業務の休廃止又は失業により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由により収入が著しく減少したとき。

2 前項の減免又は徴収猶予は、一の傷病について一の保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に限るものとし、その期間は次のとおりとする。

- (1) 減免 申請のあった日の属する月（以下「申請月」という。）又は申請月の翌月の初日から3カ月以内
- (2) 徴収猶予 申請月又は申請月の翌月の初日から6カ月以内

(一部負担金の減免又は徴収猶予の申請)

第6条 前条の規定により一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主は、国民健康保険一部負担金減額、免除、徴収猶予申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(一部負担金の減免又は徴収猶予決定の通知)

第7条 市長は、一部負担金の減免又は徴収猶予の決定をしたときは、速やかに国民健康保険一部負担金減額、免除、徴収猶予証明書(様式第4号。以下「証明書」という。)を当該世帯主に交付しなければならない。

2 証明書の交付を受けた者は、療養の給付を受ける際、当該証明書を被保険者証に添えて保険医療機関等に提出しなければならない。

3 保険医療機関等は、第1項による証明書の提出があったときは、診療報酬明細書にその旨を記載し、証明書を添付して市長に提出しなければならない。

4 市長は、一部負担金の減免又は徴収猶予の申請を却下したときは、国民健康保険一部負担金減額、免除、徴収猶予不承認決定通知書(様式第5号)を当該世帯主に交付しなければならない。

(徴収猶予となった一部負担金の納入)

第8条 前条の規定により一部負担金徴収猶予の決定を受けた者は、市長の指定する期限内に、当該一部負担金を指定金融機関に納入しなければならない。

(一部負担金の減免の取消)

第9条 市長は、偽り、その他不正行為により一部負担金の減免を受けた被保険者があることを発見したときは、直ちに一部負担金の減免を取り消し、当該被保険者が、その取消しの日の前日までに減免によりその支払いを免かれた額を期限を付して当該被保険者の属する世帯の世帯主から納付させなければならない。

2 市長は、一部負担金の徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その徴収猶予の全部又は一部を取り消し、一時に徴収することができる。

(1) 徴収猶予を受けた被保険者の資力その他の事情が変更したため、徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。

(2) 偽り、その他不正の行為により徴収猶予を受けたと認められるとき。

3 市長は前2項の規定による決定をした場合は、速やかにその旨を当該世帯の世帯主及び保険医療機関等に国民健康保険一部負担金減額、免除、徴収猶予取消決定通知書(様式第6号)により、通知しなければならない。

(標準負担額減額認定証の交付申請)

第10条 法施行規則第26条の3第1項又は第26条の6の4第1項の規定による市町村の認定に関する申請書は、国民健康保険限度額適用、標準負担額減額、限度額適用・標準負担額減額認定申請書(様式第7号。以下第16条において「認定申請書」という。)によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、認定を行ったときは国民健康保険標準負担額減額認定証を、認定を行わないときは速やかに国民健康保険限度額適用、標準負担額減

額、限度額適用・標準負担額減額認定申請却下通知書（様式第8号。以下第16条において「却下通知書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

（食事療養標準負担額減額差額の支給申請）

第11条 法施行規則第26条の5第2項の規定による食事療養標準負担額減額差額の支給に関する申請書は、国民健康保険標準負担額減額差額支給申請書（様式第9号。以下「標準負担額差額申請書」という。）によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、支給すると決定したときは支給すべきものと決定した食事療養標準負担額減額差額を標準負担額差額申請書に記載された口座振込依頼先に振り込むものとし、支給しないと決定したときは速やかに国民健康保険標準負担額減額差額支給申請却下通知書（様式第10号）を当該申請者に交付するものとする。

（療養費の支給申請）

第12条 法施行規則第27条第1項の規定による療養費の支給に関する申請書は、国民健康保険療養費支給申請書（様式第11号。以下「療養費申請書」という。）によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査して支給の可否を決定し、支給すべきものと決定した療養費を療養費申請書に記載された口座振込依頼先に振り込むものとする。

（特別療養費の支給申請）

第13条 法施行規則第27条の5第1項の規定による特別療養費の支給に関する申請書は、国民健康保険特別療養費支給申請書（様式第12号。以下「特別療養費申請書」という。）によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査して支給の可否を決定し、支給すべきものと決定した特別療養費を特別療養費申請書に記載された口座振込依頼先に振り込むものとする。

（移送費の支給申請）

第14条 法施行規則第27条の11第1項の規定による移送費の支給に関する申請書は、国民健康保険移送費支給申請書（様式第13号。以下「移送費申請書」という。）によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査して支給の可否を決定し、支給すべきものと決定した移送費を移送費申請書に記載された口座振込依頼先に振り込むものとする。

（特定疾病の認定申請等）

第15条 法施行規則第27条の13第1項の規定による市町村の認定に関する申請書は、国民健康保険特定疾病認定申請書（様式第14号）によるものとする。

2 法施行規則第27条の13第7項の規定による特定疾病療養受療証（以下「特定疾病受療証」という。）の更新（同条第4項ただし書に規定する特定疾病受療証に限る。）は1年ごとに行うものとし、更新時期は毎年8月1日とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 法施行規則第27条の13第8項の規定による特定疾病療養受療証の再交付に関する申請書は、国民健康保険特定疾病療養受療証再交付申請書（様式第15号）によるものとする。

（限度額適用認定証の交付申請）

第16条 法施行規則第27条の14の2第1項又は第27条の14の4第1項の規定による市町村

の認定に関する申請書は、認定申請書によるものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、認定を行ったときは国民健康保険限度額適用認定証を、認定を行わないときは速やかに却下通知書を当該申請者に交付するものとする。

(高額療養費の支給申請)

第17条 法施行規則第27条の16第1項の規定による高額療養費の支給に関する申請書は、国民健康保険高額療養費支給申請書(様式第16号)によるものとする。

- 2 法施行規則第27条の17の2第1項の規定による年間の高額療養費の支給に関する申請書は、国民健康保険高額療養費(外来年間合算)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(様式第17号)によるものとする。

- 3 市長は、第1項及び前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査して支給の可否を決定し、支給すべきものと決定した当該申請書に記載された口座振込依頼先に振り込むものとする。

- 4 市長は、高額療養費に係る療養のあった月の初日において、世帯主及び当該世帯主の世帯に属する被保険者が70歳に達する日の翌日以後である場合に該当する松本市国民健康保険の被保険者について、国民健康保険高額療養費の自動給付申請書(様式第18号。以下「自動給付申請書」という。)による申請があったときは、以後月ごと及び年間の高額療養費支給申請を省略するものとする。この場合において、高額療養費の支給に該当する月があるときは、当該月ごとに高額療養費の支給を決定し、自動給付申請書に記載された口座振込依頼先に振り込むものとする。

- 5 市長は、世帯主から申出があった場合、又は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に規定する手続の自動給付化を停止することができるものとし、当該各号に該当しなくなった場合は当該停止を解除するものとする。

- (1) 国民健康保険の加入者に異動が生じ、前項の規定による対象者の要件を満たさなくなった場合
- (2) 指定された支払先への入金ができなくなった場合
- (3) 国民健康保険税の滞納がある場合
- (4) 前項の規定による申請の内容に偽りその他不正があった場合

(高額介護合算療養費の支給申請)

第18条 法施行規則第27条の26第1項又は第27条の27第1項の規定による高額介護合算療養費の支給に関する申請書は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(様式第19号。以下「高額介護療養費申請書」という。)によるものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査して支給の可否を決定し、支給すべきものと決定した高額介護合算療養費を高額介護合算療養費申請書に記載された口座振込依頼先に振り込むものとする。

(第三者の行為による被害の届出)

第19条 法施行規則第32条の6の規定による届出は、第三者行為による傷病届(様式第20号)によるものとする。

(結核精神給付金の支給申請)

第20条 被保険者の属する世帯の世帯主は、条例第5条の2第1項に規定する結核精神給付金の支給を受けようとするときは、当該医療に係る診療報酬明細書及び領収書を付して国民健康保険結核精神給付金支給申請書(様式第21号。以下「結核精神給付金申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して支給の可否を決定し、支給すべきものと決定した結核精神給付金を結核精神給付金申請書に記載された口座振込依頼先に振り込むものとする。

(出産育児一時金の支給申請等)

第21条 被保険者の属する世帯の世帯主は、条例第5条の3に規定する出産育児一時金の支給を受けようとするときは、出産につき算定した費用の額に関する証拠書類を付して、国民健康保険出産育児一時金支給申請書(様式第22号。以下「出産育児一時金申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、世帯主が病院、診療所又は助産所(以下「医療機関等」という。)を受取代理人として出産育児一時金の支給を受けようとする場合(以下「受取代理」という。)は、国民健康保険出産育児一時金支給申請書(事前申請用)(様式第23号。以下「出産育児一時金事前申請書」という。)を出産前に市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査して支給の可否を決定し、支給すべきものと決定した出産育児一時金を出産育児一時金申請書又は出産育児一時金支給事前申請書に記載された口座振込依頼先に振り込むものとする。

4 条例第5条の3第1項に規定する規則で定める額は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、16,000円とする。

(葬祭費の支給申請)

第22条 条例第6条に規定する葬祭費の支給を受けようとする者は、国民健康保険葬祭費支給申請書(様式第24号。以下「葬祭費申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して支給の可否を決定し、支給すべきものと決定した葬祭費を葬祭費申請書に記載された口座振込依頼先に振り込むものとする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の松本市国民健康保険の保険給付等に関する規則(以下「新規則」という。)第5条第2項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の松本市国民健康保険の保険給付等に関する規則の規定による様式は、当分の間新規則の規定による様式とみなす。

(松本市国民健康保険高額療養費貸付規則の一部改正)

4 松本市国民健康保険高額療養費貸付規則(昭和52年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「(昭和58年規則第11号)第14条」を「(平成30年規則第19号)第17条」に改める。

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の松本市国民健康保険の保険給付等に関する規則の規定による様式は、当分の間新規則の規定による様式とみなす。

○松本市国民健康保険高額療養費貸付規則

昭和52年4月1日

規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、松本市国民健康保険の被保険者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支払にあてる資金（以下「資金」という。）を貸し付けることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付けの対象者)

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、高額療養費の支給を受ける松本市国民健康保険の被保険者で、国民健康保険税を滞納していない者とする。

(貸付額)

第3条 貸付額は、高額療養費に相当する額とする。

(貸付金の利子)

第4条 貸付金は、無利子とする。

(貸付けの申請)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高額療養費貸付申請書（様式第1号）に医療機関の自己負担分保険診療報酬請求書（様式第2号）を添えて市長に申請しなければならない。

(高額療養費の支給申請)

第5条の2 前条の規定により資金の貸付けの申請をする場合には、申請者は、貸付けの申請と同時に、松本市国民健康保険の保険給付等に関する規則（平成30年規則第19号）第17条に規定する高額療養費の支給申請をしなければならない。

(貸付けの決定)

第6条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、これを審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定し、高額療養費貸付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(借用書の提出)

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「借受人」という。）は、高額療養費貸付金借用書（様式第4号）に、松本市財務規則（平成3年規則第10号）に定める請求書を添えて市長に提出しなければならない。

(償還方法等)

第8条 借受人は、第5条の規定による資金の貸付けの申請と同時に、市長に対し高額療養費の支給時に高額療養費と高額療養費貸付金債権を対等額において相殺する旨の停止条件付相殺契約（以下「相殺契約」という。）の申込みを行うものとする。

2 前項に規定する相殺契約の申込みは、停止条件付相殺契約申込書（様式第6号）により行うものとする。

3 当該相殺契約の申込みに対する市長の応諾は、第6条に規定する高額療養費貸付決定通知書により

行われたものとみなす。

4 市長は、当該相殺契約に基づき、高額療養費支給時に高額療養費と当該高額療養費貸付金債権を対等額において相殺し、その差額を借受者に対し支給するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、高額療養費の額が当該高額療養費貸付金の額に満たないときは、市長は、当該相殺契約に基づき、支給すべき高額療養費の額の限度においてこれを当該高額療養費貸付金債権と相殺し、その差額を借受人に対し、市長の指定する日までに償還させるものとする。

(住所、氏名等の変更)

第9条 借受人は、氏名若しくは住所又は加入医療保険に変更を生じたときは、速やかに高額療養費借受人氏名・住所・加入医療保険変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(貸付金の返還)

第10条 借受人がさかのぼって国民健康保険の資格を喪失した場合及びいつわりその他不正の方法により貸付けを受けた場合は、市長は、その者から既に貸付けた貸付金の全部又は一部を直ちに返還させるものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

(四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の編入に伴う経過措置)

2 四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の編入の日前に、四賀村国民健康保険高額医療費資金貸付基金施行規則（平成4年四賀村規則第16号）、安曇村高額療養費貸付規則（平成13年安曇村規則第8号）、奈川村国民健康保険高額療養費貸付規則（昭和61年奈川村規則第4号）又は梓川村高額療養費貸付規則（昭和53年梓川村規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

○松本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規程

平成18年3月31日

訓令乙第20号

(目的)

第1条 この規程は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項及び松本市国民健康保険の保険給付等に関する規則（平成30年規則第19号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、一部負担金（高額療養費に該当する場合は自己負担額をいう。以下同じ。）の減額又は免除（以下「減免」という。）及び徴収猶予に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準生活費をいう。
- (3) 一部負担金所要見込額 月の初日から当該月の末日までにおける被保険者の属する世帯の医療機関、薬局等への支出見込額をいう。
- (4) 一部負担金充当可能額 実収入月額から基準生活費の870分の990に相当する額を減じた額をいう。
- (5) 一部負担金不足額 一部負担金所要見込額から一部負担金充当可能額を減じた額をいう。

(要件)

第3条 規則第5条第1項の規定による一部負担金の減免又は徴収猶予の要件は、次のとおりとする。この場合において、世帯の実収入月額及び基準生活費の算定には、同一の住居に居住し、生計を一にしている者及び住居を一にしていない者であっても、当該世帯の生計状況等から同一世帯として算定することが適当であると認める者を含めるものとする。

- (1) 免除 実収入月額が基準生活費の870分の990に相当する額以下のとき。
- (2) 減額 実収入月額が基準生活費の870分の990に相当する額超870分の1170に相当する額以下のとき。
- (3) 徴収猶予 実収入月額が基準生活費の870分の1170に相当する額を超える場合で、当該実収入月額が基準生活費の870分の990に相当する額と一部負担金所要見込額を合算した額に満たないとき。

(減額率)

第4条 一部負担金の減額率は、一部負担金不足額を一部負担金所要見込額で除して算定するものとする。この場合において、小数点以下第1位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入するものとする。

(必要書類)

第5条 規則第6条の規定による申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 世帯状況・収入状況等申告書(様式第1号)
- (2) 給与証明書(様式第2号。給与所得を有する世帯に限る。)
- (3) 預貯金等の残高を証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査)

第6条 規則第6条に規定する申請書を受理したときは、その内容及び次に掲げる事項を調査し、必要があると認めるときは、法第113条の規定により、申請者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は質問を行うものとする。

- (1) 当該世帯が保有している資産の全てを生活又は営業のために活用していること。
- (2) 当該世帯に属する世帯員のうち、労働能力を有する者が全て就労していること。ただし、就労していないことに特別の事情があると認める者を除くものとする。
- (3) 当該世帯に賦課された国民健康保険税を完納していること。

2 前項の調査において、申請者が非協力的又は消極的であり、内容の確認が困難である場合は、申請を却下するものとする。

3 第1項の規定による調査の結果、生活保護法の適用が認められるときは、生活保護を受けるよう指導するものとする。

(証明書の有効期限)

第7条 規則第7条の規定による証明書の有効期限は、申請のあった日の属する月(以下「申請月」という。)又は申請月の翌月の初日から当該日の属する月の末日までとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

○松本市国民健康保険被保険者資格証明書交付規程

平成13年3月30日

訓令甲第6号

(目的)

第1条 この規程は、国民健康保険の被保険者間の負担の公平を図るため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第1条の3に規定する特別の事情があると認められないにもかかわらず国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯主に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付するために必要な事項及び法第63条の2の規定に基づき保険給付の支払を一時差し止め、差し止めた保険給付の額から滞納している保険税額を控除するために必要な事項を定めることを目的とする。

(被保険者証の返還)

第2条 市長は、法第9条第3項の規定により、保険税を滞納している世帯主（その世帯に属するすべての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下「原子爆弾被爆者援護法等の規定による医療等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険税の納期限から1年間を経過するまでの間に当該保険税を納付しない場合において、当該保険税の滞納について次に掲げる事情があると認められるときを除き、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求める。

- (1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難に遭つたとき。
- (2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- (3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 世帯主がその事業につき著しい損害を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めたとき。

2 市長は、法第9条第4項の規定により、保険税の納期限から1年間を経過しない場合においても、世帯主が保険税を滞納しているときは、当該保険税の滞納について前項各号に掲げる事情があると認められるときを除き、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。

3 被保険者証の返還を求めたにもかかわらず、当該被保険者証の返還に応じない世帯主に対し、市長は、松本市国民健康保険条例（昭和34年条例第24号）第14条の規定により、過料を科する。

4 被保険者証の返還を求めた場合において、当該被保険者証の有効期限が切れたときは、当該被保険者証の返還があつたものとみなす。

(弁明の機会の付与の通知)

第3条 市長は、被保険者証の返還を求めようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第30条の規定による弁明の機会の付与の通知をする。

(資格証明書の交付)

第4条 市長は、被保険者証の返還を受けたときは、当該被保険者証を返還した世帯主に対しその世帯に属する被保険者（原子爆弾被爆者援護法等の規定による医療等を受けることができる者及び18歳

に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)に係る資格証明書(その世帯に属する被保険者の一部が原子爆弾被爆者援護法等の規定による医療等を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは当該資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(原子爆弾被爆者援護法等の規定による医療等を受けることができる者を除く。))にあつては、有効期間を6月とする被保険者証。以下この項において同じ。)、その世帯に属するすべての被保険者が原子爆弾被爆者援護法等の規定による医療等を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証)を交付する。

(被保険者証の交付)

第5条 市長は、資格証明書の交付を受けている世帯主が次の各号のいずれかに該当したときは、当該世帯主に対しその世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

- (1) 滞納している保険税を完納したとき。
- (2) 滞納額が著しく減少したとき。
- (3) 第2条第1項各号に掲げる事情があると認められるに至つたとき。

2 世帯主が資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が原子爆弾被爆者援護法等の規定による医療等を受けることができる者となつたとき、市長は、当該世帯主に対し当該被保険者に係る被保険者証を交付する。

(保険給付の一時差止)

第6条 市長は、法第63条の2第1項の規定により、保険給付を受けることができる世帯主が保険税を滞納し、かつ、当該保険税の納期限から1年6月間を経過するまでの間に当該保険税を納付しない場合において、当該保険税の滞納について第2条第1項各号に掲げる事情があると認められるときを除き、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止める。

2 市長は、法第63条の2第2項の規定により、保険税の納期限から1年6月間を経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主が保険税を滞納しているときは、当該保険税の滞納について第2条第1項各号に掲げる事情があると認められるときを除き、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 前2項の規定により一時差し止める保険給付の額は、滞納額に比し、著しく高額なものとなつてはならない。

(一時差止額からの滞納額の控除)

第7条 市長は、法第63条の2第3項の規定により、資格証明書の交付を受けている世帯主であつて、前条第1項及び第2項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされている世帯主が、なお滞納している保険税を納付しないときは、あらかじめ当該世帯主に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主が滞納している保険税額を控除することができる。

(審査委員会)

第8条 市長は、被保険者証の返還に係る弁明の審査をするため、松本市国民健康保険被保険者証の返還に係る弁明審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

- 2 第3条の通知に対し弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）の提出を受けたときは、当該弁明の内容を審査するため速やかに審査委員会を開き、弁明書を提出した者に審査結果を通知する。
- 3 審査委員会は、次の職員をもつて構成する。
保険課長、保険税担当課長、保険給付担当係長、保険税担当係長、保険給付担当職員、保険税担当職員
- 4 審査委員会に委員長を置き、保険課長をもつて充てる。
- 5 委員長に事故あるときは、保険課長があらかじめ指名した職員が職務を代行する。
- 6 審査委員会は、委員長が招集する。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

○松本市国民健康保険有効被保険者証取扱交付要綱

平成9年8月28日

告示第293号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市国民健康保険の保険給付等に関する規則（平成30年規則第19号）第3条に定めるもののほか、被保険者証の更新等について必要な事項を定めることを目的とする。

(被保険者証の更新等)

第2条 国民健康保険税を滞納している世帯主（現年度分のみ国民健康保険税を滞納している世帯主を除く。以下「滞納者」という。）に交付された被保険者証の更新は、1年未満で市長が別に定めるところにより行うものとし、更新時期は当該被保険者証の有効期限欄に記載された日の翌日とする。

(被保険者証の切替)

第3条 市長は、滞納者が滞納額を完納したとき又は滞納者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付済の被保険者証と引換えに有効期限を直近の9月30日とする被保険者証を交付する。ただし、交付済の被保険者証の有効期限が9月30日となっているものについては、この限りでない。

- (1) 分納誓約書を提出し、これを確実に履行し、現に当該滞納者が所有している被保険者証の有効期限までに完納が見込めるとき。
- (2) 国民健康保険税条例（昭和45年条例第9号）第23条第1項第1号又は第2号に該当したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

(被保険者証の交付状況の把握)

第4条 市長は、第2条の規定による1年未満の被保険者証の交付状況について必要な事項を整備し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成9年8月28日から施行する。

○松本市国民健康保険人間ドック等助成事業実施要綱

昭和55年8月1日

告示第124号

(目的)

第1条 この要綱は、生活習慣病等の早期発見、早期治療を行い、市民の健康保持増進を図るため、松本市国民健康保険の被保険者が市内の医療機関（市長の指定する医療機関に限る。以下「市内医療機関」という。）又は市外の医療機関（以下「市外医療機関」という。）において、人間ドック又は脳ドック（以下「人間ドック等」という。）を受診する場合の費用の一部を助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者は、人間ドック等を受診する日の属する年度中に満35歳以上となる市内居住者で松本市国民健康保険の被保険者とする。

(補助券の申請)

第3条 人間ドック等を受診し補助を受けようとするときは、被保険者証を提示して、市内医療機関で受診する者（以下「市内受診者」という。）は松本市国民健康保険人間ドック等補助券交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(補助券の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、受診者が第2条の対象者であるか確認し、適当と認めるときは、市内受診者には松本市国民健康保険人間ドック等受診補助券（様式第2号。以下「補助券」という。）を交付するものとする。

2 市長は前項の補助券を交付するときは、松本市国民健康保険人間ドック等補助券交付台帳（様式第3号）に記載するものとする。

(補助額及び補助限度)

第5条 受診料の補助額は、次のとおりとし、補助の回数は、同一人に対し1年度につき1回とする。

区分		補助額
人間ドック	日帰り	1人 15,000円
	1泊2日	1人 20,000円
脳ドック	人間ドックの追加検査として行う	1人 10,000円
	脳ドック又は簡易脳ドック	
	その他	1人 15,000円

2 前項の規定にかかわらず、人間ドック等の受診料が前項の表の補助額を下回る場合は、当該受診料の額を補助額とする。

(補助券の有効期間)

第6条 補助券の有効期間は、受診予定日から当該年度の末日までとする。

(受診方法)

- 第7条 第4条の規定により補助券の交付を受けた者は、市内医療機関の指定した日に補助券を提出して受診し、受診料のうちから第5条に定める補助額を控除した額を市内医療機関に支払うものとする。
- 2 市外医療機関で人間ドック等を受診した者（以下「市外受診者」という。）は、受診料の全額を市外医療機関に支払うものとする。

(補助金の請求及び支払)

- 第8条 市内医療機関の長は、受診者が提出した補助券を添付した請求書により受診月の翌月の15日までに市長へ補助金の請求をするものとする。
- 2 市長は、前項の請求があったとき、その月の末日までに補助金を支払うものとする。

(交付申請及び実績報告書)

- 第9条 市外受診者は、松本市国民健康保険人間ドック等補助金交付申請書（実績報告書）（様式第4号）及び松本市国民健康保険人間ドック等補助金交付申請書（様式第5号）に、受診した医療機関の発行する領収書及び診断結果書が分かる書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び確定通知)

- 第10条 市長は、前条に規定する書類を受領したときは、その内容を審査し、松本市国民健康保険人間ドック等補助金交付決定通知書（確定通知書）（様式第6号）により通知するものとする。

(補則)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- (波田町の編入に伴う経過措置)
- 2 波田町の編入の日前に、波田町国民健康保険の被保険者が受診した人間ドック等の費用の助成は、波田町国民健康保険精密健康診断受診に関する補助金交付要綱（昭和61年波田町要綱第1号）の例による。

○松本市国民健康保険特定健康診査実施要綱

平成20年3月31日

告示第158号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び松本市国民健康保険条例（昭和34年条例第24号）に基づき、松本市が実施する特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(特定健康診査等の対象者)

第2条 特定健康診査等の対象者（以下「対象者」という。）は、松本市国民健康保険の被保険者で、特定健康診査等実施年度中に30歳、35歳及び40歳以上75歳以下の年齢に到達する者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の対象者から除くことができるものとする。

- (1) 刑事施設、労役所等に拘禁されている者
- (2) 病院又は診療所に入院している者
- (3) 法第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設等に入所等している者
- (4) 要介護認定を受けている者
- (5) 現に生活習慣病（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第1条に規定する生活習慣病をいう。）により病院、診療所等で診療等を受けている者

(特定健康診査等の周知)

第3条 市長は、特定健康診査等を実施するときは、事業計画を定め、広報等により対象者に周知するものとする。

(特定健康診査の申込み)

第4条 特定健康診査を受けようとする者は、市長に申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、申込者に対し、受診券及び問診票を交付するものとする。

(特定健康診査等の受診方法等)

第5条 特定健康診査は、集団健診又は個別健診の方法により行うものとする。

2 特定健康診査を受けようとする者は、受診券及び問診票並びに保険証を持参するものとする。

3 特定健康診査は、同一人について、同一年度に1回受診できる。

4 特定保健指導は、対象者別に情報提供、動機付け支援及び積極的支援の3つのレベルに応じて実施する。

5 特定健康診査の結果により、該当者には特定保健指導の利用券を交付するものとする。

(介護予防事業等との連携)

第6条 特定健康診査等を実施するに当たっては、受診者の負担軽減のため、介護予防事業と合わせて行うものとする。

(転入者の特定健康診査の申込み)

第7条 年度内に松本市へ転入した者で、特定健康診査を受診していない者の特定健康診査の申込受付

は、健康づくり課窓口で行うものとする。

(特定健康診査の内容)

第8条 特定健康診査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 問診 服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目及び自覚症状等
- (2) 計測 身長、体重、BMI及び腹囲
- (3) 診察 理学的所見(身体診察)及び血圧
- (4) 脂質 中性脂肪、HDLコレステロール及びLDLコレステロール
- (5) 肝機能 AST(GOT)、ALT(GPT)及びγ-GT(γ-GTP)
- (6) 代謝系 空腹時血糖又はヘモグロビンA1c
- (7) 尿及び腎機能 尿糖、尿潜血、尿蛋白及びクレアチニン
- (8) 尿酸値
- (9) 心電図
- (10) 貧血検査

(特定健康診査の個人負担)

第9条 前条各号の特定健康診査に係る個人負担金は1,000円とし、特定保健指導に係る個人負担金は徴収しないものとする。

(健診結果の通知等)

第10条 特定健康健診の結果は、受診者本人に通知するものとする。

(健診業務等の委託)

第11条 市長は、特定健康診査の実施及びそれに付属する業務を委託することができる。

(個人情報の保護)

第12条 市長は、前条の規定により健診業務等を委託したときは、当該業務の受託者(以下「受託者」という。)に対し、個人情報の保護に関する指導を行うものとする。

2 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び松本市個人情報保護条例(平成30年条例第2号)を遵守するほか、個人情報の適正な取扱いのため必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

○松本市国民健康保険診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要綱

平成9年9月1日

告示第305号

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に基づく国民健康保険の医療の診療及び調剤報酬明細書等（以下「レセプト」という。）の開示に係る事務の取扱いに関し、個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に配慮をするとともに、業務の円滑かつ適正な遂行のため必要な事項を定めることを目的とする。

(レセプトの範囲)

第2条 開示の対象とするレセプトは、過去5年間分のものとし、かつ、開示の請求に係る被保険者等（国民健康保険法に規定する被保険者で、同法に基づく療養の給付を受けたものをいう。以下同じ。）本人に関するものに限る。

(請求者の範囲)

第3条 開示の請求ができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 被保険者等本人（過去において被保険者等であった者を含む。）
- (2) 被保険者等が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) 被保険者等から開示の請求に関する委任を受けた弁護士
- (4) 被保険者等が死亡している場合にあつては、当該被保険者等の父母、配偶者又は子（以下「遺族」という。）
- (5) 遺族が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- (6) 遺族からの開示の請求に関する委任を受けた弁護士

(被保険者等からの開示の請求)

第4条 前条第1号から第3号までに規定する者が開示の請求をしようとするときは、診療報酬明細書等開示請求書（様式第1号。以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、開示請求書の提出を受けたときは、開示請求書を提出した者（以下「請求者」という。）の本人確認を行うものとする。

3 市長は、前項の請求者に対し、別に定めるレセプト開示に係る説明書を配布し、次に掲げる事項について説明し理解を求めるものとする。

- (1) 開示請求者の本人確認の必要性
- (2) 保険医療機関等に対する事前確認の必要性
- (3) 保険医療機関等が開示に同意しなかった場合については開示できないこと。
- (4) 開示請求のあったレセプトが存在しない場合については開示できないこと。
- (5) 診療内容に係る照会については対応できないこと。
- (6) 交付の方法
- (7) 交付までの所要日数
- (8) 開示請求に必要な書類

(9) レセプトには診療内容全てが記載されているものではないこと。

第5条 市長は、次に掲げるいずれかの書類（有効な原本に限る。）の提出又は提示を求めて請求者（弁護士を除く。）の本人確認をするものとする。

(1) 次のうちいずれか1点

運転免許証、旅券（パスポート）、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操従者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員等）、古物行商許可証、無線従事者免許証、官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書（写真・生年月日のあるもの）

(2) 次のうちいずれか2点（a+b又はa+a）

a	健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、厚生年金保険年金証書（手帳）、船員保険年金証書（手帳）、国民年金年金証書（手帳）、共済年金証書、恩給証書、身体障害者手帳、請求書に押印した印の印鑑登録証明書
b	次のうち写真が貼ってあるもの 会社の身分証明書、学生証、公の機関が発行した資格証明書

2 市長は、被保険者等の氏名が婚姻等により開示の請求時と診療時とで異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認するものとする。

3 市長は、請求者のうち法定代理人から開示の請求があったときは、被保険者等が未成年者又は成年被後見人であり、かつ、請求者が親権者又は成年後見人であることを、次に掲げる書類のうち必要と認められるものの提出又は提示を求め確認するものとする。

(1) 戸籍謄本（抄本）

(2) 住民票

(3) 後見開始の審判書

(4) 家庭裁判所の証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、法定代理関係を確認し得る書類

4 市長は、請求者のうち弁護士から開示の請求があったときは、次に掲げる確認により当該弁護士の本人確認を行わなければならない。

(1) 日本弁護士連合会会則第29条第2項に定める弁護士の帯用する記章及び同会則第24条に定める登録番号の提示による確認

(2) 当該弁護士に係る法律事務所の名称及び住所等の記載のある日本弁護士連合会又は所属弁護士会発行の身分証明書等の提出又は提示による確認（身分証明書等がない場合は、第1項第1号に掲げる書類の提出又は提示による確認）

5 市長は、弁護士から開示の請求があったときは、被保険者等の署名・押印のある委任状及び委任状

に押印された印鑑の印鑑登録証明書の提出を求め、当該被保険者等から開示の請求に関する委任があることを確認しなければならない。

6 第1項から第4項までの規定により書類の提示をもって確認を行ったときは、提示された書類を複写するものとする。

(開示請求書の受理)

第6条 市長は、開示請求書の受理に当たっては、開示請求書に受付日付印を押印のうえ請求者へ当該開示請求書の写しを交付するものとする。

(開示等の照会)

第7条 市長は、開示することによって被保険者等が傷病名等を知ったとしても被保険者等の診療上支障が生じないかどうかを、次項に定める照会により主治医に対して確認しなければならない。

2 市長は、診療報酬明細書等の開示について(照会)(様式第2号)に回答期限(発信日から14日間)を記載し、開示の請求のあったレセプトの写し(以下「コピーレセプト」という。)を添えて、当該レセプトを発行した保険医療機関等に対し、開示の適否について照会するものとする。

3 レセプトを開示することにより被保険者等の診療上支障が生じない場合は開示と、診療上支障が生じる部分を伏して開示する場合は部分開示と、診療上支障が生じる場合は不開示と区分するものとする。

(開示等の決定)

第8条 市長は、保険医療機関等から診療報酬明細書等の開示について(回答)(様式第3号)により前条の照会に対する回答があったときは、その回答に従って開示、部分開示又は不開示を決定する。

2 市長は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定をするものとする。

(1) 前条に定める照会をした際に示した回答期限内に当該保険医療機関から回答がなかった場合で、電話等により回答の要請をしたがなお回答が得られないとき。ただし、主治医と連絡中である等遅延に相当な事由が認められる場合を除く。

(2) 保険医療機関等の廃止等の事情により、当該保険医療機関に対して前条に定める照会を行うことができないとき。

(3) 前条に定める照会をしたが送達不能で返戻され、当該保険医療機関を所轄する都道府県保険主管課(部)に確認してもなお当該保険医療機関の所在が確認できないとき。

(調剤の報酬明細書の開示手続)

第9条 市長は、調剤の報酬明細書を前条の規定により開示又は部分開示するときは、当該調剤の報酬明細書が発行した保険薬局に対し調剤報酬明細書の開示について(お知らせ)(様式第4号)により速やかに通知するものとする。

(開示又は部分開示の方法)

第10条 市長は、開示請求書において窓口交付を希望した請求者に対し、第8条の規定により開示又は部分開示の決定をしたときは、次により開示するものとする。

(1) 市長は、診療報酬明細書等開示決定通知書(様式第5号。以下「開示決定通知書」という。)

により速やかに請求者に通知するものとする。この場合において、開示できる期間は、開示決定通知書を発送した日から1カ月間とする。

- (2) 開示決定通知書の送付を受けた請求者は、当該開示決定通知書を市長に提示するものとする。
- (3) 市長は、前項の請求者の本人確認を第5条の規定に準じて行う。ただし、開示請求書の提出時に本人確認のため提出された書類又は提示された書類の写しにより本人確認ができるときは、書類の提出又は提示は必要としない。
- (4) 市長は、交付しようとするレセプトの写し（以下「交付用レセプト」という。）に国民健康保険法に規定する保険者名及び開示日を押印し、請求者に交付するものとする。
- (5) 請求者は、交付用レセプトを交付されたときは、開示請求書の所定の欄に署名しなければならない。

2 市長は、開示請求書において郵送交付を希望した請求者に対し、第8条の規定により開示又は部分開示の決定をしたときは、次により開示するものとする。

- (1) 市長は、診療報酬明細書等開示交付送付書（様式第6号）に保険者名及び開示日を押印した交付用レセプトを添えて、請求者に速やかに送付するものとする。この場合において、送付先は開示請求書に記載された住所とする。
- (2) 交付用レセプトを受領した請求者は、受領した旨を市長に速やかに通知しなければならない。
- (3) 市長は、交付用レセプトが送達不能で返戻され、返戻された日から1カ月以内に連絡がない場合は、当該交付用レセプトは、交付しないものとする。

3 交付用レセプトの交付部数は1部とする。

（不開示等の手続）

第11条 市長は、第8条の規定により不開示の決定をしたときは、診療報酬明細書等不開示通知書（様式第7号）により速やかに請求者に通知するものとする。この場合において、送付先は、開示請求書に記載された住所とする。

（遺族等からの開示の請求）

第12条 第3条第4号から第6号までに規定する者（以下「遺族等」という。）が開示の請求をしようとするときは、第4条（第4条第3項第2号及び第3号は除く。）、第5条及び第6条の規定を準用し開示の請求をするものとする。この場合において、第4条第1項中「前条第1号から第3号までに規定する者」とあるのは「第3条第4号から第6号までに規定する者」と、第5条第3項及び第5項中「被保険者等」とあるのは「遺族」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の規定により開示請求書を受付したときは、開示の決定をする。

3 前項の開示の方法は、第10条の規定を準用するものとする。この場合において同条中「第8条の規定により開示又は部分開示」とあるのは「第12条第2項の規定により開示」と、「交付用レセプト」とあるのは「コピーレセプト」と読み替えるものとする。

4 市長は、遺族等から開示請求書の提出を受けたときは、第5条に定めるもののほか、被保険者等の死亡の事実及び当該被保険者等の遺族であることを、次に掲げる書類のうち必要と認められるものの提出又は提示を求めて確認しなければならない。この場合において、同条第6項の規定を準用する。

- (1) 戸籍謄本（抄本）
- (2) 住民票（除票）
- (3) 死亡診断書

5 市長は、コピーレセプトを遺族等に第2項の規定により開示するときは、当該保険医療機関等（調剤の報酬明細書を開示する場合においては、保険薬局を含む。）に対し、診療報酬明細書等の開示について（お知らせ）（様式第8号）により速やかに通知するものとする。

（不存在）

第13条 市長は、開示請求があったレセプトについて調査してもなおその存在が確認できないときは不存在とし、診療報酬明細書等不存在通知書（様式第9号）により速やかに請求者に通知しなければならない。この場合において、送付先は、開示請求書に記載された住所とする。

（開示等に係る処理期間等）

第14条 市長は、開示請求書の受理からの処理期間が1カ月を超えるときは、請求者に診療報酬明細書等の開示決定等の期限の延長について（様式第10号）により延長の通知をするものとする。

（書類の整理保管）

第15条 市長は、開示請求書の受理から開示等の通知及び交付に至るまでの処理経過について、レセプト開示受付・処理経過簿（様式第11号）に整理し進捗状況を把握しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成9年9月1日から施行する。

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本

令和元年度版

松本市の国保



令和元年9月発行

発行 松 本 市

編集 松本市健康福祉部保険課

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

TEL 0263-34-3000 内線1521~1526

(直通) 0263-34-3203

URL <http://www.city.matsumoto.nagano.jp>

e-mail kokuho@city.matsumoto.lg.jp

